

第5次飯能市総合振興計画

後期基本計画（令和4年度～令和7年度）

市民との
対話による
まちづくり。



水 × 緑 × 人の出会い
森林文化都市
飯能市

飯能市民憲章

わたしたちは、

- 一、 恵まれた自然を愛し、緑と清流に映える、美しい飯能を守ります。
- 一、 明るく元気で働き、楽しい家庭をもとに、豊かな飯能を築きます。
- 一、 隣人互いに助け合い、思いやりの心をもって、住みよい飯能を創ります。
- 一、 進んで社会活動に参加し、健康と教養を高め、伸びゆく飯能を培います。
- 一、 若い力を大きく伸ばし、夢と希望をもって、未来の飯能を育てます。

市章



本計画の策定にあたって

本市では、平成 28(2016) 年に第 5 次飯能市総合振興計画を策定し、将来都市像「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現に向け、都心に近く、身近で豊かな自然という良好な環境を生かした施策を進めてまいりました。

最近では、「飯能市」の知名度の向上により、たくさんの方々に本市を訪れていただいていることや、転入される方々も徐々に増えており、過去 5 年間は転入者が転出者を上回る転入超過となっています。

しかしその一方、総人口については平成 17(2005) 年をピークに減少の一途にあり、特に 20 代の若者世代の流出が顕著に表れています。人口減少のペースは鈍化しつつあるものの、本市の活力を上げていくためには更なる取組を進めていかなければなりません。

また、人口減少や少子高齢化以外にも、新型コロナウイルス感染症に伴う生活や経済への影響、気候変動対策や持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた世界的な動き、技術革新による様々な分野でのデジタルシフトなど、私たちを取り巻く社会環境は近年目まぐるしく変化しています。

時代の大きな潮流の中にあっても、流されることなく、状況を見極めて柔軟に対応していくことが求められています。

後期基本計画は、基本構想で掲げた理念の下、社会の「変化」にしっかりと対応し、新たな時代に即したまちづくりに向けた計画としました。

特に、市の持続的な発展を実現していくため、「定住人口対策」と「森林の新たな利活用」に集中的に取り組むことを位置づけ、各種施策を展開することとしています。

本市の豊かな自然を生かしながら、災害に強く環境にやさしいまちづくりを通じて、市の活力と賑わいを取り戻してまいります。

本計画の推進にあたっては、「市民とともに作る飯能市」をキャッチフレーズに、皆さまとの「対話」を通じたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さまや市議会をはじめ、ご協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

「市民とともに作る飯能市」

令和 4 年 4 月

飯能市長 新井重治



目次

第1部 後期基本計画の策定に向けて	6
第1章 後期基本計画策定の趣旨	6
第2章 基本構想の概要	6
(1) 計画の構成と期間、位置付け	6
(2) まちづくりの基本理念	7
(3) 将来都市像	7
(4) 目標人口・交流人口	8
① 目標人口	
② 交流人口	
(5) シンボルプロジェクト	9
(6) 施策の大綱	9
(7) 土地利用構想	12
① 土地利用の基本理念	
② 土地利用の基本方針	
第3章 基本構想と前期基本計画の取組状況及び社会状況の変化	14
(1) 目標人口	14
① 人口(目標人口80,000人に向けて)	14
② 交流人口(目標480万人に向けて)	16
(2) シンボルプロジェクト	17
① オンリーワンの森林文化都市創造プロジェクト	17
② 交流・賑わいによる経済好循環創造プロジェクト	18
③ 子ども、若者の夢・未来創造プロジェクト	19
④ グローバルなシティプロモーション推進プロジェクト	20
(3) 前期基本計画の達成状況	21
① 前期基本計画の「まちづくりの基本目標」における主な取組	21
② 目標指標による達成状況評価	27
③ 市民意識調査結果	36
(4) 社会を取り巻く新たな状況	42
① 新型コロナウイルス感染症の影響	42
② 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた動き	43
第4章 後期基本計画で集中的に取り組むべき課題	44
(1) 定住人口対策	44
(2) 森林の新たな利活用	45
第5章 後期基本計画における基本的な視点	46
(1) 対話と協働によるまちづくり	
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の推進	
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進	
(4) 投資すべき事業への積極的な財政出動	
(5) 行政改革の推進	

第2部 後期基本計画	47
第1章 重点施策（第2期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略）	47
重点施策1 地域特性を生かし安定した雇用を創出する	48
重点施策2 交流人口、定住人口の人の流れを加速させる	49
重点施策3 出産、子育てなどの若い世代の希望をかなえる	50
重点施策4 安心して住み続けられる地域をつくる	51
第2章 分野別の基本施策	53
新たな魅力と交流によるまちづくりの推進	
1-1-1 森林文化の活用と展開	54
1-1-2 都市間交流とシティセールス・シティプロモーションの推進	56
1-1-3 新たな交流と観光のすすめ	58
1-1-4 エコツーリズムの推進	60
地域の特色が光る農林業の振興	
1-2-1 都市型農業の振興	62
1-2-2 林業の再生と振興	64
活力ある商工業の振興支援・連携	
1-3-1 商業の活性化・工業の振興	66
将来を描く雇用就業の創出	
1-4-1 企業誘致・起業支援・就業支援の推進	68
多様な子育て希望の支援	
2-1-1 切れ目のない子育て支援	70
2-1-2 子育て環境と幼児教育環境の充実	72
未来を拓く子どもの教育の推進	
2-2-1 未来を拓く教育の推進	74
2-2-2 学校・地域・家庭の連携と地域の教育力向上	76
豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進	
2-3-1 多様な生涯学習の推進	78
2-3-2 青少年の健全育成と定住促進	80
2-3-3 心豊かな文化・芸術の振興	82
2-3-4 健やかなスポーツ・レクリエーションの推進	84
健康長寿社会のまちづくり	
3-1-1 健康まちづくりの推進	86
3-1-2 安心をつなぐ地域医療体制の整備	88
安心した暮らしを支える福祉	
3-2-1 みんなで支える地域福祉の推進	90
3-2-2 豊かな高齢社会の創出（高齢者福祉）	92
3-2-3 障害者（児）の自立と社会参加の促進	94

豊かな暮らしを支える福祉制度の拡充	
3-3-1 自立に向けた生活支援	96
3-3-2 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営	98
3-3-3 介護保険制度の健全な運営	100
3-3-4 国民年金制度の安定化促進	102
安全に暮らせる防災・防犯の整備	
3-4-1 消防・救急体制の整備	104
3-4-2 防災・危機管理体制の強化	106
3-4-3 防犯のまちづくり	108
3-4-4 賢い消費生活の実現	110
暮らしが潤う自然の保全と活用	
4-1-1 自然環境の保全と活用	112
4-1-2 河川・湖等の環境保全	114
安全便利な交通環境の整備	
4-2-1 快適な道路網の整備	116
4-2-2 交通安全の推進	118
4-2-3 便利な公共交通ネットワークの促進	120
快適な暮らしを支える生活環境の整備	
4-3-1 潤いを提供する公園緑地	122
4-3-2 上水道の安定維持と整備	124
4-3-3 下水道の整備推進	126
4-3-4 暮らしやすい生活環境の整備・保全	128
4-3-5 廃棄物対策と循環型社会の推進	130
個性が光る快適居住基盤の整備	
4-4-1 戦略的な土地政策	132
4-4-2 快適な居住と住宅地の形成	134
4-4-3 住みよい市街地の基盤形成	136
4-4-4 地域情報通信基盤の拡充と利便性の向上	138
協働・共創による新たなまちづくり	
5-1-1 情報共有と市民参画機会の充実	140
5-1-2 協働に向けた市民活動の支援(地域活動)	142
5-1-3 新たなまちづくりへの取組	144
山間地域振興	
5-2-1 山間地域の持続的活性化	146
心豊かな共生社会の創造	
5-3-1 男女共同参画社会の実現	148
5-3-2 人権尊重社会の形成	150
5-3-3 多文化共生時代の国際交流・都市間交流	152

新たなイノベーション(刷新)による都市経営	
5-4-1 持続発展を導く行政経営	154
5-4-2 持続可能な健全財政運営	156
5-4-3 総合力を生かす広域行政・産学官金連携の推進	158
各施策項目と SDGs 17 のゴールとの対応一覧表	160
第3部 参考資料	162
第1章 計画の策定体制及び策定経過	162
(1) 計画の策定体制	162
(2) 計画の策定経過	163
第2章 地球規模で見たコロナ禍における SDGs の現状	164
第3章 都市宣言	182
(1) 飯能市森林文化都市宣言(平成17年4月1日)	182
(2) 飯能市平和都市宣言(平成31年3月16日)	182
(3) ゼロカーボンシティ共同宣言(令和3年2月15日)	183
索引	184

第1部 後期基本計画の策定に向けて

第1章 後期基本計画策定の趣旨

第5次飯能市総合振興計画は、平成28(2016)年3月に策定され、令和7(2025)年度までの基本構想(10か年)、令和3(2021)年度までの前期基本計画(6か年)を定めています※¹。

市では、基本構想に「水と緑の交流によるまちづくりの新機軸」、「魅力・交流・賑わい創造と経済の好循環」、「子ども、若者の夢・未来を育む」、「市民総力による自立的なまちづくり」の4つの「まちづくりの基本理念」を掲げ、将来都市像「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現に向けたまちづくりを進めています。

このたび、前期基本計画の目標年次を迎えることから、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする後期基本計画を策定します。

なお、後期基本計画における重点施策を「第2期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けます。

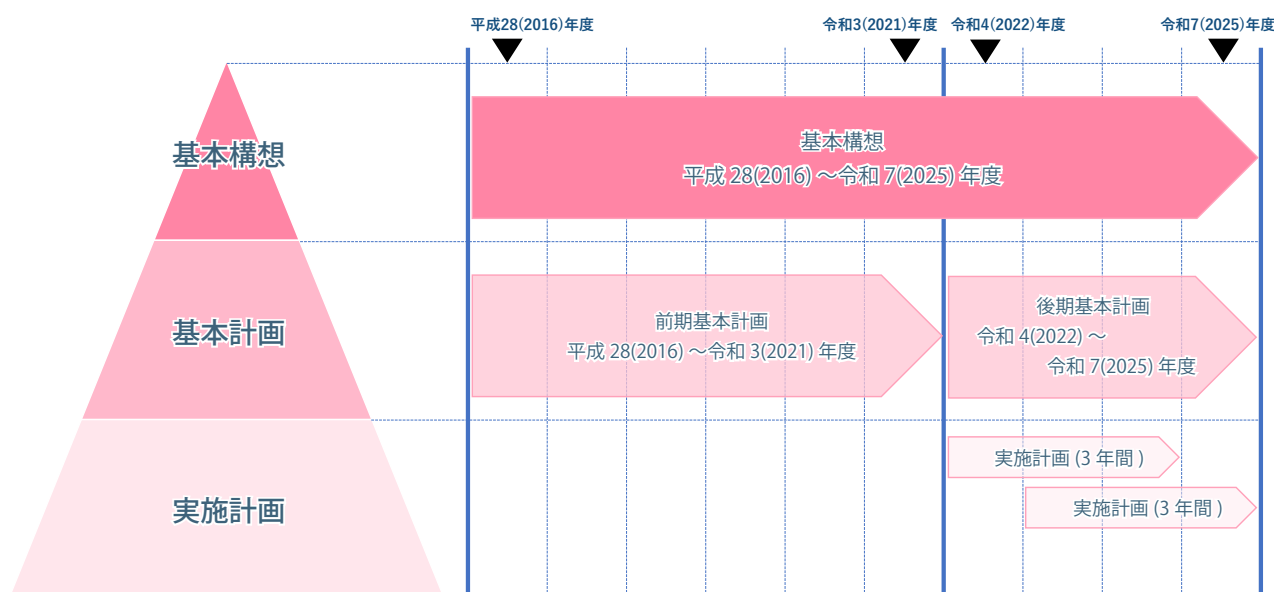
第2章 基本構想の概要

(1) 計画の構成と期間、位置付け

総合振興計画は、今後のまちづくりの総合的な方針を示すもので、本市が策定する全ての関連計画の最上位計画として位置付けます。

この計画は、基本構想と基本計画及び別途策定される実施計画の3層で構成されており、それぞれの性質や期間は次のとおりです。

基本構想	本市が目指すまちづくりの方針で、基本的な考え方を明らかにしたものです。
基本計画	基本構想に基づき、将来都市像を実現するための分野ごとの基本施策を明らかにしたものです。
実施計画	各施策を予算化し事業を実施するための3か年計画で、社会や経済の動向を踏まえ見直しを加えながら毎年度策定します。



※1 世界的に猛威を振った新型コロナウイルス感染症の影響を受け、後期基本計画の策定を1年延期したことに伴い、前期基本計画を1年延長し6年間の計画期間としています。

(2) まちづくりの基本理念

本市の市政運営の根幹をなす考え方を「まちづくりの基本理念」として、市民とともにまちづくりに取り組みます。

- 1 水と緑の交流によるまちづくりの新機軸 ～自然との新たな共存・共生スタイルの創造～
- 2 魅力・交流・賑わい創造と経済の好循環 ～一体的な魅力創造と経済の好循環～
- 3 子ども、若者の夢・未来を育む ～子どもと若者の明るい夢と未来を育む～
- 4 市民総力による自立的なまちづくり ～協働に磨きをかけた自立的な政策経営～

(3) 将来都市像

水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう

本市の最大の特徴である、都心に近く、身近で豊かな自然という良好な環境を生かし、多くの人が自然との触れ合いを求めて訪れる集客の仕組みや基盤づくりを進めると同時に、積極的な人口流入策を講じ、コンパクトに都市機能が整い若者が集うまち、魅力ある居住環境のあるまち、趣と風格のあるまちの創生を市民・企業等と連携して戦略的に展開します。これらを通して多くの人が訪れ、住みたい気持ちを誘われる、ひと・まち・地域がいきいきと元気で賑わう、オンリーワン、ナンバーワンの森林文化都市を目指します。



(4) 目標人口・交流人口

① 目標人口

令和 7(2025) 年度の目標人口を 80,000 人とします (目標人口 = 推計人口 + 政策想定人口)

本市の人口は、令和 4(2022) 年 1 月 1 日現在、78,630 人 (住民基本台帳人口) であり、平成 12(2000) 年の 85,886 人 (旧名栗村人口を含む。) をピークに、以降減少傾向にあります。

一般的な推計では、第 5 次総合振興計画の最終年度にあたる令和 7(2025) 年は、約 76,000 人にまで減少するとされています。

人口の減少は、持続的な市政運営だけでなく、地域コミュニティの弱体化や地域経済の活力低下など、様々なマイナスの影響を及ぼすことが懸念されています。また本市は、平成 26(2014) 年 5 月に日本創成会議^{※1} から、令和 22(2040) 年までに 20 歳から 39 歳までの女性の人口が 5 割以下に減少すると推計された自治体「消滅可能性都市」の一つに挙げられ、生産年齢人口の減少、特に「若い女性の人口」の減少が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、人口の自然減の抑制と社会増の拡大のために「住みたいまち」、「住み続けたいまち」、「訪れたいまち」を実現するための施策を総合的に展開することが重要です。

こうした取組によって、前期基本計画 6 年間の令和 3(2021) 年度までに人口減少に歯止めをかけ、後期基本計画の 4 年間では施策の改善や「選択と集中」を更に進め、政策・施策効果の最大化を図り、令和 7(2025) 年度の目標人口 80,000 人を目指します。

② 交流人口

水と緑を最大限に生かした交流戦略の刷新を図り、年間 480 万人の交流人口を目指します。

日本全国で人口減少と少子高齢化が急速に進み、地方部では今後その動向が更に加速すると言われています。

このような中、持続可能な都市を目指して、まちの賑わいを創出し活性化を図っていくためには、移住定住施策だけでなく、魅力を求めて本市を訪れる交流人口の拡大を図り、人の流れをまちの元気や活力につなげ、好循環を創り出していくことが重要であり、まさにこれが地域資源に恵まれた本市のこれからのまちづくりに求められる視点です。

本市では、これまでの取組を生かしながら、新たな観光・交流拠点となったメッツァ等の魅力を積極的かつ広域的に発信し、平成 26(2014) 年の約 240 万人から「交流人口倍増」を掲げ、目標交流人口を 480 万人とします。

※ 1 日本創成会議：10 年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者などの有志が平成 23(2011) 年 5 月に立ち上げた組織。現在は活動を休止している。

(5) シンボルプロジェクト

将来都市像と目標人口達成を目指し、また、消滅可能性都市から発展都市へ積極的な転換を図るため、戦略的な取組を「シンボルプロジェクト」として位置付け、基本構想10年のスケールで、市民・事業者・行政との協働により、横断的・総合的に推進します。

1 オンリーワンの森林文化都市創造プロジェクト

- » 新たな森林文化の創造（「メツツア」-「トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園」-「飯能河原・天覧山周辺」の連携、海外森林文化との共創）
- » 自然と共存・共生するライフスタイルの創造と発信（“農のある暮らし”「飯能住まい」制度の提供、都会人の森林体験・森林資源との触れ合い）
- » 林業・木材業の再生に向けた仕組みの構築（林業再生、西川材の販路拡大、西川材ブランドの発信）

2 交流・賑わいによる経済好循環創造プロジェクト

- » 魅了する観光の創出（新たな観光の核づくり、特産品の開発、インバウンド観光の推進）
- » 中心市街地の賑わいづくり（空き店舗再生、まちなか・まち歩き観光、まちなか Wi-Fi）
- » 山間地域でのビジネスの好循環づくり（地域ビジネス振興による課題解決と活性化の好循環）

3 子ども、若者の夢・未来創造プロジェクト

- » 子ども・子育て未来チャレンジ（子育て支援、質の高い学校教育・グローバル教育・国際理解教育の推進）
- » 若者・女性の未来応援（若者の結婚に向けた環境づくり、雇用・しごと支援、企業誘致）
- » 未来に向けた支え合いの社会づくり（高齢者の生きがい応援、生涯現役スタイルチャレンジ、健康長寿社会づくり）
- » 各世代が共に支え合う地域社会づくり（地域ぐるみの子育て、世代間の支え合いの好循環）

4 グローバルなシティプロモーション推進プロジェクト

- » 飯能のブランド化の推進（地域資源の活用、地域のブランド化、シビックプライド^{※1}の醸成）
- » 都市間交流の推進・企業との連携（相互交流、情報ネットワーク拠点づくりの推進）
- » ICT活用による多様な情報発信（自治体アプリの充実、Wi-Fi環境の促進）

(6) 施策の大綱

施策の大綱は、本市の将来都市像を実現するために取り組むべき施策を体系化したものです。

将来都市像「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」の実現に向け、5つの「まちづくりの基本目標」を設定し、それぞれの分野の施策との相互連携による効果の最大化を目指し、総合的・計画的に推進します。

※1 シビックプライド：「都市に対する市民の誇り」、「地域住民一人ひとりがまちづくりに対して持つ責任感」。シビックプライドを持つ住民が増えることで、地域の活性化や観光客を迎え入れる風土の醸成などにつながり、インバウンドにおいてもプラスの影響をもたらすと考えられている。

施策の体系

まちづくりの基本目標	分野別の基本施策（施策項目）
<p style="text-align: center;">基本目標 1</p> <p>水と緑の交流を活力に生かすまち</p> <p>- 魅力・交流・賑わいと活力を創る -</p> <p style="text-align: center;">【森林文化・産業・経済部門】</p>	<p>1-1 新たな魅力と交流によるまちづくりの推進</p> <p>1-1-1 森林文化の活用と展開</p> <p>1-1-2 都市間交流とシティセールス・シティプロモーションの推進</p> <p>1-1-3 新たな交流と観光のすすめ</p> <p>1-1-4 エコツーリズムの推進</p> <p>1-2 地域の特色が光る農林業の振興</p> <p>1-2-1 都市型農業の振興</p> <p>1-2-2 林業の再生と振興</p> <p>1-3 活力ある商工業の振興支援・連携</p> <p>1-3-1 商業の活性化・工業の振興</p> <p>1-4 将来を描く雇用就業の創出</p> <p>1-4-1 企業誘致・起業支援・就業支援の推進</p>
<p style="text-align: center;">基本目標 2</p> <p>子どもの夢・未来をつなぎ</p> <p>市民の豊かな生涯を支援するまち</p> <p>- 子どもの育成と</p> <p>市民の生きがいを支える -</p> <p style="text-align: center;">【子育て・教育・文化スポーツ部門】</p>	<p>2-1 多様な子育て希望の支援</p> <p>2-1-1 切れ目のない子育て支援</p> <p>2-1-2 子育て環境と幼児教育環境の充実</p> <p>2-2 未来を拓く子どもの教育の推進</p> <p>2-2-1 未来を拓く教育の推進</p> <p>2-2-2 学校・地域・家庭の連携と地域の教育力向上</p> <p>2-3 豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進</p> <p>2-3-1 多様な生涯学習の推進</p> <p>2-3-2 青少年の健全育成と定住促進</p> <p>2-3-3 心豊かな文化・芸術の振興</p> <p>2-3-4 健やかなスポーツ・レクリエーションの推進</p>
<p style="text-align: center;">基本目標 3</p> <p>支え合いによる健康で</p> <p>安心・安全に暮らすまち</p> <p>- 健康都市づくり・</p> <p>安心安全なまちづくり -</p> <p style="text-align: center;">【健康づくり・福祉・防災部門】</p>	<p>3-1 健康長寿社会のまちづくり</p> <p>3-1-1 健康まちづくりの推進</p> <p>3-1-2 安心をつなぐ地域医療体制の整備</p> <p>3-2 安心した暮らしを支える福祉</p> <p>3-2-1 みんなで支える地域福祉の推進</p> <p>3-2-2 豊かな高齢社会の創出（高齢者福祉）</p> <p>3-2-3 障害者（児）の自立と社会参加の促進</p> <p>3-3 豊かな暮らしを支える福祉制度の拡充</p> <p>3-3-1 自立に向けた生活支援</p> <p>3-3-2 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営</p> <p>3-3-3 介護保険制度の健全な運営</p> <p>3-3-4 国民年金制度の安定化促進</p>

まちづくりの基本目標	分野別の基本施策（施策項目）
	3-4 安全に暮らせる防災・防犯の整備 3-4-1 消防・救急体制の整備 3-4-2 防災・危機管理体制の強化 3-4-3 防犯のまちづくり 3-4-4 賢い消費生活の実現
<p style="text-align: center;">基本目標 4</p> <p>快適な生活環境が整うまち</p> <p style="text-align: center;">- 快適な生活環境を創る -</p> <p>【環境・公共インフラ・建設部門】</p>	4-1 暮らしが潤う自然の保全と活用 4-1-1 自然環境の保全と活用 4-1-2 河川・湖等の環境保全 4-2 安全便利な交通環境の整備 4-2-1 快適な道路網の整備 4-2-2 交通安全の推進 4-2-3 便利な公共交通ネットワークの促進 4-3 快適な暮らしを支える生活環境の整備 4-3-1 潤いを提供する公園緑地 4-3-2 上水道の安定維持と整備 4-3-3 下水道の整備推進 4-3-4 暮らしやすい生活環境の整備・保全 4-3-5 廃棄物対策と循環型社会の推進 4-4 個性が光る快適居住基盤の整備 4-4-1 戦略的な土地政策 4-4-2 快適な居住と住宅地の形成 4-4-3 住みよい市街地の基盤形成 4-4-4 地域情報通信基盤の拡充と利便性の向上
<p style="text-align: center;">基本目標 5</p> <p>新しい時代への自立・協働と イノベーションのまち</p> <p>- 協働とイノベーションによる 持続可能な行政経営 -</p> <p>【協働・共生・行政経営部門】</p>	5-1 協働・共創による新たなまちづくり 5-1-1 情報共有と市民参画機会の充実 5-1-2 協働に向けた市民活動の支援（地域活動） 5-1-3 新たなまちづくりへの取組 5-2 山間地域振興 5-2-1 山間地域の持続的活性化 5-3 心豊かな共生社会の創造 5-3-1 男女共同参画社会の実現 5-3-2 人権尊重社会の形成 5-3-3 多文化共生時代の国際交流・都市間交流 5-4 新たなイノベーション（刷新）による都市経営 5-4-1 持続発展を導く行政経営 5-4-2 持続可能な健全財政運営 5-4-3 総合力を生かす広域行政・産学官金連携の推進

(7) 土地利用構想

① 土地利用の基本理念

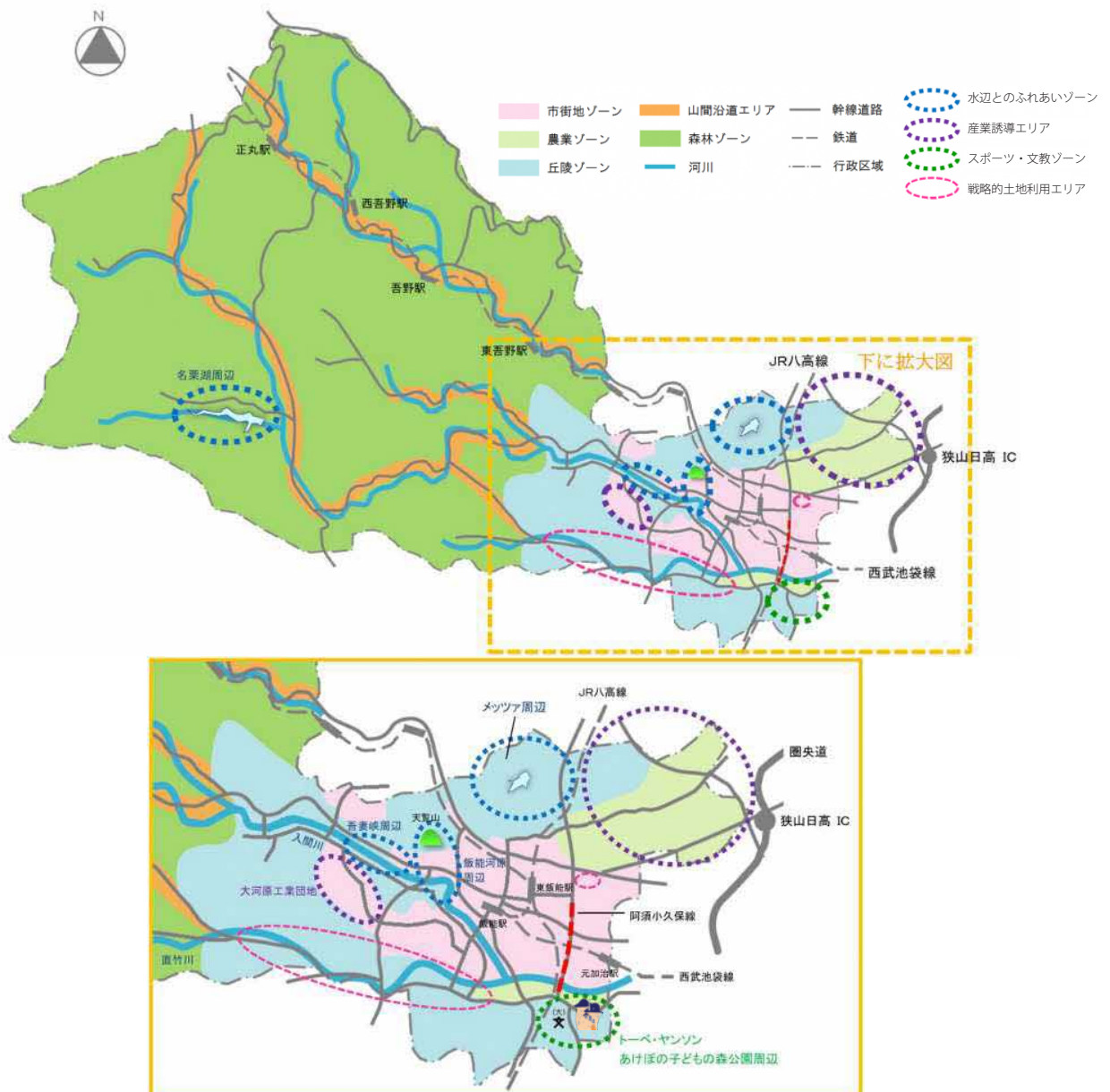
「人と自然が共存・共生し、地域の特性が将来にわたって有効に生きる土地利用」

土地の利用に当たっては、公共の福祉を優先に、人と自然が共存・共生し、地形的、自然的、社会的、文化的条件等の地域特性が将来にわたって有効に生きる環境を築くことを基本理念として、長期的な観点から本市の発展に向け、総合的かつ計画的に行うものとします。

② 土地利用の基本方針

「新たな賑わいを創出し、飯能市の創生に向けた有機的な土地利用の推進」

- 1 交流拠点（都市回廊空間を結ぶ観光拠点やノーラ名栗など）を活性化の核とする土地利用
- 2 公共の福祉を優先する土地利用
- 3 地域ごとの特性を生かした土地利用
- 4 戦略的な土地利用



「水と緑の交流による新機軸」のイメージ



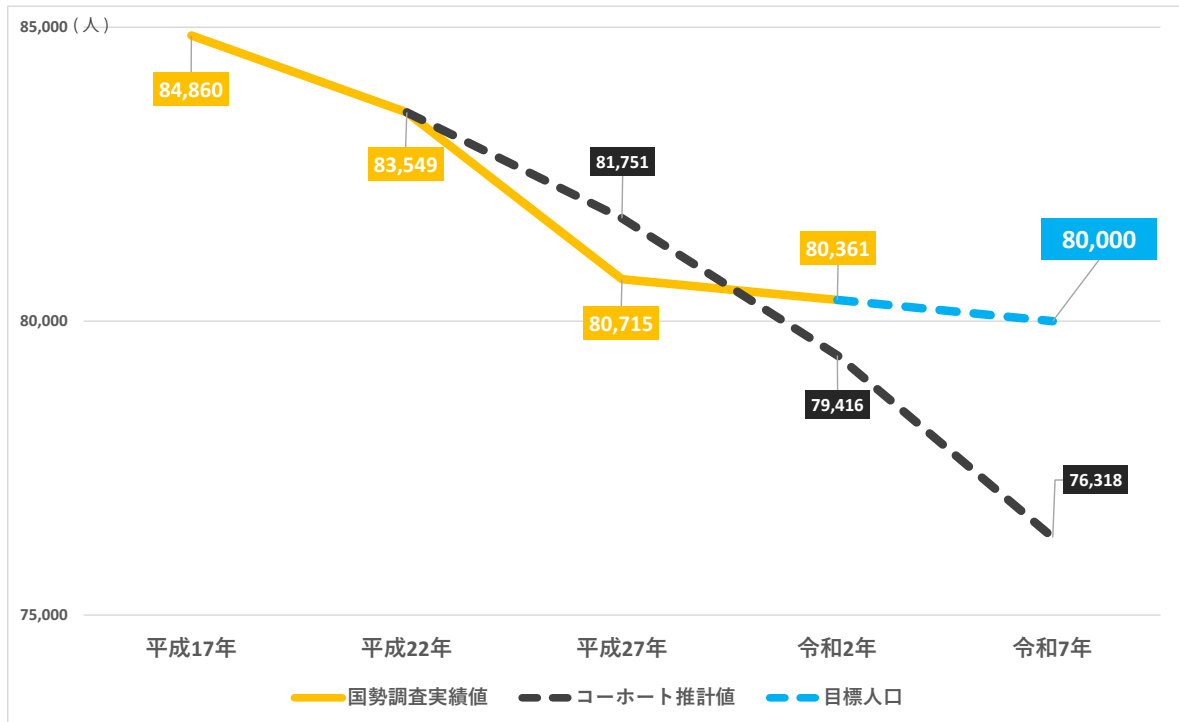
都市回廊空間のイメージ



第3章 基本構想と前期基本計画の取組状況及び社会状況の変化

(1) 目標人口

① 人口（目標人口 80,000 人に向けて）



国勢調査に基づく本市の人口は、平成 27(2015) 年で 80,715 人となり、計画策定当初のコーホート推計値（グラフの黒点線）を大きく下回っていましたが、令和 2(2020) 年には 80,361 人^{*1} となり、コーホート推計値を上回っただけでなく、目標人口の青点線に近づく結果となりました。

人口減少率は、平成 27(2015) 年までの 5 年間はマイナス 3.4% だったのに対し、令和 2(2020) 年までの 5 年間ではマイナス 0.4% となり、減少幅は緩やかになっています。人口の社会動態を見ると、平成 27(2015) 年以降、本市への転入者が転出者を上回る社会増に転じており、人口減少を抑制する好材料になっています。（図 1「人口の社会増減の推移」）

一方、平成 28(2016) 年以降微増傾向にあった全国合計特殊出生率及び出生数は、令和元(2019) 年には減少し、すでにコロナ禍にあった令和 2(2020) 年は更に全国的に出生数が減少しており、本市においても同様の傾向が見られます。（図 2「合計特殊出生率の推移」）

本市の高齢者数は令和 4(2022) 年 1 月 1 日現在 25,241 人、高齢化率は 32.1% で、4 年後には高齢者数が約 26,350 人、高齢化率は約 35.6% に達する推計^{*2} となっており、これに伴う高齢者の死亡数も令和 22(2040) 年頃まで増加することが予想されています。（図 3「人口及び高齢者人口、高齢化率の推移」）

高齢者が増加する中で、高齢者の死亡数を大幅に減らすこと、また多様な生き方が尊重される現代にあっては、出生数を大幅に伸ばすことも難しいことから、引き続き人口減少を抑制していくためには、本市からの転出者を減らし、転入者を増やす政策を展開していく必要があります。

^{*1} 令和 2(2020) 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 79,246 人。国勢調査に基づく人口とは集計方法が違うため、このような結果となっている。

^{*2} 国立社会保障・人口問題研究所発表の『日本の地域別将来推計人口』（平成 30(2018) 年推計）から引用。

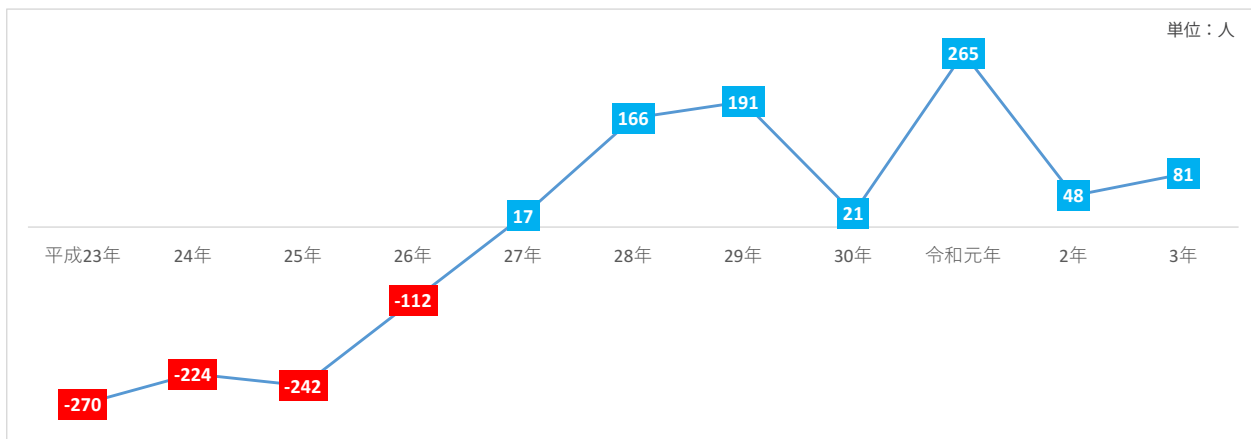


図1 「人口の社会増減の推移」 ※各年の転入者数と転出者数の差を表したものです。

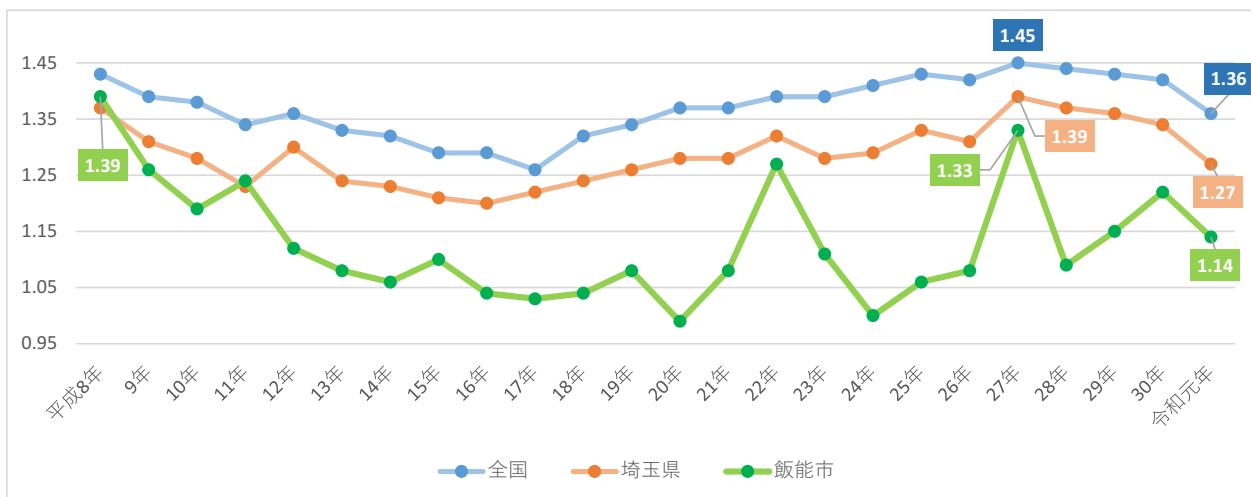


図2 「合計特殊出生率の推移」

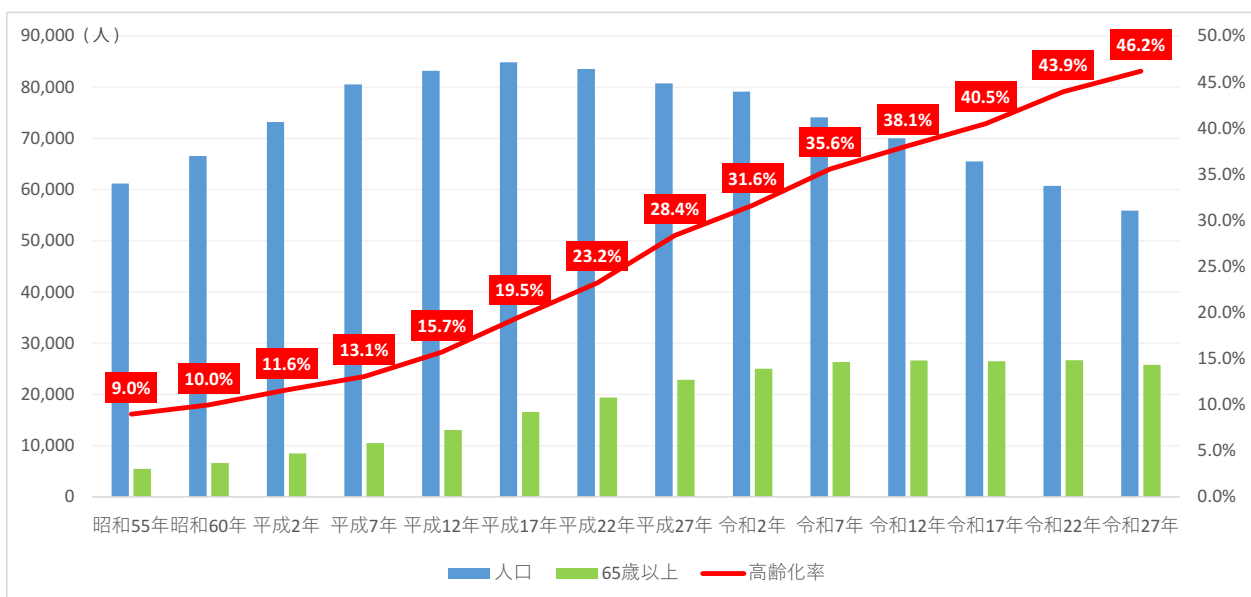
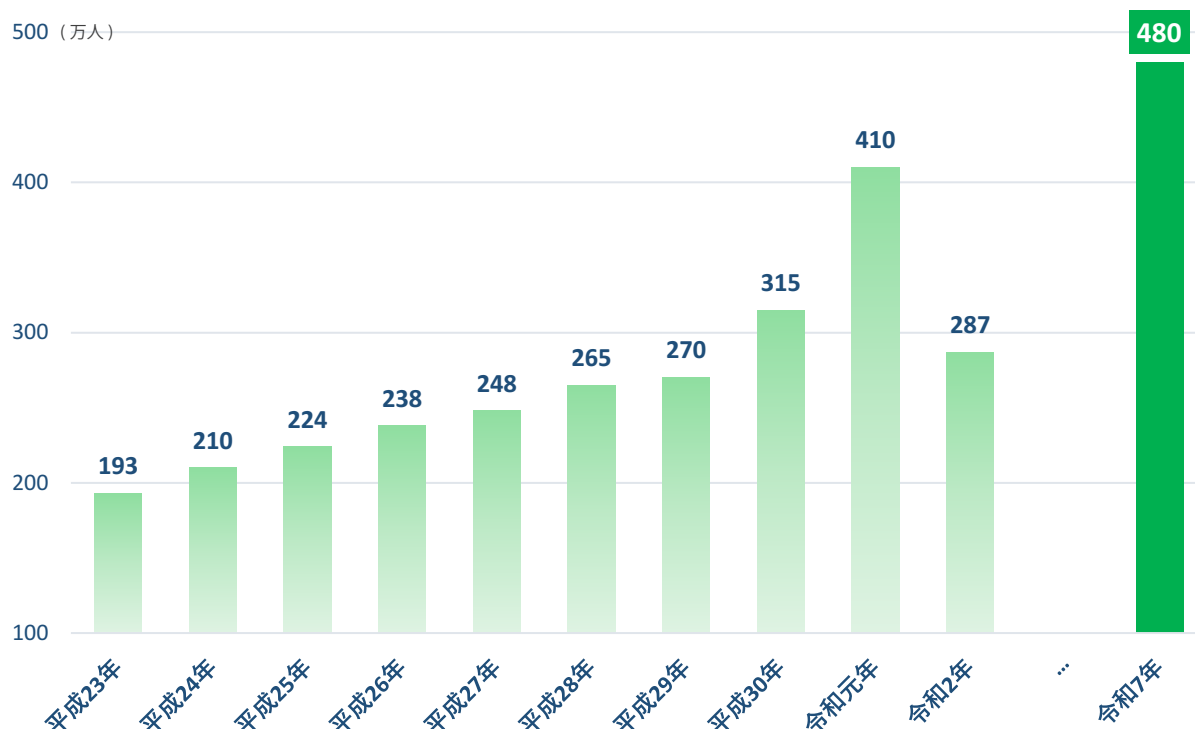


図3 「人口及び高齢者人口、高齢化率の推移」

② 交流人口 (目標 480 万人に向けて)



前期基本計画初年度である平成 28(2016) 年の本市の交流人口は 265 万人でしたが、令和元(2019)年には 410 万人となり、4 年間の増加率は 54.7% を記録しています。特に、平成 30(2018) 年 11 月にオープンした「メッツァビレッジ」、平成 31(2019) 年 3 月にグランドオープンした「ムーミンバレーパーク」の集客効果は大きく、メッツァ開業後 257 日で来場者数が 100 万人を突破するなど、交流人口の大幅な増加に寄与しています。

しかし、令和 2(2020) 年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 2(2020) 年の交流人口は大幅に落ち込みました。

一方、コロナ禍にあっても、令和 2(2020) 年 8 月には名栗地区に「ノーラ名栗」が、令和 2(2020) 年 10 月には天覧山の麓に発酵のテーマパーク「OH!!!」がそれぞれオープンし、さらに平成 31(2019) 年 3 月に閉校となった旧東吾野小学校については、学校法人早稲田学園による「わせがく夢育高等学校」が令和 4(2022) 年に開校予定であることなど、交流を活性化させる拠点が着々と誕生しています。

後期基本計画においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を強化し、交流人口 480 万人の達成に向けて、安心して観光等を楽しめる取組を展開していく必要があります。

(2) シンボルプロジェクト

「シンボルプロジェクト」として、前期基本計画期間内に取り組んだ主な事業は次のとおりです。

① オンリーワンの森林文化都市創造プロジェクト

オンリーワンの森林文化都市創造プロジェクトでは、メツツア、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園、飯能河原・天覧山周辺を結ぶ道路ネットワークの整備や「自然」「北欧」といった統一的な雰囲気醸成等、水と緑の都市回廊空間の構築に取り組んだほか、“農のある暮らし”「飯能住まい」制度^{※1}を開始するなど、本市を訪れた人や生活する人が、自然環境との調和の中でゆとりと潤いを体感できる、オンリーワンのライフスタイルの提供に取り組みました。

また、本市の喫緊の課題である市域の75%を占める森林の適切な維持管理に当たり、都市部の人々にまずは森林に興味・関心を持ってもらえるよう「ノーラ名栗」を森林文化の発信拠点として新たに整備しました。併せて、第6次飯能市森林整備計画により間伐や作業道の整備、境界確認等を実施したほか、森林資源の循環利用を目指し、林地残材の搬出等をシルバー世代や森林ボランティアの協力により行うなど、計画的な森林整備に取り組みました。加えて、令和3(2021)年6月には、株式会社大林組と「循環型森林利用に関する基本協定」を締結し、双方の連携・協力により、本市の森林・林業再生の解決策を「循環型森林利用ビジネスモデル(飯能モデル)」として構築し、林業振興と森林の有する多面的機能の高度発揮に取り組むとともに、地方創生やまちづくりにつなげることを目指しています。さらに、「埼玉県西部地域まちづくり協議会(以下「ダイアプラン」という。))」を構成する所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、森林の活用・整備・保全による二酸化炭素吸収源対策等を通じて令和32(2050)年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指して取り組んでいます。

後期基本計画でも、市街地から山間地域への人の流れの創出を強化するとともに、より多くの人々に森林に関わってもらえるよう森林の抱える現状と課題、そして可能性を発信し、森林環境譲与税^{※2}を活用しつつ、更なる森林整備や様々な分野への活用に取り組んでいく必要があります。



※1 “農のある暮らし”「飯能住まい」制度：132ページの脚注参照

※2 森林環境譲与税：森林の有する公益的機能の維持増進のため、森林の整備及びその推進に関する施策を実施することを目的に、令和6(2024)年から課税される森林環境税に先行し、その相当額が令和元(2019)年から地方自治体に譲与(配分)される税のこと。

② 交流・賑わいによる経済好循環創造プロジェクト

交流・賑わいによる経済好循環創造プロジェクトでは、交流人口の増加と市内の賑わい創出を目指し、都市回廊空間の各拠点の魅力向上に取り組みました。トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園ではギャラリーカフェ「カフェピスト」を設置したほか、ライトアップの実施やわんぱく池の水質浄化など、訪れる人が公園の新たな魅力を実感できるような取組を進めました。飯能河原・天覧山周辺では、割岩橋のライトアップや流れ橋の改修、大河原観光公衆トイレの新設及び割岩橋観光公衆トイレの改修、郷土館を新たにこの周辺の自然のビジターセンター的機能を有する博物館としてリニューアルするなど、魅力と利便性の向上に取り組みました。さらに、都市回廊空間を訪れる観光客を山間地域へも誘導できるよう、「ノーラ名栗」にはアウトドアサウナ、グランピング、イベント用のステージを設置するなど、魅力的なコンテンツを整備し新たな人の流れと賑わいの創出に取り組みました。

こうした取組が功を奏し、飯能河原・天覧山周辺には、民間資本による発酵のテーマパーク「OH!!!」や飲食店等が開業したほか、飯能河原の商業利用が始まるなど新たな賑わいも生まれつつあります。

一方、そうした人の流れと賑わいを市内経済へも還流できるよう、起業・創業や新規出店、山間地域へのサテライトオフィス等の設置などを促進しています。また、商店街でのイベントの開催やインバウンドを見据えたキャッシュレス化への支援も行ったほか、こうした本市の取組や勢いをふるさと納税によって全国の方々に応援していただくため、返礼品にムーミン関連品や魅力的な地場産品を充実させるなど、ふるさと納税制度の最大限の活用にも取り組みました。

後期基本計画では、引き続き中心市街地を中心に創業や新規出店、賑わい創出のための支援を行うとともに、新たに生まれた賑わいを山間地域へも波及させる仕組みの構築や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策を踏まえた新しい観光のスタイルを検討し、本市を安心して訪れてもらえる体制の整備に取り組む必要があります。



③ 子ども、若者の夢・未来創造プロジェクト

子ども、若者の夢・未来創造プロジェクトでは、「女性と子どもにやさしいまち」の実現を目指し、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続的な支援体制である「飯能版ネウボラ」を構築し、コウノトリ事業（不妊治療等への経済的支援）、0歳児おむつの無償化、中学3年生までの医療費及びインフルエンザ予防接種の無償化等の子育て世帯に寄り添った支援を進めました。また、認定こども園の開設や民間保育園の新設支援による保育所（園）の定員増に加え、保育士の増員や保育コンシェルジュの設置等、ハード・ソフト両面での整備に取り組み、待機児童ゼロを実現しました。

さらに、子育て世代包括支援センター及び子育て総合センターの充実、放課後児童クラブの増設、定住外国人の増加に伴う外国人児童に対する通訳サービスなど、子どもの育ちに関わる総合的な支援策を拡充し、安心して子育てができる環境の整備に取り組みました。

一方、子どもの教育については、旧西川小学校及び旧吾野中学校の施設を活用し「施設隣接型小中一貫校」である奥武蔵創造学園を開校し、フィンランドの教育の特徴である「協同的な学び」を実践しながら21世紀型の学校への転換に先行的に取り組んでいるほか、本市初となる放課後子ども教室の運営を開始し、(株)ソニー・ミュージックエンタテインメントによるミュージカルプログラムをはじめ、学習、スポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等を通じて、子どもが心豊かに育まれる環境づくりに取り組みました。令和2(2020)年には、全小・中学校の児童生徒に、LTE対応学習用タブレットを1人1台導入し、創造的、探究的、協同的な学びによって問題解決能力やコミュニケーション能力を育む「学びの改革(GIGAスクール)」に取り組んでいます。

そのほか若者世代に出会いの場を提供することを目的としたライフデザインセミナー等の結婚支援事業に取り組んだほか、本庁舎窓口等への聴覚障害者向けタブレット端末の設置や、成年後見制度の利用促進、ひきこもり状態にある人に対する支援強化等、はんのうふくしの森プランに基づき市民との協働で支える体制づくりを行いました。

今後ますます進行する人口減少や少子高齢化を見据えると、子育て支援や子どもの教育においては、地域の人々の協力が必要不可欠であることから、後期基本計画では市民との対話を通じた協働をより強化した取組が必要となります。また、教育分野での地方創生として、多様な価値観を尊重できる人材の育成や、持続可能な開発目標(SDGs)の理念を体現できるような教育に積極的に取り組んでいく必要があります。



④ グローバルなシティプロモーション推進プロジェクト

グローバルなシティプロモーション推進プロジェクトでは、前述した3つのプロジェクト等を含めた本市の魅力を効果的に発信し「飯能市」の持つブランド力の強化に取り組みました。特に、ムーミンライセンスの活用及び本市の魅力を全面に出したふるさと納税や、メッツァやノーラ名栗と連携したプロモーションにおいては、各種メディアや SNS 等への露出回数が大幅に増え大きな成果を上げています。

そのほかにも、本市への移住定住促進に関する施策については、電車内広告や雑誌への掲載、Web 広告など、ターゲットを絞った効果的なプロモーションに取り組んだほか、子どもや子育て世代への支援策については「Meets! ×子育てスマイルプロジェクト」としてパッケージ化したプロモーションを行いました。

また、訪日外国人をターゲットにしたプロモーションでは、国内のホテルや東アジアを中心とした海外の現地旅行代理店等への働きかけを行い、本市を訪れるきっかけづくりに取り組んだほか、トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園があることやメッツァが開業したことを機に、飯能市フィンランド協会の設立をはじめとするフィンランドとの交流を深めるなど、グローバルな情報発信にも取り組みました。

後期基本計画では、「飯能市」のイメージをさらに高めるため、森林の新たな利活用や、北欧・フィンランドとの親和性を高める取組など、飯能市発のオリジナルな取組に重点を置き、効果的なプロモーションに取り組んでいく必要があります。

(3) 前期基本計画の達成状況

① 前期基本計画の「まちづくりの基本目標」における主な取組

将来都市像「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」実現のための5つの「まちづくりの基本目標」において、計画期間内に取組んだ主な事業は次のとおりです。

- ※ シンボルプロジェクトの項で記載した事業も再掲載しています。
- ※ 主な事業の末尾の()内数字は、関連する分野別の基本施策(施策項目)を表しています。
- ※ ≫ は代表的な事業や取組を表しています。

基本目標1 水と緑の交流を活力に生かすまち

1-1 新たな魅力と交流によるまちづくりの推進

- メッツァ、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園、飯能河原・天覧山周辺を結ぶ「都市回廊空間」の構築(1-1-1、1-1-3)
 - » メッツァの誘致及び開業支援
 - » メッツァ周辺の遊歩道整備
 - » トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園の魅力向上
 - » 飯能河原・天覧山周辺の魅力向上(割岩橋のライトアップ、大河原観光公衆トイレの新設、割岩橋観光公衆トイレの改修、郷土館から博物館へのリニューアル、遊歩道・散策路の整備、民間企業による商業利用等)
- 北欧(フィンランド)との親和性を生かした森林文化の発信(1-1-1)
 - » 森林文化を発信する新たな拠点「ノーラ名栗」の整備、運営開始
- 都市間交流自治体や企業等との連携(1-1-2、5-3-3)
 - » 西武線沿線サミット事業、周年事業を通じた西武線沿線地域における魅力発信
 - » 横浜市中区との友好交流事業や民間4団体を含む6団体の協議会におけるシティプロモーション
 - » 都市間交流に関わる企業等とのふるさと納税事業における連携
 - » (株)ソニー・ミュージックエンタテインメントによる飯能グリーンカーニバルの開催支援
- シティセールス、シティプロモーションの強化による認知度の向上(1-1-2)
 - » ムーミンキャラクターや本市を舞台とするアニメ「ヤマノススメ」の活用
 - » “農のある暮らし”「飯能住まい」制度、ノーラ名栗、ふるさと納税等のメディアによる積極的発信
 - » 子育て世代や訪日外国人へのプロモーション
- エコツーリズムの継続的な推進(1-1-4)

1-2 地域の特徴が光る農林業の振興

■ 生産基盤の整備と担い手の育成 (1-2-1)

- » 農地所有者等とのマッチングや資金援助などによる新規就農者への支援
- » 鳥獣被害対策の推進 (ICT を活用した罠の設置、市職員で構成する「鳥獣被害対策隊」、飯能猟友会員を中核とする「鳥獣被害対策実施隊」による捕獲の強化等)
- » ICT 等の先端技術を活用したスマート林業の促進
- » 西川広域森林組合への経営改善支援

■ 森林整備の推進 (1-2-2)

- » 第6次森林整備計画に基づく間伐等の森林整備の推進
- » シルバー世代や森林ボランティアの協力による林地残材の搬出と活用
- » 西川材使用住宅等建築補助金による西川材の利用拡大
- » 飯能市森林認証材の利活用の推進

1-3 活力ある商工業の振興支援・連携

■ メツツアにおける賑わいのまちなかへの誘導 (1-3-1)

- » 商店街での賑わい創出やインバウンド対策として、がんばる商店街等応援補助金の創設

■ 新規出店促進事業補助金制度等による事業者への支援 (1-3-1)

1-4 将来を描く雇用就業の創出

■ 企業誘致の推進 (1-4-1)

- » 企業立地奨励金制度による支援
- » 飯能大河原工業団地や精明東部地区等における企業誘致の積極的推進
- » 山間地域の空き家等を活用したサテライトオフィス等の誘致

■ 創業支援補助金による起業・創業の支援 (1-4-1)

基本目標 2

子どもの夢・未来をつなぎ市民の豊かな生涯を支援するまち

2-1 多様な子育て希望の支援

- 切れ目のない子育て支援「飯能版ネウボラ」の構築と推進 (2-1-1)
 - » コウノトリ事業（不妊治療費助成・不妊検査費助成・不育症検査費助成）
 - » 0歳児おむつ、中学校卒業までの子ども医療費及び子どもインフルエンザ予防接種費用の無償化
 - » 放課後児童クラブの増設及び支援の充実
 - » 子育て世代包括支援センターによる支援充実
 - » 子ども家庭総合支援拠点の設置（児童虐待防止）
 - » 保健師等による相談体制の充実
- 子育て環境と幼児教育環境の充実 (2-1-2)
 - » 民間保育園新設支援や公立保育所の保育士増員等による待機児童ゼロの実現
 - » 保育の質の向上を目的とした専門家によるコンサルティング
 - » 幼児教育・保育の無償化
 - » 認定こども園の開設支援

2-2 未来を拓く子どもの教育の推進

- 未来を拓く教育の推進 (2-2-1)
 - » 飯能市 GIGA スクールの導入
 - » 学習課題の工夫等による「主体的・対話的で深い学び」の実践
 - » 切れ目のない支援体制の構築
 - » いじめ・不登校・自殺防止対策の推進
 - » 体力向上への取組、運動習慣の形成
 - » 施設隣接型小中一貫校「奥武蔵創造学園」の開校
 - » 名栗中学校の閉校及び名栗中学校生徒の原市場中学校への編入
 - » 校舎及び屋内運動場の耐震補強工事の完了
 - » 奨学金貸付事業の拡充
- 学校・地域・家庭の連携と地域の教育力向上 (2-2-2)
 - » 学校応援団の活動により地域社会と学校の連携による開かれた学校づくり
 - » 家庭教育学級の開催及び充実
 - » 学校運営協議会制度の導入

2-3 豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進

- 多様な生涯学習の機会の創出 (2-3-1)
 - » 産学官金連携による「子ども大学はんのう」の開催
 - » 放課後子ども教室の運営開始
 - » こども図書館開館 20 周年記念事業の実施、図書館を活用したイベントの開催
- 文化・芸術活動の推進 (2-3-3)
 - » 郷土館を飯能河原・天覧山周辺の自然のビジターセンター的機能を有する博物館としてリニューアル
- スポーツ・レクリエーションの推進 (2-3-4)
 - » 飯能新緑ツデーマーチや奥むさし駅伝競走大会の開催
 - » 小・中学校巡回ホッケー教室の実施
 - » コーディネーショントレーニングの普及等

基本目標 3 支え合いによる健康で安心・安全に暮らすまち

3-1 健康長寿社会のまちづくり

- 健康のまちづくり計画の推進による健康寿命の延伸 (3-1-1)
- ウォーキングの振興と野菜摂取量増加による健康増進 (3-1-1)
 - » 野菜プロジェクトの推進
- 民間企業等との包括連携協定等を活用した健康事業の推進 (3-1-1)
 - » 明治安田生命保険相互会社との共催による健康づくりセミナーの実施
 - » 第一生命保険株式会社の協力による健康事業の周知
 - » 埼玉医科大学との連携による調査研究事業の実施

3-2 安心した暮らしを支える福祉

- ふくしの森プランの推進による地域福祉の充実 (3-2-1)
- 相談窓口の明確化や関係機関との連携によるひきこもりの人に対する支援強化 (3-2-1)
- 自殺対策計画の策定と推進 (3-2-1)
- 権利擁護の取組 (3-2-2)
 - » 市民後見人の育成と活用
 - » 成年後見制度利用促進の体制づくり (成年後見制度利用促進審議会の設置等)
- 障害者(児)の自立と社会参加の推進 (3-2-3)
 - » 聴覚障害者向けのタブレット端末による意思疎通支援事業
 - » 障害のある方の相談を受けるすこやか福祉相談センターの設置 (4 か所)

3-3 豊かな暮らしを支える福祉制度の拡充

- 自立相談支援や住居確保給付金支援による生活困窮者の自立支援 (3-3-1)
- 地域包括支援センターによる高齢者への支援 (3-3-3)

3-4 安全に暮らせる防災・防犯の整備

- 地域の防災対策の推進 (3-4-2)
 - » 防災行政無線のデジタル化
 - » 加治東地区行政センター及び加治東保育所の耐震化等
- 防犯灯、街路灯、公園灯の LED 化整備の推進 (3-4-3)

基本目標 4 快適な生活環境が整うまち

4-1 暮らしが潤う自然の保全と活用

- 景観計画の策定と運用による良好な景観の形成 (4-1-1)
- 合併処理浄化槽等の普及啓発による河川環境の保全 (4-1-2)

4-2 安全便利な交通環境の整備

- 都市回廊空間の回遊ルート整備 (4-2-1)
 - » 飯能大河原線の整備、阿須小久保線跨線橋の整備、双柳岩沢線の整備、小岩井元小岩井線の整備
- 暮らしやすい地域の移動・交通手段の検討及び整備の促進 (4-2-3)
 - » 法定協議会の創設、飯能市地域公共交通網形成計画の策定
 - » スクールバスの混乗制度の開始（吾野地区、東吾野地区）
 - » メッツァと鉄道駅を結ぶ直通便の整備
 - » 公共交通空白地有償運送「奥武蔵らくらく交通」の導入支援（吾野地区、東吾野地区）
 - » 飯能リハビリ館の施設送迎車を活用した移送サービスの開始（南高麗地区）
 - » 飯能市乗合ワゴン「おでかけむーま号」の導入（精明地区、加治地区）
 - » 支線となるバス路線の最適化の検討開始（原市場地区、南高麗地区）

4-3 快適な暮らしを支える生活環境の整備

- トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園の魅力向上 (4-3-1)
 - » 公園名にムーミン童話の原作者“トーベ・ヤンソン”の名称を冠し改称
 - » ギャラリーカフェ「カフェピスト」の運営開始
 - » 公園内のライトアップ実施
 - » わんぱく池の水質浄化
 - » 公園入口前の交差点改良
 - » 公園駐車場の拡張
- 循環型社会に向けた取組の推進 (4-3-4、4-3-5)
 - » エコライフ DAY の実施を通じた二酸化炭素削減意識の醸成
 - » 住宅用太陽光発電システム等の設置補助
 - » 新たなクリーンセンターの稼働開始
 - » 生ごみ処理器はんのうキエーロの普及推進

4-4 個性が光る快適居住基盤の整備

- 中心市街地における防火地域・準防火地域の指定による防災都市づくりの推進 (4-4-1)
- 移住定住施策の推進 (4-4-1、4-4-2)
 - » “農のある暮らし”「飯能住まい」制度、住宅リフォーム事業補助金、多世代同居・近居住宅リフォーム補助金、多世代同居・近居住宅取得補助金の創設
- 空き家対策 (4-4-2)
 - » 空き家バンク制度の推進、空家等対策協議会の設置、空家等対策計画の策定
- 双柳南部土地区画整理事業の見直し (4-4-3)
- 飯能大河原線周辺の用途地域の一部変更 (4-4-1)
- 行政情報の発信基盤整備 (4-4-4)
 - » まちなかや公共施設等への Wi-Fi の設置
 - » 飯能市ご当地アプリの整備と充実

基本目標 5 新しい時代への自立・協働とイノベーションのまち

5-1 協働・共創による新たなまちづくり

■ 団体や事業者等との協働の推進 (5-1-3)

- » 市内金融機関と提携した住宅ローン金利の優遇による移住定住促進
- » 飯能商工会議所や奥むさし飯能観光協会との連携強化
- » 民間企業等との連携によるイベントの開催

5-2 山間地域振興

■ 山間地域の活性化 (5-2-1)

- » 山間地域振興支援事業補助金による活動団体支援
- » ノーラ名栗の整備及び運営開始
- » 旧東吾野小学校、旧吾野小学校の発展的利活用の検討

5-3 豊かな共生社会の創造

■ 平和都市宣言の制定 (5-3-2)

■ 飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の創設 (5-3-2)

■ 多文化共生に向けた取組の推進 (5-3-3)

- » 茨城県高萩市との教育、スポーツ、文化等の各分野における交流
- » 西武線沿線サミット実行委員会におけるサミット事業等を通じた交流
- » 飯能市・横浜市中区友好交流協議会における交流事業等通じた交流
- » 姉妹都市（アメリカ合衆国ブレア市）との人材交流
- » 在住外国人の相談事業開始
- » 飯能市国際交流協会及びその他民間団体との協働
- » 飯能市フィンランド協会の設立やフィンランドとの交流

5-4 新たなイノベーション（刷新）による都市経営

■ 効率的な行政システム、電子自治体の推進 (5-4-1)

- » マイナンバーカードの取得促進とコンビニ交付サービスの開始
- » RPA・AI-OCRの導入、統合型GIS(地理情報システム)の導入
- » 庁内キャッシュレス決済の導入
- » 庁内無線LAN、オンライン会議の導入
- » 市立保育所業務の一部ICT化
- » 小・中学校への校務支援システムの導入

■ 持続可能な財政運営 (5-4-2)

- » 民間事業者提案制度の導入による財源確保・公共施設等の有効活用
- » 公共施設等個別施設計画の策定
- » ふるさと納税、企業版ふるさと納税制度の活用推進
- » 学校給食調理業務、保育所給食調理業務の民間委託化開始

■ 会計年度任用職員制度の導入

■ 民間企業等との連携強化 (5-4-3)

② 目標指標による達成状況評価

分野別の基本施策（施策項目）ごとに設定していた、前期基本計画における目標指標の達成状況の一覧です。

令和 2(2020) 年度末における、目標指標に対する実績値から、達成状況を「○達成」と「×未達成」で評価を行いました。187 項目の指標のうち、「○達成」した指標は 102 項目あり、全体の 54.5% でした。一方、「×未達成」であった指標は 85 項目あり、全体の 45.5% でした。

未達成であった指標のうち 34 項目の指標については、新型コロナウイルス感染症に伴うイベントの中止や人出の減少など、感染拡大による影響が見られました。その他の未達成指標については、一部少子高齢化や人口減少等に伴う影響を受けている状況も見られます。

事業に対する市民満足度の指標については、46 項目の指標のうち、42 項目で目標値を達成しており、満足度は前回調査（平成 26(2014) 年）から概ね向上している状況が見られます。

目標指標の達成状況から明らかになった課題については、後期基本計画で取組を強化していく必要があります。

<表の見方>

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
1-1-3	入込観光客数	万人	400	287 410	× ○

新型コロナウイルス感染症が目標達成や実績に大きな影響を及ぼしたと考えられる指標は、上記の例のように、実績値と達成状況を二段書きしており、下段の赤字の数値は、指標に対する令和元(2019)年度の実績値と令和 2 年(2020)度の目標値に対する達成状況を参考値として示しています。

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
1-1-1	「都市回廊空間」、「水と緑の交流」(新機軸)の市民認知度	%	50.0	10.5	×
	市街地での森林文化を感じる癒しスポット空間を創出した箇所数	箇所	1	1	○
1-1-2	飯能市のシティセールスやシティプロモーション活動に対する市民認知度	%	50.0	6.4	×
	多様な主体との新たな都市間交流の団体数	団体	10	12	○
1-1-3	観光資源の活用、観光基盤の整備、情報発信の強化に対する市民満足度	%	13.5	38.8	○
	入込観光客数	万人	400	287 410	×
	海外への情報発信件数	件	1	1	○
	他自治体等での観光プロモーションの回数	件	20	4	×
1-1-4	エコツーリズム事業に対する市民満足度	%	41.9	41.7	×
	エコツーリズムツアープログラム数(年間)	件	200	89 117	×
	エコツーリズムツアー参加者数(年間)	人	5,000	302 3,014	×
	エコツーリズムツアー実施主体数	団体	60	21 31	×
1-2-1	安心して安全な農業の促進や意欲的な担い手の育成に対する市民満足度	%	9.8	19.7	○
	認定農業者数	人	59	36	×
	新規就農者数	人	7	15	○
	農産物のブランド品の数	品	7	4	×
1-2-2	森林資源の保存、西川材の活用、市民参加による森林との触れ合いの機会の充実に対する市民満足度	%	15.9	36.8	○
	作業路開設延長	m	350,000	281,308	×
	森林経営計画承認民有林面積	ha	5,000	1,798	×
	西川材使用住宅等建築補助金申請件数	件	300	263	×
1-3-1	まちなかでの西川材製品設置数	基	200	40	×
	地域産業の経営安定化や新規事業化・新しい地域産業の創出への支援に対する市民満足度	%	10.9	23.8	○
	魅力ある商店街づくりに対する満足度	%	23.9	18.7	×
	新規出店促進事業補助制度利用件数	件	25	60	○
	商店街の加盟店舗数	店	200	178	×
1-4-1	「飯能ブランド」認定数	点	10	0	×
	企業誘致や新たな雇用の創造への起業支援に対する市民満足度	%	15.0	28.9	○
	企業誘致による新規雇用者数	人	1,500	4,044	○
	起業・創業件数	件	50	71	○

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
2-1-1	保育所・児童クラブ・ファミリーサポートセンター事業、医療費助成、子育て情報提供や相談に対する市民満足度	%	18.3	37.1	○
	新生児訪問の実施率	%	100	99.0 100	× ○
	合計特殊出生率	%	1.06 以上	1.14	○
2-1-2	幼児教育の充実・幼稚園・保育所（園）と小学校との交流や連携に対する市民満足度	%	15.2	34.3	○
	認定こども園数	園	1	2	○
	幼稚園・保育所（園）、小学校交流事業実施回数（回）	回	56	5 13	× ×
2-2-1	教育環境の整備、教職員の資質の向上、家庭と地域が連携した取組に対する市民満足度	%	13.9	23.3	○
	学校におけるタブレット PC の配置校数	小学校	12	12	○
		中学校	8	8	○
2-2-2	家庭や地域での教育機会の支援や子どもの自立が計れる地域づくりに対する市民満足度	%	12.4	20.3	○
	家庭教育学級への参加者数（学校、公民館合計）（年間）	人	850	199 1,882	× ○
	学校支援ボランティア数	人	2,000	1,582 1,616	× ×
2-3-1	生涯学習、社会教育などの学習機会や内容の充実、公民館、図書館の充実に対する市民満足度	%	32.0	44.4	○
	公開講座延べ参加者数	人	3,600	0 3,609	× ○
	出前講座開催件数（年間）	件	70	40 110	× ○
	公民館主催事業数及び参加者数（年間）	事業	310	91 319	× ○
		人	19,500	2,767 14,302	× ×
	図書館利用者数（年間）	人	112,000	78,744 106,182	× ×
	貸出点数（年間）	冊	5.8	4.0 5.2	× ×
	図書館来館者数（年間）	人	231,000	125,216 228,970	× ×

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
2-3-2	青少年の地域活動やボランティア活動への参加支援、相談体制の充実に対する市民満足度	%	11.4	24.3	○
	青少年育成活動の参加者数（年間）	人	250	9 252	× ○
	青少年ボランティア延べ人数（年間）	人	50	2 59	× ○
2-3-3	文化・芸術に触れる機会や発表機会の充実、文化財や郷土芸能の保存や伝承の取組に対する市民満足度	%	19.8	35.1	○
	市民会館自主事業入場者数（年間）	人	10,000	1,371 11,624	× ○
	ホームページ「地域の歴史情報」の項目数	件	11	11	○
	博物館資料整理点数	点	57,000	69,889	○
2-3-4	スポーツ・レクリエーション施設の整備、健康スポーツ・健康づくりへの取組に対する市民満足度	%	18.0	34.0	○
	飯能新緑ツーデーマーチ参加者数	人	25,000	0 19,537	× ×
	市民健康ウォーキング事業参加者数	人	2,000	504	×
	スゴ足イベントの参加者数	人	3,500	1,079 2,621	× ×
	スポーツ施設（都市公園運動施設等）利用者数	人	295,000	168,322 257,246	× ×
3-1-1	健診・健康づくり・介護予防など保健サービスの充実に対する市民満足度	%	28.4	44.5	○
	65歳健康寿命	男年	18.1	18.1	○
		女年	20.6	20.8	○
	ウォーキング人口3万人	人	30,000	29,000	×
	野菜摂取量（1日当たり）	グラム	380	199	×
野菜3倍レストラン加盟店数	店	36	23	×	
3-1-2	多様化する医療ニーズに対応できる地域医療体制の整備、休日夜間診療体制・救急医療体制の確保に対する市民満足度	%	21.8	30.2	○
3-2-1	地域福祉推進組織の設立数	地区	8	7	×
3-2-2	高齢者の社会活動への参画、在宅高齢者に対する支援に対する市民満足度	%	14.4	23.0	○
	シルバー人材センター会員数	人	360	487	○
	老人クラブ加入人数	人	1,765	1,241	×
	市民後見人の人数	人	10	10	○

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
3-2-3	障害者（児）への保健・福祉サービスの充実や自立と社会参加への支援に対する市民満足度	%	14.2	20.6	○
	計画相談支援事業者によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）作成率	者%	100	100	○
		児%	100	100	○
	一般企業への就労者数	人	40	47	○
	手話奉仕員養成講座修了者数	人	20	0 35	× ○
3-3-1	生活保護自立世帯数	世帯	36	15 24	× ×
	学習支援事業参加者数	人	30	11	×
	生活保護世帯就労支援者数	人	79	73	×
3-3-2	適正受診や健康づくりなどによる医療費の縮減、国民健康保険制度の健全な運営に対する市民満足度	%	20.9	30.8	○
	国民健康保険税収納率（現年課税分）	%	93 以上	95.6	○
	国民健康保険特定健康診査受診率	%	60	34.7 43.4	× ×
	国民健康保険特定保健指導実施率	%	60	16.2	×
	ジェネリック医薬品の使用率	%	60 以上	79.7	○
3-3-3	介護保険での安心してサービスを利用できる環境や介護予防の推進に対する市民満足度	%	17.0	25.6	○
	市民運営による通いの場設置数	箇所	60	36	×
3-4-1	消防・救急体制の適正な整備に対する市民満足度	%	41.5	46.4	○
	応急手当普及員数	人	117	105	×
	飯能消防団員数（定員充足率）	%	100	91.7	×
3-4-2	災害対応の充実、各地区における防災力の向上への取組に対する市民満足度	%	27.6	35.5	○
	自主防災組織リーダー研修参加者数	人	118	0 93	× ×
	防災訓練参加者数	人	7,900	1,465 3,239	× ×
	公共施設・避難施設における公衆無線 LAN の設置数	箇所	5	29	○
3-4-3	防犯対策など、犯罪の少ない地域づくりへの取組に対する市民満足度	%	20.0	29.4	○
	自主防犯団体組織数	団体	90	90	○
	市内刑法犯認知件数	件	8.4 未満	5.2	○
3-4-4	消費生活の情報提供や消費相談体制の充実に対する市民満足度	%	11.2	18.6	○
	消費生活に関する市民への情報提供（年間）	回	5	0 3	× ×

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
4-1-1	水や緑の自然環境の保全や活用への取組に対する市民満足度	%	29.0	39.1	○
	景観緑地指定面積	ha	129	119	×
	新たな景観スポット創出数	箇所	3	0	×
	自然環境保全活動に参加するボランティア人数	人	300	28 221	×
4-1-2	水質汚濁の防止など河川環境の保全、潤いのある水辺環境の整備に対する市民満足度	%	23.4	35.5	○
	河川 BOD 値の環境基準を達成した箇所の割合	%	100	100	○
4-2-1	幹線道路、都市計画道路、生活道路の整備、道路の混雑の緩和に対する市民満足度	%	18.2	26.4	○
	飯能大河原線整備延長	m	830	830	○
	道路美化活動団体数	団体	30	20	×
	阿須小久保線整備延長	m	3,400	2,560	×
	「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕橋りょう箇所数	箇所	43	25	×
	双柳北部地区計画道路整備延長	m	1,023	575	×
4-2-2	歩行者や自転車の交通安全対策に対する市民満足度	%	14.2	20.7	○
	市内人身事故件数(年間)	件	251 未満	158	○
	交通安全啓発活動参加者数(年間)	人	1,000	253 506	×
4-2-3	電車やバスなどの公共交通の便利さに対する市民満足度	%	21.7	20.4	×
	鉄道駅一日平均利用者数(飯能駅)	人	32,087 以上	21,743 32,592	×
	鉄道駅一日平均利用者数(東飯能駅)	人	5,540 以上	4,150 5,651	×
	放置自転車等台数(年間)	台	459 未満	116	○
	市内運行路線バスの系統数	系統	34	35	○
4-3-1	公園や広場、子どもの遊び場の整備に対する市民満足度	%	17.1	26.2	○
	公園美化活動ボランティア団体数	団体	25	27	○
	街区公園数	箇所	25	25	○
	トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園利用者数 ^{※1} (年間)	人	250,000	148,400 210,400	×
4-3-2	水の安定供給、上水道の整備に対する市民満足度	%	43.5	49.0	○
	施設利用率	%	66.4	52.4	×
	有収率	%	90.0	85.2	×
	管路耐震化率	%	25.0	25.5	○

※1 平成 30(2018) 年度の利用者数は 250,053 人

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
4-3-3	下水道の整備、浄化槽（合併処理浄化槽）設置の促進に対する市民満足度	%	28.6	40.7	○
	浄化槽（合併処理浄化槽）補助金申請設置基数	基	2,904	2,947	○
	公共下水道普及率	%	68.9	71.4	○
	生活排水処理率	%	90.0	90.6	○
4-3-4	地球環境の保全に向けた環境負荷の軽減、騒音、振動、異臭などの公害対策に対する市民満足度	%	18.9	24.6	○
	エコライフ DAY 参加者数（年間）	人	9,500	0 11,222	× ○
	太陽光発電（再生可能エネルギー）等設置補助申請交付件数	件	1,200	1,185	×
4-3-5	ごみ処理やごみ減量化・再利用・資源化、不法投棄などの廃棄物対策に対する市民満足度	%	30.3	41.3	○
	家庭系ごみ排出量 1人1日当たり（集団回収含む）	グラム	691	713	×
	事業系ごみ排出量（年間）	トン	3,479	3,752	×
	資源化率	%	29.0	22.8	×
4-4-2	良好な住宅・住環境の保全や整備に対する市民満足度	%	16.2	27.8	○
	住宅の耐震化率	%	95	92	×
	空き家バンク登録数	件	50	61	○
	優良田園住宅建設件数	件	20	32	○
	住宅リフォーム事業補助件数	件	150	103	×
4-4-3	魅力ある市街地の整備や土地区画整理事業などによる都市基盤の整備に対する市民満足度	%	11.7	21.2	○
	中心市街地における板塀の路地延長	m	500	58	×
4-4-4	市がインターネットを活用して提供する地域情報に対する市民満足度	%	80.0	21.4	×
	公衆無線 LAN アクセスエリアの整備率	%	100	100	○
	市役所 HP アクセス件数	万件	548	863	○
	自治体アプリの認知度及び利用者数	%	70	92	○
		万人	2	1.2	×
自治体アプリ情報サービス提供分野の数	個	5	5	○	
5-1-1	市民の市政への参加や市民活動への支援、情報の共有化など、協働によるまちづくりに対する市民満足度	%	13.0	22.4	○
	メール配信等サービス登録者数	人	9,600	10,220	○
	市役所 HP アクセス件数（再掲）	万件	548	863	○

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
5-1-2	近所との付き合い、コミュニティ・地域活動の支援、活動拠点の整備に対する市民満足度	%	17.4	27.1	○
	まちづくり推進委員会による地区別まちづくり活動の支援、地域特性を生かしたまちづくりに対する市民満足度	%	13.0	25.9	○
	自治会加入率	%	80.0	70.5	×
	地区別まちづくり推進委員会会員数	人	600	624	○
	NPO 団体数	団体	30	31	○
	ボランティア・市民活動団体数	団体	463	835	○
5-1-3	地域活動からコミュニティビジネスへの移行件数	件	1	1	○
	市民参画又は協働関係にある団体の数	団体	90	92	○
5-2-1	山間地域の振興に向けた魅力的なコミュニティづくり、地域経済の活性化に対する市民満足度	%	11.2	16.0	○
	新たに山間地域振興事業に取り組む団体数	団体	30	28	×
	ICT 活用による生活サービス機能の改善件数	件	1	1	○
	地域ビジネスに向けた検討件数	件	5	1	×
5-3-1	男女平等教育や啓発活動、男女が均等に活動に参画できる環境整備に対する市民満足度	%	9.8	19.4	○
	審議会等への女性委員登用率	%	30.0	23.1	×
	社会全体で男女平等を感じる市民の割合（男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査）	%	25.0	14.6	×
5-3-2	あらゆる差別やいじめ、暴力、虐待の解消を目指した人権教育に対する市民満足度	%	10.6	16.1	○
	人権教育・啓発研修会等参加者数	人	600	507 615	×
	小学校における人権教育の取組状況（取り上げた課題の数）	課題	120	118	×
	中学校における人権教育の取組状況（取り上げた課題の数）	課題	71	73	○
5-3-3	ブレア市との国際交流や高萩市、豊島区、横浜市などとの都市間交流への取組に対する市民満足度	%	22.2	30.9	○
	日本語教室延べ参加者数	人	650	696	○
	都市間交流を開始した新たな団体数	団体	10	10	○
	交流を行った政策分野別件数	件	36	36	○
5-4-1	新たに ICT を活用した事業整備の進捗度	%	100	100	○
	戦略的な行政改革の進捗度	%	100	80.0	×
	シンボルプロジェクトの進捗度	%	50.0	70.3	○
5-4-2	市税収納率	%	97.2 以上	97.9	○
	実質公債費比率	%	10 以内	3.6	○
	公共施設等総合管理計画の進捗度	%	100	100	○

施策項目	指標名	単位	目標値	実績値	達成状況
			R2	R2	
5-4-3	消防やごみ処理、図書館などの広域的利用など、広域的取組に対する市民満足度	%	29.3	45.2	○
	ダイアプラン公共施設相互利用者数	人	38,900	36,227 48,140	× ○
	都市間交流自治体等と連携して取り組む事案の件数	件	5	11	○

③ 市民意識調査結果

後期基本計画の策定に当たり、市民の皆様からの市の施策に対する評価、市政に関するご意見やご提案を計画づくりに反映させるため、市民意識調査を実施しました。調査結果の概要は次のとおりです。

- 1 調査対象：住民基本台帳に登録している 18 歳以上の市民
- 2 対象者数：2,000 人 (無作為抽出)
- 3 調査期間：令和元(2019)年 10 月 15 日～11 月 5 日
- 4 回収状況：配布数 2,000 票 (回収数 741 票、回収率：37.1%)

【調査結果の概要】

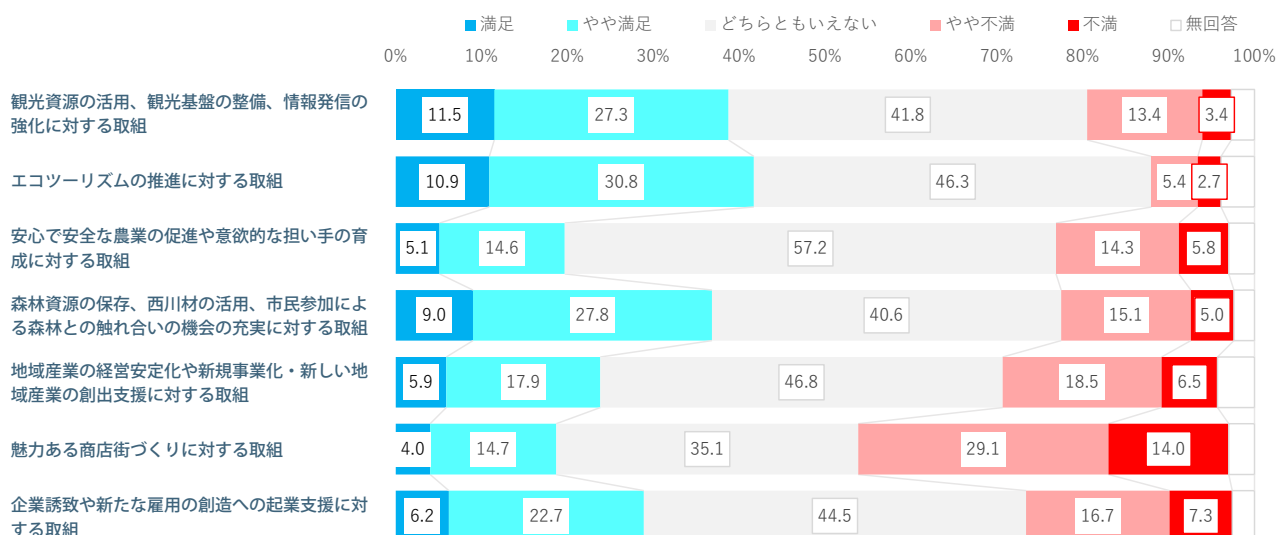
市民意識調査から見える不満度の高い主な項目として、駅前や商店街を含むまちなかの活気や魅力の創出に対する取組、道路交通環境の整備に対する取組、山間地域振興に対する取組が挙げられます。

道路網の整備、交通安全対策、公共交通の維持等の取組については、引き続き計画的に実施していく必要があります。また、まちなかや山間地域の活気や魅力の創出については、活動主体が取り組みたいことをしっかりと聞き取った上で、継続的な対話により、行政の役割の明確化と効果的な支援策を検討し、統一的なテーマをもって必要な投資を行い、市全体としての魅力を向上させていく必要があります。

後期基本計画の中で力を入れるべき取組として挙げられている、防災・防犯、交通環境の整備、雇用創出、健康、福祉、教育など、市民生活に直結する施策については、人口減少や少子高齢化に伴う厳しい財政状況が見込まれる中にも維持していかなければならず、必要な財源の確保に向けた取組が重要となります。

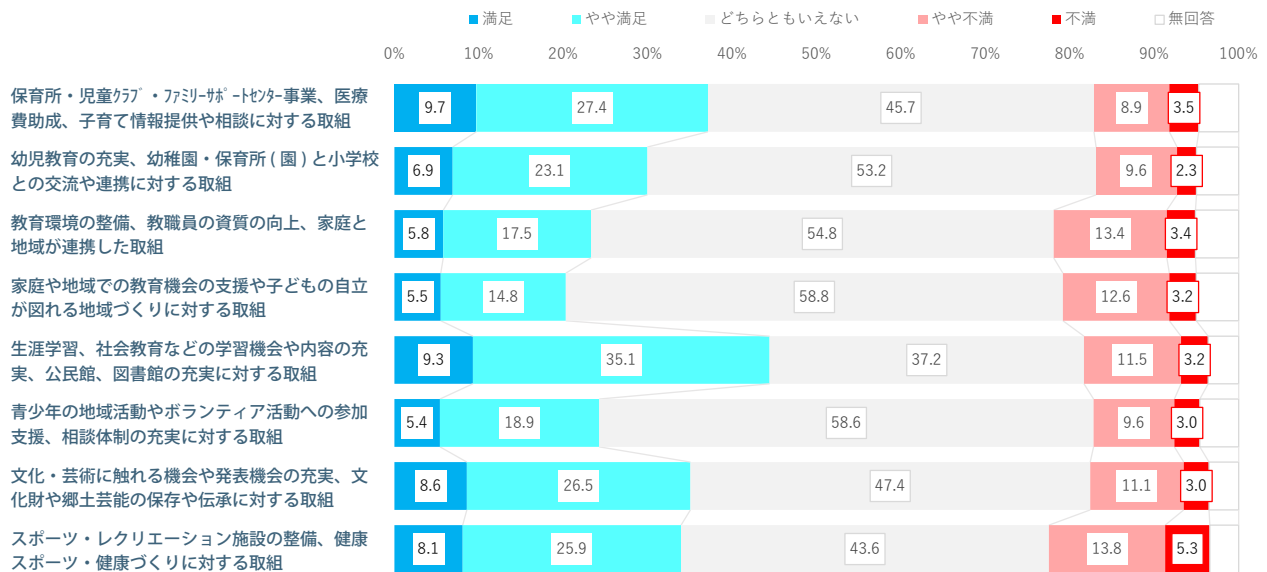
後期基本計画では、皆様からのご意見や今後の対話等を踏まえ、日々の暮らしを守っていくために「攻め」と「守り」のバランスの取れた施策を展開していく必要があります。

まちづくりの基本目標 1



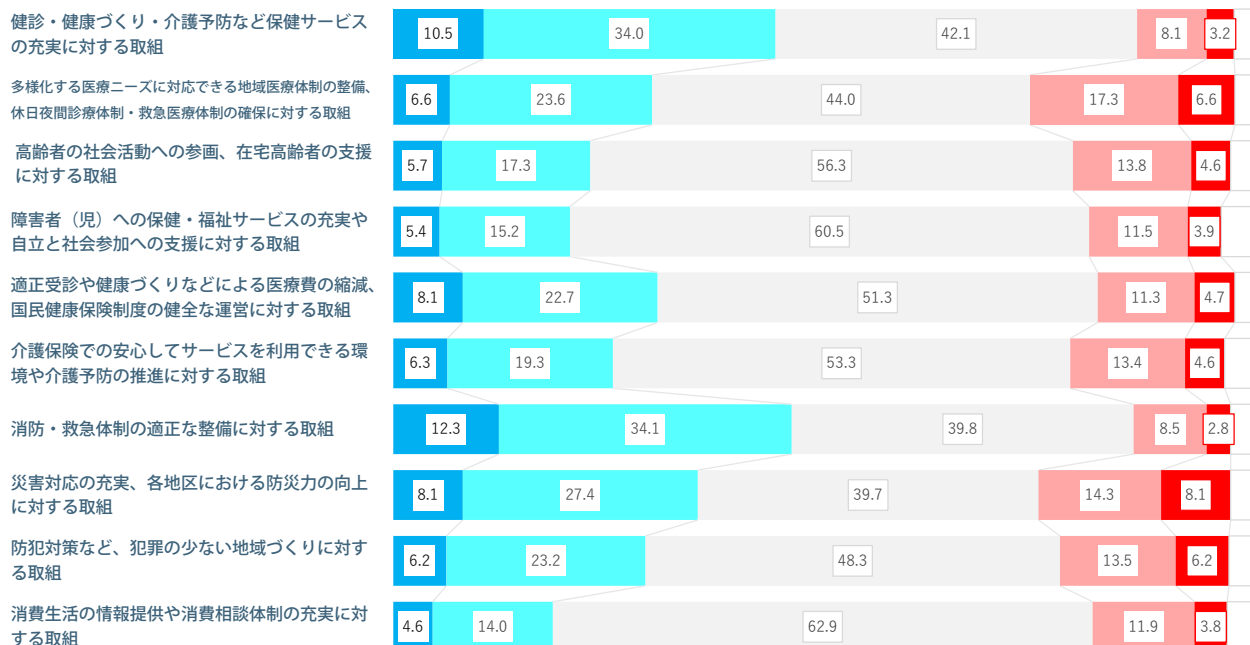
観光や森林、林業への取組に対する満足度が3割～4割と高くなっています。一方で、農業と魅力ある商店街づくりに対する満足度は低くなっており、後者は不満度も4割以上となっていることから、これらの取組を強化する必要性が伺えます。

まちづくりの基本目標 2



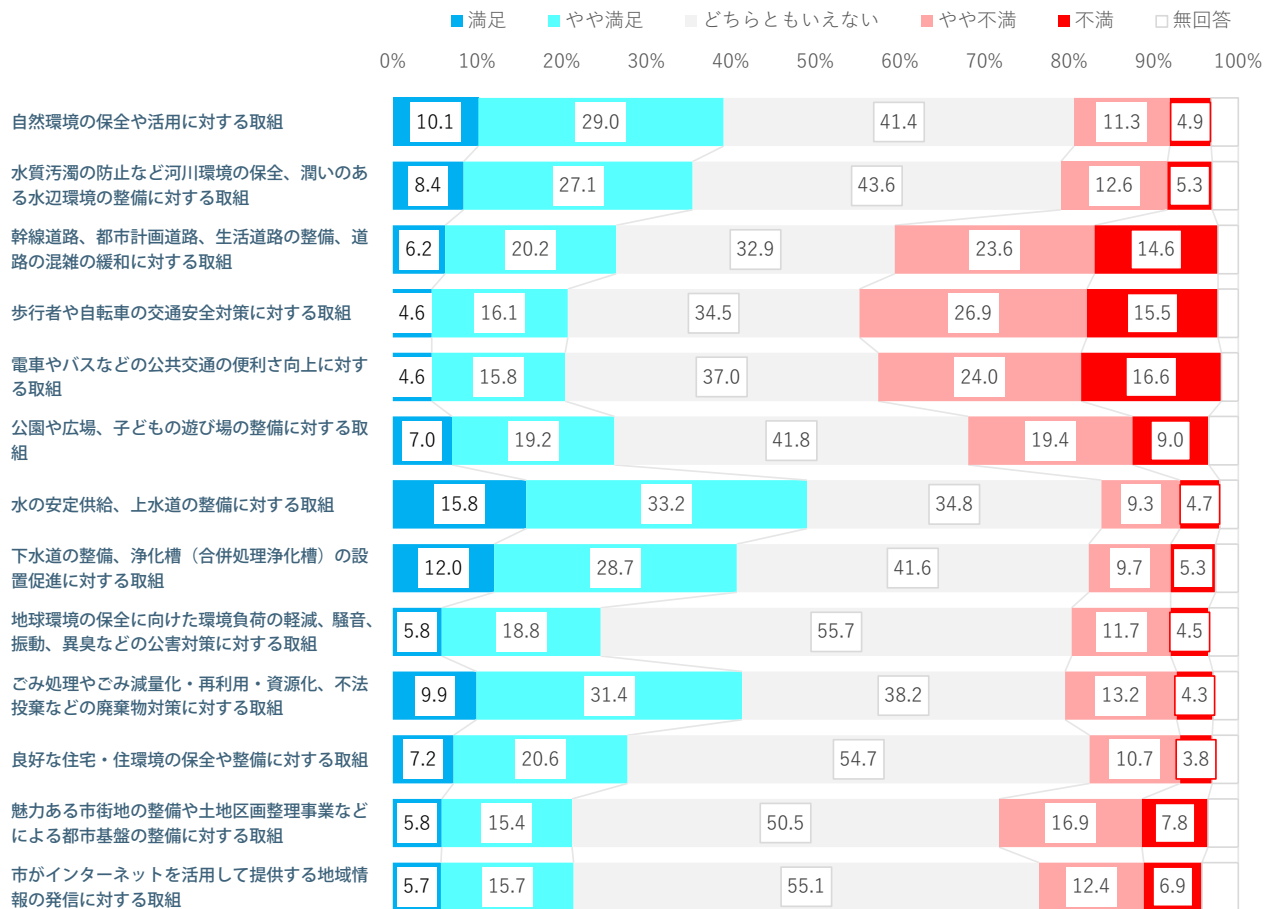
生涯学習等に対する取組の満足度は4割を超えて高くなっています。一方で、教育や青少年育成に対する取組は2割台と低くなっています。不満度はいずれも1割台以下となっています。教育環境の整備や教職員の資質の向上、家庭や地域における教育機会の確保に対する取組を強化する必要性が伺えます。

まちづくりの基本目標 3



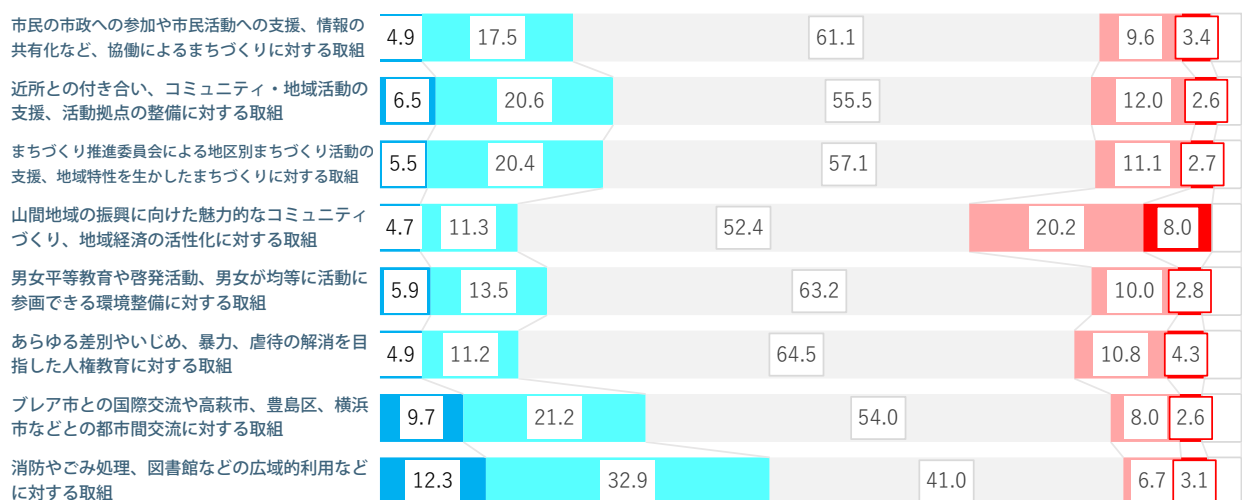
健診、健康づくり、介護予防などの保健サービスや消防・救急体制の整備に対する取組で満足度が4割を超えて高くなっています。一方で、高齢者の社会参加支援や介護保険サービス、障害者(児)への福祉サービスや社会参加支援、消費生活に対する取組に対しては、満足度、不満度ともに1~2割と他と比較して低くなっており、制度の周知広報等による市民の理解促進や取組強化の必要性が伺えます。

まちづくりの基本目標 4



水の安定供給、自然環境の保全や下水道の整備、ごみ処理に対する取組で満足度が高くなっています。一方で、道路の整備、歩行者や自転車の交通安全対策、電車やバスなどの公共交通の利便性向上に対する取組の不満足度が高く、これらの取組を強化する必要性が伺えます。

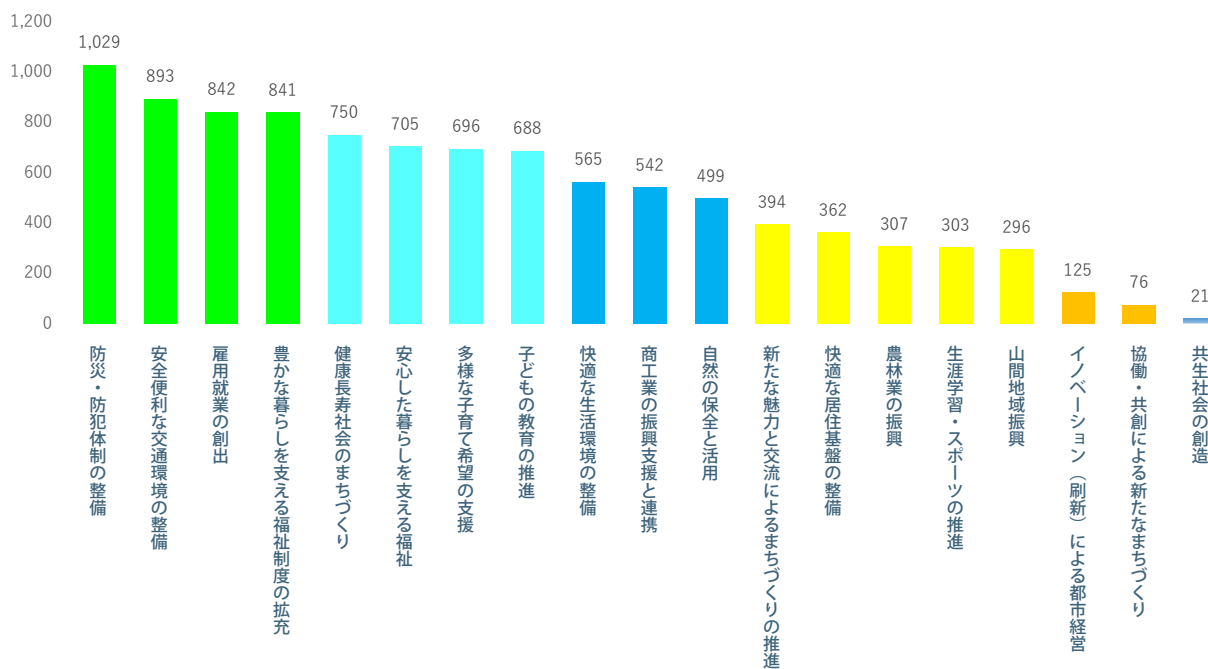
まちづくりの基本目標 5



消防やごみ処理、図書館などの広域的利用に対する取組の満足度が4割を超えて高くなっています。一方で山間地域振興の取組への不満足度が高く、満足度を12.1ポイント上回っていることから、山間地域の振興に向けた取組を強化する必要性が伺えます。

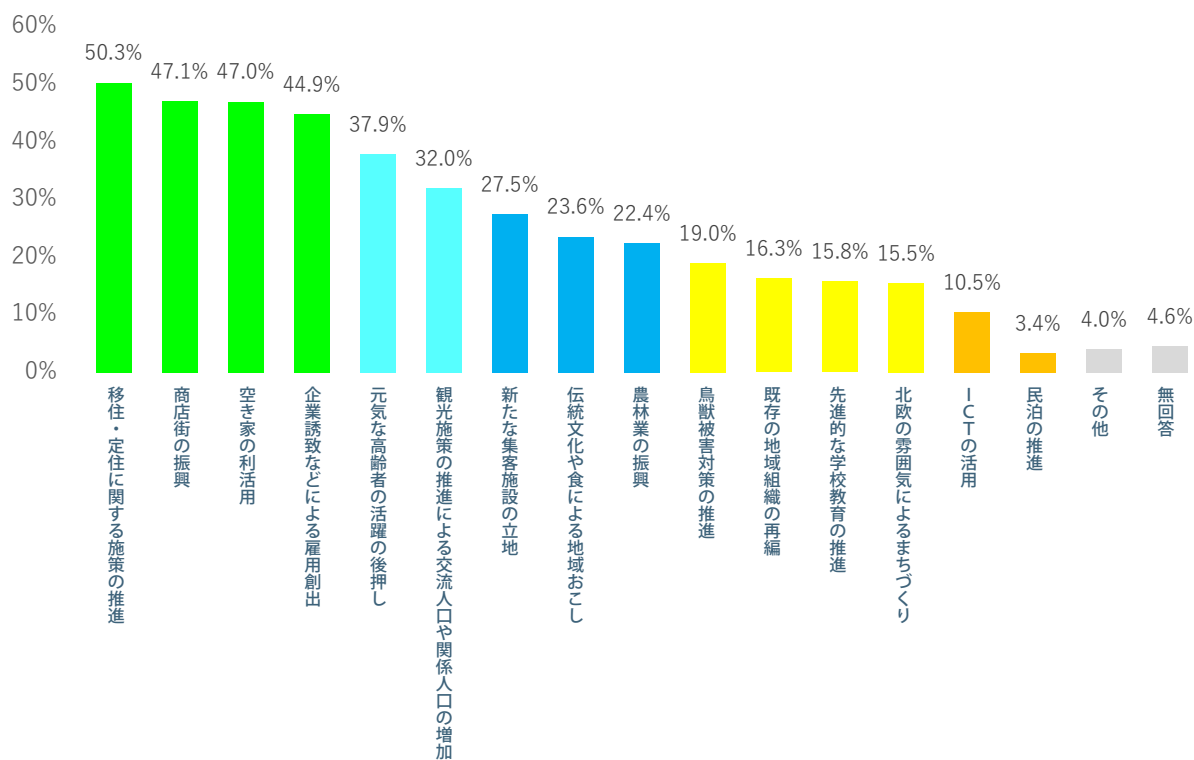
【今後5年間で力を入れるべき取組について】

市民生活に直結する施策については、優先度が高い結果となっています。

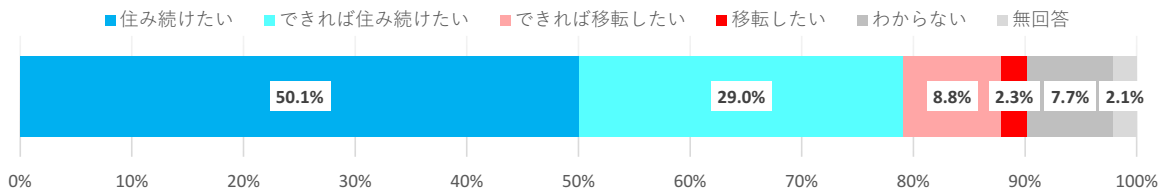


【地域活性化に対する有効な施策について】

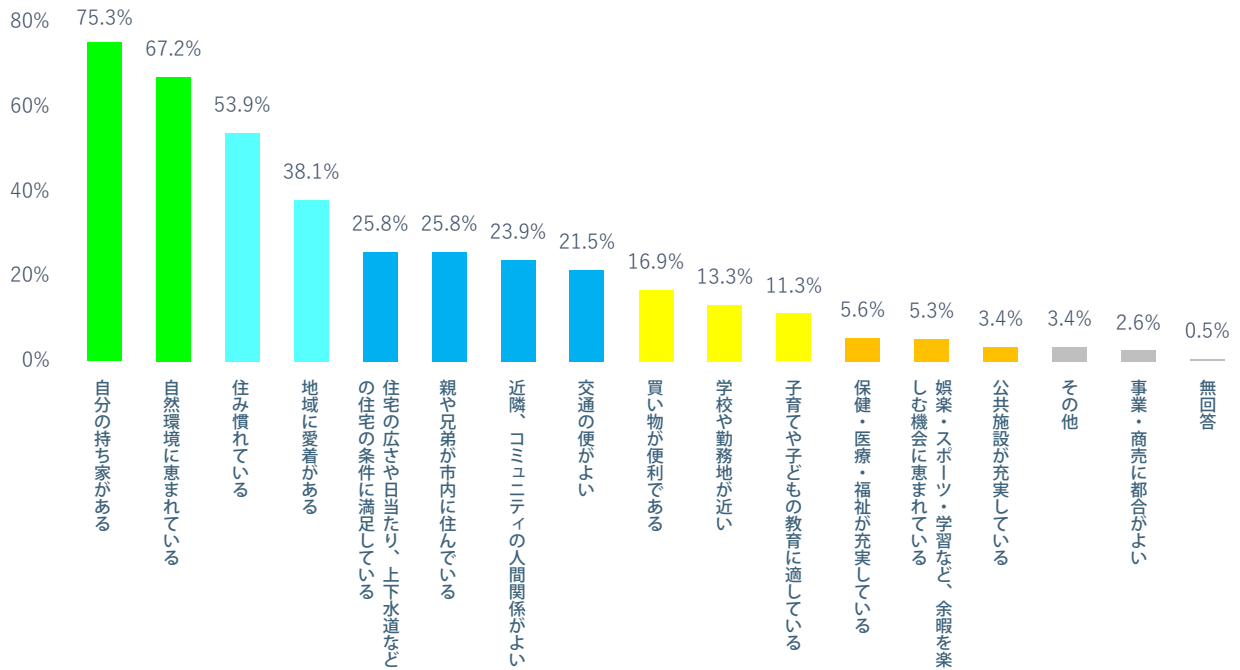
「移住・定住に関する施策の推進」が5割に達し、「商店街の振興」、「空き家の利活用」、「企業誘致などによる雇用の創出」が4割を超えて高くなっています。



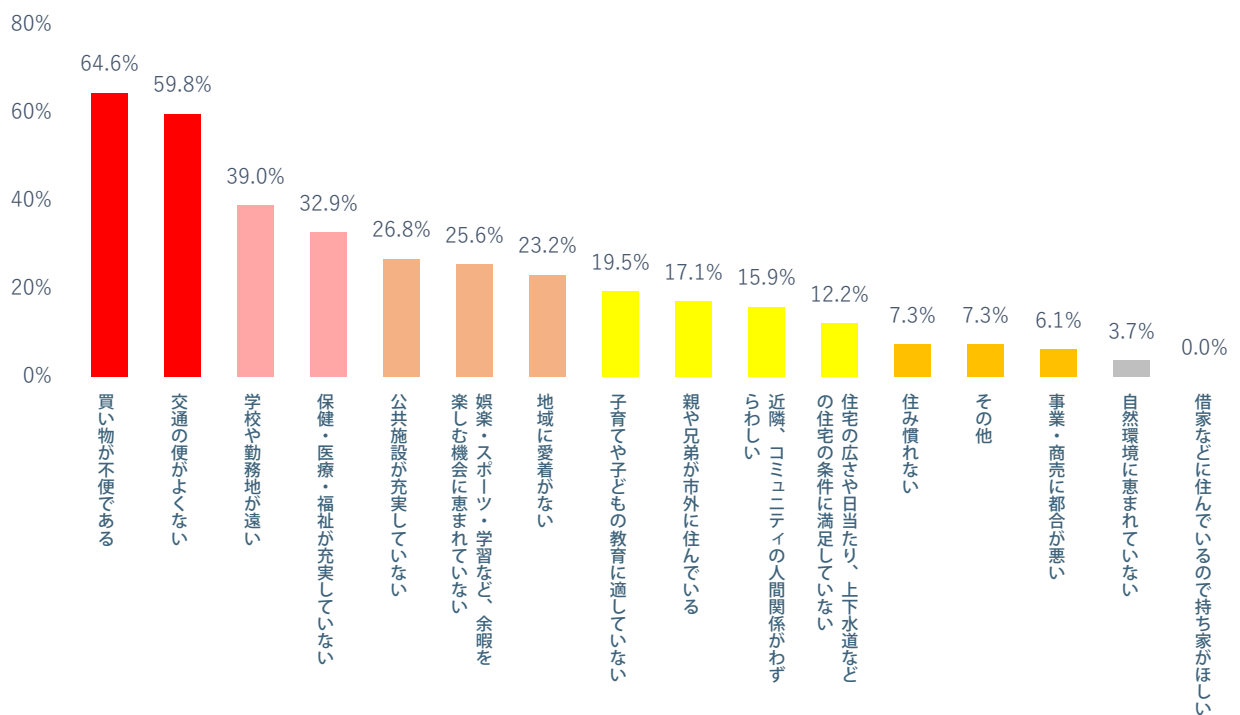
【定住意向について】



【住み続けたい理由について】

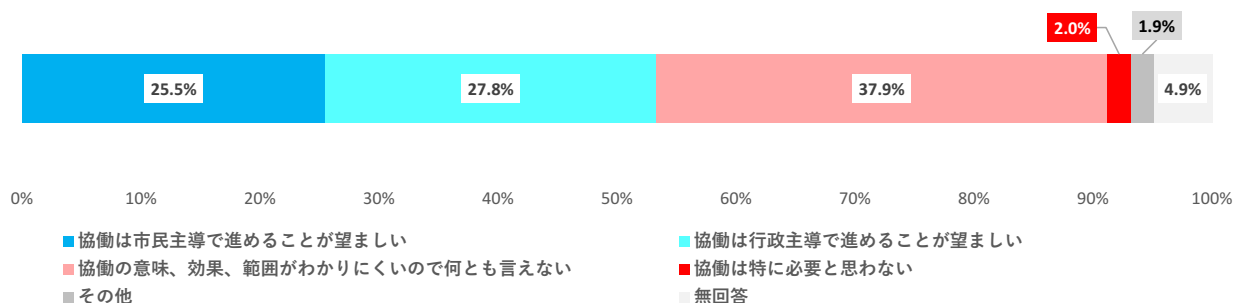


【移転したい理由について】



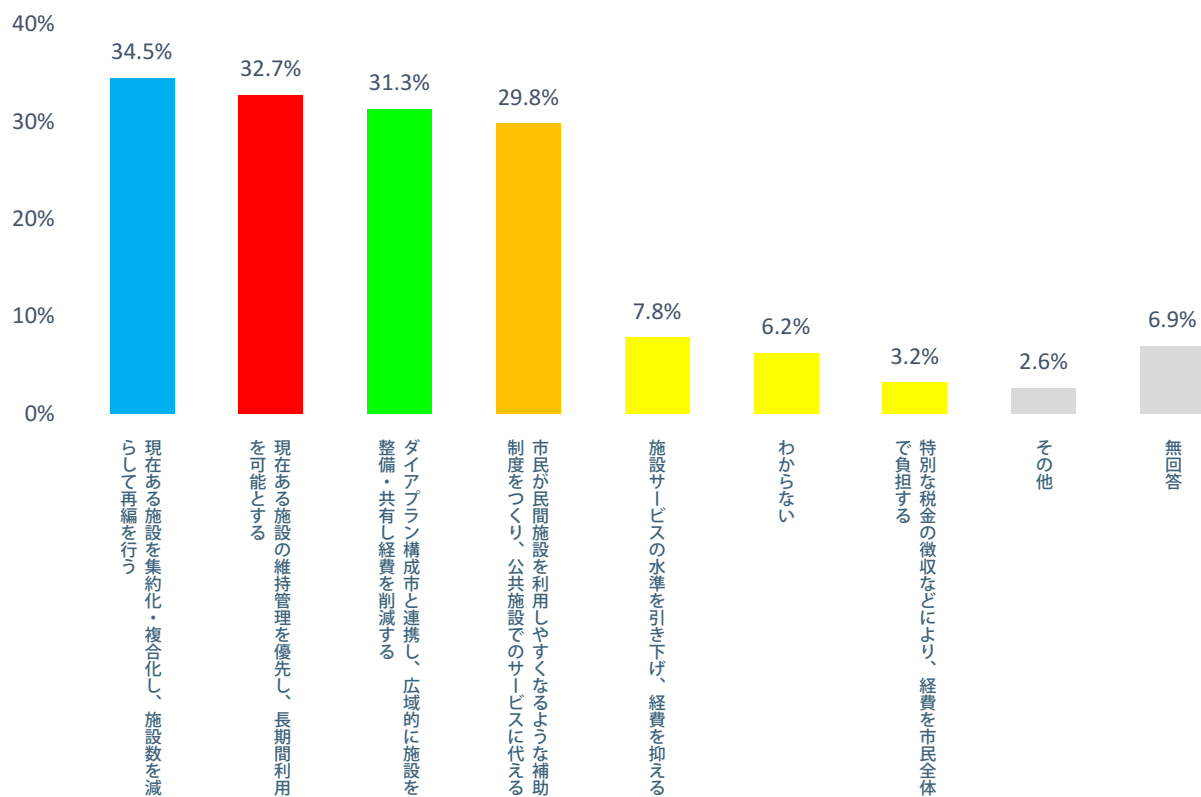
定住意向については、約8割の人が「住み続けたい」と思っており、5年おきに実施している同様の調査と比較しても、最も高い数値となっています。一方で、移転したいと思っている人のうち、半数以上の人が「買い物が不便である」、「交通の便が良くない」を、4割近くの人が「学校や勤務地が遠い」を理由として選んでいます。地域に住み続けることへの不満要素として「交通」の問題があることが伺えます。

【協働によるまちづくりについて】



約半数が「協働は必要」と考えていますが、市民主導か行政主導かは意見が分かれています。また、「何とも言えない」と感じる人も約4割おり、協働によるまちづくりを進める当たっては、その認識を広く共有しておく必要があることが伺えます。

【公共施設の在り方について】



人口減少、少子高齢化と同時に公共施設の老朽化も進行していく中で、今後の公共施設の在り方については、出来るだけサービス水準を下げず、また一方で市民の負担が増えないようにバランス良く維持していくことを前提としつつも、時間をかけて対話を行いながら、各施設ごとに再編や長寿命化、複数自治体による共同設置などの方向性を検討していく必要があることが伺えます。

(4) 社会を取り巻く新たな状況

① 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの感染拡大

新型のコロナウイルス (SARS-CoV-2) を原因とする急性呼吸器疾患である本感染症は、令和元(2019)年の末頃から流行が拡大し、世界での累計感染者数は令和4(2022)年2月5日現在3.91億人超、死者数は572万人超となり、パンデミック(世界的流行)を引き起こしています。

国内でも令和2(2020)年1月に初の感染者が確認されて以来、感染が急速に拡大し、累計感染者数は令和4(2022)年2月5日現在310万人超、死者数は1.9万人超となっています。

政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を3度にわたり発出したほか、埼玉県知事からは、県民に対する不要不急の外出の自粛要請、事業者に対するイベントの開催自粛、飲食店に対する営業時間短縮等を含む緊急事態措置が通知され、市民生活に多大な影響が及んでいます。

現在は、新たな変異ウイルスの脅威の中であり、3度目となるワクチン接種に向けて準備が進められています。

新型コロナウイルス感染症による社会的・経済的な変化

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの社会経済に甚大な影響を及ぼしています。外出等自粛要請による「人」と「モノ」の移動の停滞は、国内経済に深刻な打撃を与え、令和2(2020)年度実質GDP(国内総生産)の対前年度比はマイナス4.4%となり、戦後最低となるマイナス成長となったほか、私たちの働き方や子どもの教育といった日常の生活様式にも大きな影響が及んでいます。

具体的にはテレワークやオンライン会議の導入、サテライトオフィス等の開設等の働き方改革が全国的に推進されたほか、教育に関してはオンライン授業やGIGAスクール構想の加速に向けた動きが広がり、本市でも全小・中学校の児童生徒へのタブレット端末の早期の配布を実現しました。

さらに、様々な分野でのデジタルシフトも推進されており、今後はAI、ロボティクス、無人化、キャッシュレス等を活用し、行政手続における人の接触機会を低減させるため、市役所に行かなくても手続ができる取組を積極的に進めていく必要があります。

また、人口密度の高い東京都内から地方へ移住する動きも見られており、本市でも移住に関する問合せが増加していることや、観光の在り方についても「密」を避けた自然やアウトドア志向が注目されるなど、地方への関心がより一層高まりを見せている機会を的確に捉え、必要な取組を加速させていくことが重要です。

このように、新型コロナウイルス感染症の流行・拡大から受けた様々な影響については、その教訓を生かして次なる感染症に備えるとともに、今回の感染症を契機として進展した働き方やデジタルシフト等については取組をさらに加速させ、より良い社会を実現していくことが重要です。また、効率的な行財政運営にもより一層取り組んでいくことが重要です。

② 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた動き

今日の世界では、依然として数十億の人々が貧困の中で生活し、国内的・国際的な不平等も増加しています。富や権力の不均衡、地球規模での健康の脅威、激甚化する自然災害、悪化する紛争、テロリズム等は大きな課題です。そのほかにも、天然資源の減少並びに砂漠化、干ばつ、生物多様性の喪失を含む環境の悪化、気候変動、世界的な気温の上昇、海面上昇など、私たちは持続可能な開発に対する様々な課題に直面しており、多くの国の存続と地球の生物維持システムが存続の危機に瀕しています。

こうした課題に地球規模で取り組んでいくため、平成 27(2015) 年 9 月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択され、国際社会の共通目標として「持続可能な開発目標 (SDGs：エスディーゼーズ)」が掲げられました。SDGs は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和 12(2030) 年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

上述したような世界的な課題には、私たちが日々の暮らしの中で意識することの少ない事柄も含まれています。

しかし、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「誰一人取り残さない」こと、また、「最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」ことがうたわれていることから分かるように、私たち一人ひとりが国際社会の一員としての自覚を持ち、しっかりと考え、この国から、この地域から、自分事としてできることに取り組んでいくという意識や姿勢が何より大切です。

このような SDGs の理念は、本市の総合振興計画の基本構想における考え方と重なるものであり、基本計画の推進が、同時に SDGs の達成に向けた取組にもつながると考えています。

国は「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」において、行政計画の策定に当たっては SDGs の要素を最大限反映することや、広範なステークホルダーとの連携をうたっているとおり、私たちの日頃の活動や取組と SDGs とのつながりを意識できるような計画とすることは、市民一人ひとりの行動の変革を促し、より良い世界を実現していくためにも必要なことです。

後期基本計画では、分野別の基本施策(施策項目)ごとに、関連する 17 のゴールのアイコンを付すことで、市の取組と SDGs との関係性を意識できる内容とします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 後期基本計画で集中的に取り組むべき課題

第5次総合振興計画の基本構想では、以下の8項目の「これからのまちづくりに求められる視点」を掲げています。

- ① 少子高齢化と人口減少への対応
- ② 自然環境・魅力・賑わいを地域経済の好循環につなげる仕組みづくり
- ③ 自然と共存・共生する新たな森林文化のまちづくり
- ④ 生涯現役・健康長寿社会づくり
- ⑤ グローバル社会に向けての多文化共生のまちづくり
- ⑥ ICTを生かしたまちづくり
- ⑦ 安心・安全で快適なまちづくり
- ⑧ 新しい自治・協働のすすめ

後期基本計画においても、この8項目の視点を基本としつつ、基本構想における4つのシンボルプロジェクトの進捗状況、前期基本計画における課題や市民意識調査から見えた課題、また、本市を取り巻く状況等を整理・総括し、本市の持続的な発展を実現していくために集中的に取り組むべき課題として、「定住人口対策」及び「森林の新たな利活用」を位置付けます。

(1) 定住人口対策

前期基本計画では、あらゆる政策を総動員して定住人口の増加策に取り組んできましたが、本市の総人口は平成12(2000)年の85,886人をピークに一貫して減少が続いており、令和4(2022)年1月1日現在の人口は78,630人(住民基本台帳人口)となっています。特に山間5地区(南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区及び名栗地区)の人口減少は著しく、直近5年間の減少率は約10%に上ります。

また、生産年齢人口については平成12(2000)年の約57,700人(国勢調査)をピークに減少が始まり、令和2(2020)年1月1日現在で約46,300人となり、20年間で約1万人(約20%)減少している状況となっています。

さらに、本市からの転出者の状況を見ると、特に20代の女性で転出超過傾向が見られ、若年人口の流出が目立っています。

その一方、前期基本計画において本市が重点的に取り組んできた子育て支援策の充実や移住定住の促進、積極的なシティプロモーション等と連動するように社会動態がプラスに転じるなど、こうした取組に対する一定の効果が期待されているところです。

本市においては、人口が増加している地区、減少している地区、大きな変化のない地区がはっきりと分かれてきており、それぞれの地区、とりわけ減少が著しい地区にあっては、特色を生かしながらも地域の課題に総合的に対応できる地区づくりが必要となっています。

人口減少等の問題は、地域経済の衰退や市の財政状況を圧迫し、市民の暮らしに大きな影響を及ぼすだけでなく、地域そのものの存続に関わる重大な事態にもつながります。市民の暮らしを将来にわたって守り続けるためには、交流人口や関係人口の増加に積極的に取り組み、本市からの転出者を減らし、転入者を増やす施策を展開していくことが極めて重要です。また同時に、人口減少下における持続可能なまちづくりについて、全市的に議論を加速させることも重要です。

(2) 森林の新たな利活用

本市は首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化・人々の情感は森林と共に育まれてきました。また、都心から最も近い林業地であり、古くから「西川材」で知られるスギやヒノキの産地として栄えてきた歴史があります。平成17(2005)年には「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能とが調和するまちの創造を目指し、様々な施策を展開してきました。

森林は木材生産の場としてだけでなく、水や大気の循環、生物多様性の保全、レクリエーションの場の提供など様々な公益的機能を備えており、近年ではこれら諸機能を発揮させる森林づくりが求められています。

しかし、国産材価格の下落や急峻な山での林業の難しさに伴う国際競争力の低下に加え、森林所有者の不在村化、林業後継者の高齢化などにより、継続的な森林管理や公益的機能の維持が困難な状況が生じており全国的な課題となっています。

市域の75%を森林が占める本市においても、大きな課題として継続的に取り組んできましたが、抜本的な改善には至っていない状況です。森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林が改めて注目されている今、林業だけではなく森林の利活用に着目した施策を展開し、新たな価値を見出していくことが喫緊の課題となっています。

今後、森林の利活用を効率的・効果的に進めるには、本市の森林の在るべき姿を見据え、例えば、奥地では森林の持つ公益的機能を発揮させる「共存・共生の森」、傾斜が緩やかで道路付けが良い林業適地では効率的な木材生産を進める「林業の森」、里山では身近な森林空間を生かした森林サービスを提供する「水と緑の交流の森」など、本市の森林をゾーニングし、土地利用を考えていく必要があります。

森林を適正に管理し、将来にわたって健全に維持していくため、入間川や高麗川の上流域の自治体としてリーダーシップを発揮しつつ、市民、企業、流域自治体等とも連携しながら、森林資源を最大限活用したまちづくりを全市的に進めていくことが極めて重要です。

第5章 後期基本計画における基本的な視点

後期基本計画を策定・推進していくに当たって必要な視点を以下のとおり位置付けます。

(1) 対話と協働によるまちづくり

「市民とともに作る飯能市」をキャッチフレーズに、活動主体との継続的な対話により、行政ニーズを把握するとともに役割を果たし、これまで以上に市民や産学金等の多様な主体のまちづくりへの参画を促すことで、各主体の得意分野を生かした効果的な協働を推進します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による、生活様式や働き方の変容、デジタルシフト等の社会的な変化については、後期基本計画の新たな前提条件として各施策に反映させます。

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

後期基本計画の各施策と SDGs との関連性を明らかにし、SDGs の視点からも各施策を推進します。

(4) 投資すべき事業への積極的な財政出動

財政健全化とのバランスに留意しつつ、自然災害に強く、快適な住環境が整い、子育て世代が安心して暮らせるまちづくり、雇用創出、まちなかの賑わい創出や観光消費の促進による地域経済の発展など、市民にとって真に必要な施策については積極的に財政出動します。

(5) 行政改革の推進

財政健全化や自主財源の確保に積極的に取り組むことはもとより、対話重視の基本姿勢のもと職員の知恵や工夫により効果的にまちづくりや行財政運営を推進するための人材育成、官民連携の推進、最新の情報通信技術の導入や業務の在り方及び進め方の抜本的な見直し等のデジタルトランスフォーメーション (DX) を推進していくことにより、全体的な効率化を図っていきます。

第2部 後期基本計画

第1章 重点施策（第2期飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

本市では平成28(2016)年に「飯能市地域創生プログラム(飯能市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」(以下「総合戦略」という。)を策定し、人口減少の克服及び賑わいと活力の創造に取り組んできました。総合戦略は、総合振興計画における「地方創生に特化した横断的計画」として策定していましたが、両計画とも目指す方向性は同じであることから、前期基本計画の計画期間終了に合わせ、後期基本計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。一体的な策定により、人口減少や少子高齢化等の諸課題に迅速かつ柔軟に対応しながら、本市のまちづくりを推進していきます。

重点施策では、特に「まち」、「ひと」、「しごと」に関して、国や県の戦略を勘案しつつ、重点的に取り組むべき事項を位置付けます。

なお、本章における「重要業績評価指標(KPI)」には、第2部第2章「分野別の基本施策」に掲載しているKPIのうち、重点施策に関連する代表的なものを転載しています。

重点施策 1 地域特性を生かし安定した雇用を創出する

数値目標

新規雇用創出 1,000 人 (累計) 【250 人 / 年】

基本的方向

本市の課題の一つである、若年人口の市外への流出に歯止めをかけるためには、多様な担い手が活躍する機会をつくと同時に、森林や農地といった地域資源を活用した新たな事業や特に若い世代にとって魅力ある仕事や雇用を創出していくことが重要となります。市内の各地域の特性を生かしながら安定した雇用の創出を目指します。

個別施策

1-(1) 企業誘致の推進

- ・新たな産業立地手法の検討 (特に精明東部の農業振興地域)(1-4-1、4-4-1)
- ・サテライトオフィス等の誘致強化 (1-4-1、4-4-1)

1-(2) 起業・創業支援の推進、商工業の活性化

- ・産学官金等の連携による起業支援 (1-3-1)
- ・商店街活動や新規出店者への支援 (1-3-1)

1-(3) 農林業の振興及び農林業への就業支援

- ・西川林業への新たな支援及び担い手育成 (1-2-2)
- ・若者の就農支援 (1-2-1)
- ・スマート林業や森林の集約化など林業経営の高度化による新たな雇用創出 (1-2-2)

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
新規雇用者数	企業誘致で立地した企業が、立地後に新たに雇用した従業員の総数	4,044 人	5,000 人
起業件数	創業支援補助制度の活用による起業件数	71 件	100 件
新規出店件数	新規出店促進事業補助制度を活用した新規出店数	60 件	100 件
商店街加盟店舗数	商店街の加盟店舗数	178 店	185 店
新規就農者数 (個人・法人)	飯能市新規就農支援事業を利用して就農した人数の累計	2 人	12 人

重点施策 2 交流人口、定住人口の人の流れを加速させる

数値目標

人口の社会動態プラスの維持【参考：前期基本計画期間は +772 人】
 交流人口 480 万人 / 年間 【参考：令和元年 410 万人、令和 2 年 286 万人】

基本的方向

土地区画整理事業の加速化や、“農のある暮らし”「飯能住まい」制度をはじめとする全ての政策分野における定住人口対策に力を注ぎ、併せて、市街地や山間地域における拠点施設の整備等による交流人口対策を講じることで、本市への人の流れをさらに加速させます。また、こうした取組を積極的にプロモーションすることで、定住先として選んでもらえるまちを目指します。

個別施策

2-(1) 地区別振興策の推進

- ・ 戦略的な土地政策の展開 (4-4-1)
 - ① 飯能第一小学校への公共施設の集約化・複合化 (飯能地区)
 - ② 「道の駅」設置と地場産業の活性化 (精明地区)
 - ③ 元加治駅南口の開設による利便性向上と賑わい創出 (加治地区)
 - ④ 土地区画整理事業の加速化 (加治地区、精明地区)
 - ⑤ 県立飯能南高等学校廃校後の利活用の検討 (加治地区)
 - ⑥ “農のある暮らし”「飯能住まい」制度の促進 (南高麗地区)
 - ⑦ 芸術家等が文化芸術活動を展開しやすい環境づくり (原市場地区)
 - ⑧ 廃校舎を活用した山間地域の活性化 (吾野地区、東吾野地区、名栗地区)

2-(2) 都市回廊空間から中心市街地、そして山間地域への人の流れの創出

- ・ 都市回廊空間を構成する拠点施設や道路の整備 (1-1-3、4-2-1)
 - ① 久下六道線の改良整備 (無電柱化含む)
 - ② 阿須小久保線の整備促進
 - ③ 飯能河原及び周辺の利用環境の改善、整備 など
- ・ 公共交通ネットワークの整備推進 (4-2-3)
- ・ エコツアーや MaaS 等の推進 (1-1-3、1-1-4、4-2-3)
- ・ 商店街の活性化に向けた関係機関との協議及び施策の推進 (1-3-1)

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
優良田園住宅建設計画認定件数	優良田園住宅建設計画に基づき認定した件数	32 件	70 件
建物移転率	事業地区内における要移転戸数に対する移転済戸数	87.1%	92.0%
道路整備率	事業地区内における都市計画道路の整備率	31.3%	51.5%
市内の公共交通のカバー圏域	バス停から 300m、鉄道駅から 800m に含まれる面積	90.1 km ²	増加
エコツアー参加者数	実施した年間のエコツアー参加者数	302 人 令和元年度：3,014 人	4,800 人

重点施策 3 出産、子育てなどの若い世代の希望をかなえる

数値目標

合計特殊出生率の向上（埼玉県平均以上）【参考：令和元年は埼玉県平均 1.26、飯能市 1.14】

基本的方向

出産の希望をかなえるため、若い世代の経済的な支援のほか、全ての子どもの健やかな成長が実現されるよう保護者の子育て支援を進めます。また、先進的な学校教育や地域ぐるみでの子どもの教育に取り組み、子どもを産み育てたいと思えるまちを目指します。

個別施策

3-(1) 切れ目のない子育て支援の推進

- ・コウノトリ事業（不妊に悩む夫婦への支援）の推進（2-1-1）
- ・乳児家庭全戸訪問の実施（2-1-1）
- ・子ども医療費無償化 18 歳年度末まで拡大（3-1-2）
- ・保育、子育て支援、放課後児童対策の充実（2-1-2）
- ・相談支援体制及び経済的支援の充実（2-1-1）

3-(2) 未来を拓く教育の推進

- ・学校教育における「主体的・対話的で深い学び」の推進（2-2-1）
- ・GIGA スクールの推進（2-2-1）
- ・本物の自然に触れる楽しさを味わう森林環境教育の推進（2-2-1）
- ・地域ぐるみでの教育力の向上（2-2-2）
- ・放課後子ども教室の充実（2-2-2）

3-(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・多様な働き方に関する意識の醸成、男女共同参画の推進（5-3-1）

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
待機児童数 (保育所、放課後児童クラブ)	入所申請者数から入所児童数及び特定の保育所(園)等を希望するなど特段の事由がある者等を除いた者の数(各年4月1日時点)	保育所 0 人 放課後児童クラブ 36 人	0 人
地域子育て支援拠点利用者数	地域子育て支援拠点の利用者数の実績	10,604 人 令和元年度：35,618 人	39,584 人
「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(質問紙調査)の結果	— 令和元年度 74.8%(小学校) 77.2%(中学校)	80%(小学校) 85%(中学校)
放課後子ども教室実施校数	放課後子ども教室実施校数	1 校	3 校
審議会等への女性委員登用率	女性委員の登用率の向上	23.1%	50.0%

重点施策 4 安心して住み続けられる地域をつくる

数値目標

転出意向 10% 以下【参考：令和元年度市民意識調査では 11.1%】

基本的方向

市民が安心して住み続けられる地域をつくるためには、都市機能を充実させるハード事業と日常生活のサービス機能を充実させるソフト事業とを同時にバランス良く進めていくことが重要です。地域住民と共につくる移動手段や地域ぐるみでの防犯体制の充実など、地域との協働により、全ての年代の人々が将来にわたって住み続けたいと思えるまちを目指します。

また、SDGs やゼロカーボンシティ共同宣言に基づき、持続可能なまちづくりを進めていきます。

個別施策

4-(1) 安全で利便性の高い道路や土地等の改良促進

- ・ 久下六道線の改良整備（無電柱化含む）(4-2-1) ※再掲
- ・ 元加治駅南口の早期開設 (4-4-1)
- ・ 土地区画整理事業の加速化 (4-4-1) ※再掲
- ・ 中心市街地における無電柱化の推進 (4-4-3)

4-(2) 災害に強く、住みよい地域づくり

- ・ 自助・共助・公助による地域防災力の向上 (3-4-2)
- ・ 建築物や橋りょう、公共施設などの耐震化の促進 (4-2-1、4-4-1)
- ・ 人権尊重社会の実現に向けた取組の推進 (5-3-1、5-3-2)

4-(3) 地域の移動手段を「まもる」「育てる」「つくる」

- ・ 既存の公共交通を守り育てる (4-2-3)
- ・ 地域主体の移動手段の確保 (4-2-3)

4-(4) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進

- ・ 二酸化炭素の吸収源対策としての森林整備 (1-2-2)
- ・ 木材利用の促進 (1-2-2)
- ・ ダイアブラン構成市と連携した取組 (4-3-4、5-4-3)
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進 (4-3-4)

4-(5) 地域包括ケアシステムの更なる充実

- ・ 保険、医療、介護、福祉の総合的・専門的な相談支援体制の整備推進 (3-1-1、3-1-2、3-2-2)
- ・ 既存の相談支援等の取組を活用した重層的支援体制の構築
～世代や属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援～
(2-1-1、3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-3-1)

重要業績評価指標 (KPI)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
建物移転率(再掲)	事業地区内における要移転戸数 に対する移転済戸数	87.1%	92.0%
道路整備率(再掲)	事業地区内における都市計画道 路の整備率	31.3%	51.5%
自主防災組織の防災訓練実施数	令和3年度からの累計訓練回数	16回	90回
人権侵害を受けている と感じる人の割合	人権に関する意識調査結果による。	29.7%	15%以下
地域との協働により導入した 移動手段の利用者数	飯能市乗合ワゴン(1便平均)	4.10人	増加
森林整備面積	整備された森林面積の累計	566.9 ha	1,500 ha
住宅用省エネ設備推進 補助金交付件数	住宅用の再エネ・省エネ設備の 設置を推進するための補助金の 年間交付件数	35件	100件
65歳健康寿命(男性)	埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」より算出	18.13年 (令和元年度)	18.76年
65歳健康寿命(女性)	同上	20.78年 (令和元年度)	21.05年

第2章 分野別の基本施策

<施策の見方>

左側ページ

基本施策 1-1 新たな魅力と交流によるまちづくりの推進



1-1-3 新たな交流と観光のすすめ

社会情勢・現状

<この分野に関する社会情勢（政治、経済などの社会動向）や現状を記しています。>

問題点・課題

<この分野に関する問題点や解決すべき課題を記しています。>

左側ページの右上にアイコンがある施策は、後期基本計画における「重点施策（47～52ページ）」に該当することを表しています。

右側ページ

本施策を推進する個別計画

<この分野に関する取組に特化した計画名や関係性のある計画名を記しています。>

主な取組

<この分野に関する主な取組内容を簡潔に記しています。

なお詳細については、個別計画があるものはそちらに記しています。>

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
指標名	指標の説明	現状値	目標値又は増減

<この分野に関する取組状況を評価するための指標（めじるし）を記しています。>

1-1-1 森林文化の活用と展開

社会情勢・現状

本市では、平成 17(2005)年 4 月 1 日に「森林文化都市」を宣言し、森林資源を活用した新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと活力あるまちづくりを推進しています。

平成 27(2015)年 9 月に国連サミットで採択された SDGs^{※1}(持続可能な開発目標)の 17 のゴールには、森林の持続可能な管理をターゲットとした「陸の豊かさを守ろう」のほか、持続可能な消費と生産のパターンを確保することをターゲットにした「つくる責任つかう責任」、「気候変動に具体的な対策を」など森林の適切な管理、活用に関する目標も位置付けられています。

国では、平成 31(2019)年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、その財源により、市町村が森林の間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に取り組むことができるようになりました。

また、ダイアプラン構成 5 市では、「ゼロカーボンシティ共同宣言」により、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す取組を実施していくこととしています。この取組の 3 つの柱の 1 つとして掲げた「森林の整備、保全及び木材の利活用による二酸化炭素の吸収源対策、森林を活用した自然体験やレクリエーションなどを推進していく」ことについては、ダイアプラン構成市全体の森林面積のうち、その 84.2% を占める本市が主導的に進めていくこととしています。

本市では、市域の 75% を占める森林を「強み」として、調和のとれた森林の保全と利活用のため、林業だけでなく観光等の他産業や教育などの分野とも連携し、横断的な政策を実施しています。

問題点・課題

森林は木材等の林産物供給のみならず、地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養、登山などを通じた健康づくり、レジャーなど多面的、公益的な機能を有していますが、それらは森林の適切な整備や管理、活用によって発揮されるものです。

そのため、ゼロカーボンシティ共同宣言の内容も踏まえ、森林環境譲与税等を活用した積極的な森林整備を行うとともに、森林・水源保全活動、観光レジャー、健康づくりなど政策間連携による森林の利活用モデルを構築するとともに、森林資源の利活用の必要性などについて、効果的な情報発信に取り組んでいく必要があります。

※ 1 SDGs(エスディーゼーズ)：Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015 年 9 月に国連で採択された 2030 年までの国際開発目標のこと。



主な取組

1 森林をより身近に感じることができる施策の展開

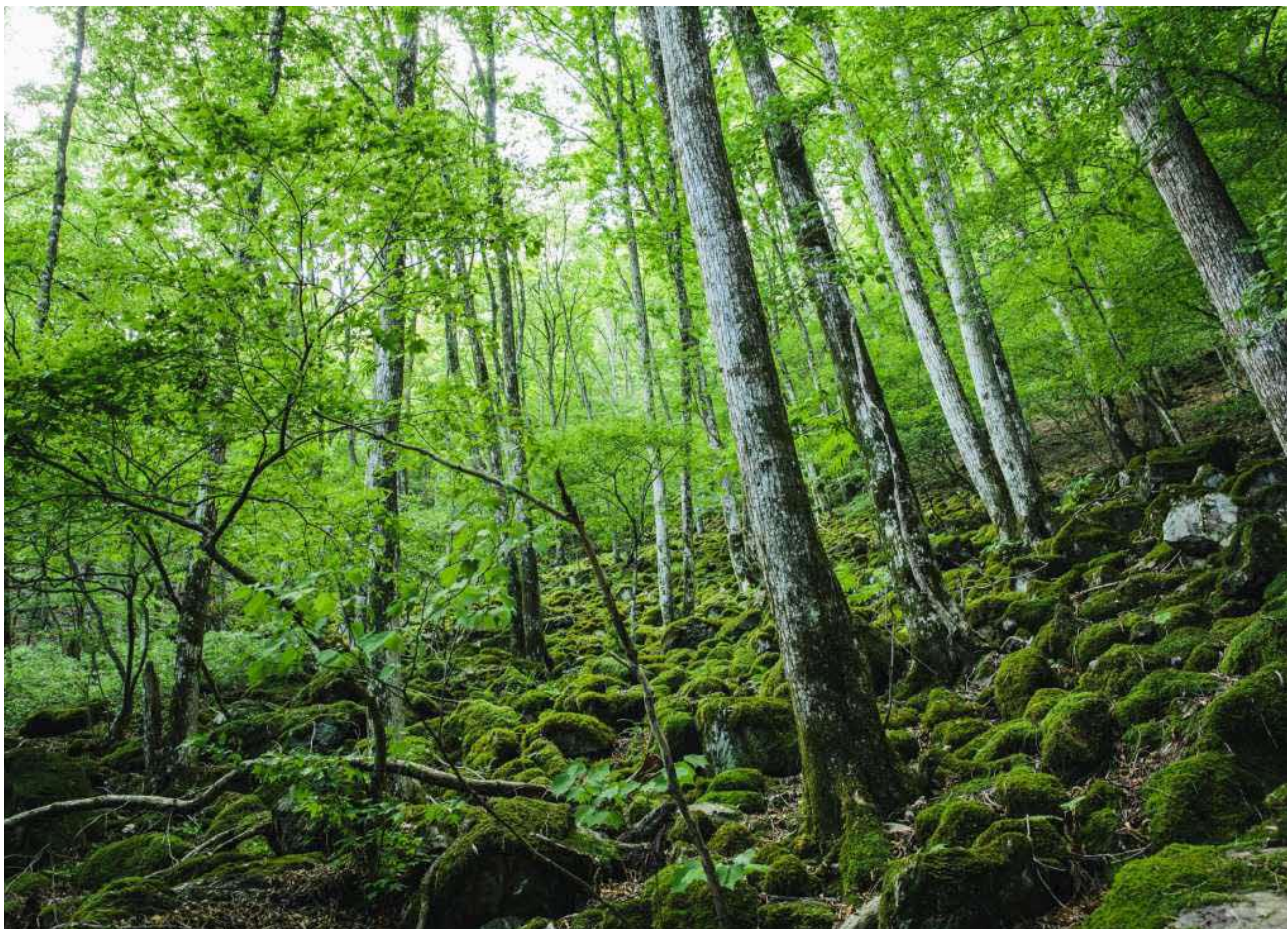
- ① 本市の豊かな自然環境を観光や教育、地域づくり等に生かしたまちづくり
- ② 政策間連携による森林の多面的機能の利活用を意識した取組の推進
- ③ 森林文化都市交流会等を通じた森林の利活用モデルの創造や共有

2 森林文化に関する都市部への情報発信と森林体験活動等の提供

- ① 森林文化都市としての魅力の市内外への積極的な情報発信
- ② 森林体験活動の提供や都市部自治体の公共施設等への西川材による木質化の提案

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
森林文化都市交流会の開催	森林文化都市交流会の開催回数 (平成23年度からの累計)	3回	5回以上



1-1-2 都市間交流とシティセールス・シティプロモーションの推進

シヨンの推進

社会情勢・現状

地方創生への取組やふるさと納税制度などにより、人と財の都市部への一極集中がやわらぎ、これらが地方部へと流れることで地域を活性化させる動きができています。最近では、その土地に住んでいなくても、地域と多様に関わる人々である「関係人口」も注目されています。

様々なメディアや SNS^{*1} などを通して市の魅力を分かりやすく伝えることは、交流人口や関係人口の増加、さらにはまちの活性化につながることから、本市では積極的にシティセールス、シティプロモーション^{*2}を展開しています。また、先進自治体との都市間交流により、賑わいや市民間交流による関係性の深化に取り組んでいます。

地場産品など魅力ある返礼品を充実させた「ふるさと納税」、観光スポットの「メツア」や森林文化の発信拠点でもある「ノーラ名栗」、移住定住施策の“農のある暮らし”「飯能住まい」制度などについて、「自然」や「北欧」といったイメージしやすいキーワードを使いながら、相互に連動させて本市の魅力を発信しています。

これらが相乗効果を発揮し、メディア等で本市が取り上げられる回数や観光客数が大きく増加するとともに、人口も転入超過に転じたほか、県内トップクラスとなったふるさと納税額や都市間交流の更なる推進など、今までにない成果が挙がっています。

問題点・課題

シティセールス、シティプロモーションは、市外だけでなく、市内にも積極的に発信していくことで、まちへの誇りや愛着、共感から転出抑制等に効果があることが期待されますが、本市のシティセールス、シティプロモーションに対する市民認知度は、まだまだ低いといった課題があります。地域を活性化させるためには、市内外ともに認知度を高める必要があることから、市民や来訪者、特に発信力の高い若者等による SNS 等を活用した積極的な情報発信を促すためにも、分かりやすく魅力的な情報提供に取り組む必要があります。

また、ふるさと納税返礼品は、特に市外の人に対して、市の魅力を伝え認知度を高めることに効果的であることから、地場産品のブランディングや磨き上げを行い、返礼品の充実等を更に進める必要があります。

SDGs 等において気候変動対策等が重要視されるとともに、「ゼロカーボンシティ共同宣言」において森林による二酸化炭素の吸収源対策を率先して行うことを宣言した本市としては、群馬県沼田市及び山形県鶴岡市との「森林文化都市サミット共同宣言」(平成 23(2011)年 11 月 13 日)に基づく両市との都市間連携の強化等に取り組む意義が高まっています。

※ 1 SNS : Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。

※ 2 シティセールス、シティプロモーション : 単に都市を売り込む宣伝活動ではなく、都市づくりの観点から、市のイメージ及び知名度の向上に必要な資源(ヒト、モノ、カネ、情報など)の獲得に向けて、都市外へ働きかけたり、資源の活用を図ったりする一連の戦略的な活動のこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市シティプロモーション推進方針

主な取組

1 効果的なシティセールス、シティプロモーション

- ① メディアや SNS 等を活用した、分かりやすく魅力的な情報発信
- ② 本市の魅力や地場産品をアピールできる「ふるさと納税返礼品」の充実
- ③ ふるさと納税、移住定住施策、観光施策等を相互に連動させた効果的なプロモーションの推進
- ④ より多くの住民や団体、企業などが参加できる「都市間交流」の実現
- ⑤ 森林文化都市交流会の開催等による市内外への森林文化都市のプロモーションの推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
ふるさと納税サイト取扱数	ふるさと納税サイトへの掲載数	10 サイト	12 サイト
返礼品取扱数	ふるさと納税返礼品の品目数	450 品	600 品
交流自治体との事業実施数	市民交流事業の実施数	10 事業	15 事業
森林文化都市交流会の開催(再掲)	森林文化都市交流会の開催回数 (平成23年度からの累計)	3 回	5 回以上





1-1-3 新たな交流と観光のすすめ

社会情勢・現状

市街地を取り囲む主要な観光スポットである「飯能河原・天覧山周辺」、「トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園」、「メッツァ」を「都市回廊空間」と位置付け、都市回廊空間への人の流れを山間部や中心市街地へと誘導する取組を進め、令和元(2019)年には、入込観光客数が過去最高の410万人となりました。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により入込観光客数は大幅に減少しましたが、一方で、自然志向、アウトドアブーム、登山ブームなどにより自然系の入込観光客は増加傾向にあります。

今後は、マイクロツーリズム^{※1}やワーケーション^{※2}などの新たな観光スタイルが広まることも予想されます。また、新型コロナウイルス感染症の収束状況により、訪日外国人の増加やインバウンド^{※3}消費への期待も高まります。

山間地域の新たな観光拠点として「ノーラ名栗」を整備したほか、民間による集客施設もオープンするなど観光拠点が充実してきています。

問題点・課題

交流人口480万人を目指して、観光地の魅力アップと更なる誘客に取り組む必要があります。

特に、ポストコロナの新しい観光振興の取組や今後回復が見込まれるインバウンド需要への対応が重要になってきます。

また、引き続き都市回廊空間の人の流れを山間地域に誘導するほか、入込観光客の増加に対して、観光消費の拡大、特に中心市街地の商店街への人の流れの創出や消費を促進することが求められます。

一方で、これらを推進するに当たっては、自然環境をはじめとした観光資源や地域住民の生活環境の保全などのためにオーバーツーリズム^{※4}にも対応する必要があります。

今後は、更に奥むさし飯能観光協会をはじめ観光関連事業者等との連携を強化し、観光客の受入体制の整備を進めるとともに、観光事業への市民の理解と参画を促進することが重要です。特に山間地域など人口減少が進んでいる地域では、生活インフラ、経済活動、コミュニティを守り育てるためにも、観光事業との連携をますます強化していく必要があります。

※1 マイクロツーリズム：自宅から1時間から2時間圏内の地元または近隣への宿泊観光や日帰り観光のこと。

※2 ワケーション：英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の造語。リゾート地や地方部など、普通の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。

※3 インバウンド：外から入ってくる旅行、または、外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本では一般的に訪日外国人旅行を指す。

※4 オーバーツーリズム：観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、あるいは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響のこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市観光ビジョン

主な取組

1 観光地の魅力アップと更なる誘客

- ① 新たな観光資源の発掘、磨き上げによる着地型・体験型・回遊型観光の推進
- ② まち歩きや回遊型の観光による中心市街地・商店街などでの消費促進
- ③ 森林資源など豊かな自然環境、歴史・人文資源の活用による山間地区を含む市内全域への観光客の誘導促進
- ④ ヤマノススメなど、アニメコンテンツを活用したアニメツーリズム^{※1}の推進
- ⑤ ポストコロナにおける新しい生活様式を踏まえた観光の推進
- ⑥ オーバーツーリズム対策による持続可能な観光の推進
- ⑦ ICT、デジタル技術、SNS 活用などによる情報分析と情報発信の強化

2 受入体制の整備、推進体制の強化と住民参画の推進

- ① 奥むさし飯能観光協会の活動及び観光地域づくり法人登録の支援
- ② 観光関連、公共交通、商工業、農林業の各事業者や教育機関との連携強化
- ③ 市民参画の促進と観光を通じた市民の郷土愛の醸成
- ④ 二次交通^{※2}利用の促進
- ⑤ 観光基盤施設の適正な整備維持

3 インバウンド対応の推進

- ① 体験コンテンツや観光基盤、情報発信、受入などでのインバウンド対応推進
- ② 埼玉県や民間事業者と連携した訪日外国人の誘客の推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
入込観光客数	国の共通基準に基づく観光地点等入込客数	286万人 令和元年度：410万人	480万人

※1アニメツーリズム：アニメやマンガのファンが、作品の舞台となった土地などを訪れる旅行のこと。

※2二次交通：拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。本市においては、特に飯能駅や東飯能駅から各観光地や登山口までの交通のことをいう。



1-1-4 エコツーリズムの推進

社会情勢・現状

近年の消費形態は、商品の所有に関心を示す「モノ消費」からサービスの利用や体験等の「コト消費」へと変わってきており、さらに最近では、進化した「トキ消費（ある特定の場所や時間でしか楽しめないこと。）」へと興味関心が広まりつつあります。

また、自然や環境に配慮する持続可能な観光地や事業者を求める声も増えてきており、エコツーリズム^{※1}に取り組む地域や事業者への関心の高まりが期待されます。

本市はエコツーリズムの先進自治体として、「全ての地域と人の参加」を基本方針に地域住民が主体となって、里地里山の身近な自然や人々の生活文化などを資源としたエコツーリズムの推進に取り組み、年間 100 件以上のエコツアーが企画されています。

住民自らが地域の魅力を掘り起こし、エコツアーを通じて環境保全と人の交流を生み出す取組を続けてきた結果、エコツーリズム事業に対する市民満足度は、令和元(2019)年度の市民意識調査では 41.7% へと上昇しています。

近年は、民間事業者の参入などにより、エコツアーを産業につなげようとする動きが見られてきています。

問題点・課題

エコツーリズム事業を開始してから 16 年が経過し、ツアー参加者のリピート率は 50% と高く、市民満足度も上昇しているものの、参加者数は近年伸び悩んでいます。

加えて、ツアーガイドの減少も進み、ツアー数の減少が見られるようになってきました。今後は、エコツアーガイドの人材の育成を積極的に進めるとともに、都会に住む人たちや若者層に向けた情報発信を強化することが求められます。また、市内事業者と連携することで消費を喚起するなど地域への経済効果を高めるツアーの実施、事業性の高いツアーの実施が課題となっています。

今後は、何度参加しても楽しめ、幅広い層の人々がまた参加したいと思える地域の資源や特性を生かした企画を提供し続ける必要があります。

※ 1 エコツーリズム：観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。エコロジー ecology とツーリズム tourism とを組み合わせた言葉。エコツアーは、エコツーリズムの考え方を実践するツアー。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市エコツーリズム推進全体構想

主な取組

1 魅力的でオリジナルな体験価値の提供

- ① 豊かな自然環境や伝統文化など、地域資源・地域特性を生かした魅力的でオリジナルなツアープログラムの充実と担い手の確保及び人材育成
- ② 多様な産業との連携を図り、地域経済の活性化につながる魅力的なツアープログラムの創出
- ③ 多種多様な方法による効果的な情報発信
- ④ エコツーリズムを通じた自然環境や歴史、生活文化の保全

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
エコツアー参加者数	実施した年間のエコツアー参加者数	302人 令和元年度：3,014人	4,800人
エコツアー活動主体数	エコツアーを企画した主体数	21主体 令和元年度：31主体	45主体
エコツアープログラム数	企画した年間のエコツアープログラム件数	89件 令和元年度：117件	175件





1-2-1 都市型農業の振興

社会情勢・現状

日本の農業産出額は近年横ばいの状況が続いているものの、農業従事者の高齢化や農家数、経営耕地^{※1}面積の減少に伴い、耕作放棄地は拡大しつつあります。

このような中、国は農業団体支援や農業法人設立の規制緩和、新規の就農支援、農地の集積や集約化を目的とした担い手のマッチング支援などを促進し、農業の生産性向上に向けた取組を推進しています。また、企業が参入しやすい農業基盤の整備や農業の6次産業化^{※2}の促進、新たなブランド創出にも力を入れています。

食の安全安心への意識の高まりから、本市で貸し出しを行っている市民農園の利用等も含めた就農(農へのふれあい)意欲の高まりが見られることや、都市農地における景観の維持や防災機能など、良好な生活環境を構築する上での役割や期待が増大しています。

一方、農業振興を阻害する要因である動物による農作物被害が生じていることから、本市では平成29(2017)年に鳥獣被害対策隊^{※3}、平成30(2018)年に鳥獣被害対策実施隊^{※4}を設置して地域ぐるみの対策を行っています。

問題点・課題

本市においても農業従事者の高齢化が進み、農業経営体の数は減少傾向にあります。耕作放棄地を解消し、優良な農地を維持することは、農業の振興や自然環境の保全につながることから、担い手不足の解消は大きな課題となっています。

また、担い手への農地の集積を進めると同時に、規模の拡大や生産性の向上、さらには新たなブランドの創出なども見据え、法人も含めた新規就農者の育成や活動支援など、持続可能な農業振興を図ることが求められています。

本市の喫緊の課題である農作物等に対する有害鳥獣被害については、鳥獣被害対策隊や地域住民等との連携による「捕獲」、「環境整備」、「防除」の更なる取組が必要となっています。

※1経営耕地：農家が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計。

※26次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

※3鳥獣被害対策隊：市職員による対策チーム。鳥獣被害の対策効果を高めるため①捕獲、②環境整備、③防除の3つの取組を地域ぐるみで展開している。

※4鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策の実践的活動を担う。



本施策を推進する個別計画

- 人・農地プラン
- 飯能市鳥獣被害防止計画

主な取組

1 農地の効率的な利用、及び新規就農者に対する支援

- ① 新規就農者の支援や農業法人の活動の推進
- ② 農地の集積・集約化、マッチングなどの促進による農地の有効活用、耕作放棄地の解消
- ③ 生産性や所得の向上、新たな農産品ブランドの創出

2 有害鳥獣被害対策の充実

- ① LPWA^{※1} や IoT^{※2} の活用による、鳥獣被害対策隊や飯能猟友会の捕獲活動推進及び活動の効率化支援
- ② 市民や団体を対象とした鳥獣被害対策講座の開催
- ③ 市民や団体が一体となった防除の取組

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
新規就農者数 (個人・法人)	飯能市新規就農支援事業を利用して就農した人数の累計	2人	12人
利用権設定面積 ^{※3}	農用地利用集積計画における農地の利用権設定面積	32.1 ha	37.1 ha
アライグマ捕獲従事者 養成研修受講者数	毎年4回程実施している研修会の受講者の合計	60人	80人

※ 1 LPWA : Low Power Wide Area の略。低消費電力で長距離での無線通信が可能となる通信技術の総称。

※ 2 IoT : Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス等の総称。

※ 3 利用権設定面積 : 農業経営基盤強化促進法に基づき、市で定める農用地利用集積計画において農地の貸し手と借り手の貸借等の権利を設定すること。





1-2-2 林業の再生と振興

社会情勢・現状

戦後の拡大造林政策から約 60 年が経過し、多くの木材資源が伐採期にあります。

森林の公益的機能を維持するためには、「伐って、使って、植える」という森林循環が必要となります。

しかし、木材価格の下落や世代交代等により森林に対する所有者の関心が薄くなっていることから、所有者自らが森林整備を行うことが少なくなり、森林の持つ公益的機能の存続が危ぶまれています。

そうしたことから、令和元(2019)年度に森林環境譲与税が創設され、森林整備や木材の利活用などの財源として使えるようになりました。

本市では第 6 次飯能市森林整備計画の重点取組「森林機能の最適化プロジェクト」として、20 年間で 6,000ha の間伐等を行うことを目標に、森林整備を進めています。

また、木材の利活用では、持続可能な森林管理と森林資源の循環利用を促進するため、官民連携により飯能市森林認証協議会を立ち上げ、FM 認証^{*1}と CoC 認証^{*2}を一体的に取得し、公共施設等における森林認証材^{*3}の利用を進めています。

さらに、西川材の利用を促進するための補助金制度、はしらベンチの設置などにより西川材に親しむ機会を創出しています。

問題点・課題

木材価格の下落や世代交代等による森林所有者の関心の薄れとともに、放置林や境界が分からない森林が増えてきており、森林施業の集約化^{*4}や森林経営の集積化^{*5}を促進する上での課題となっています。

また、森林を整備するための地権者からの同意取得や現地確認等に多大な労力を要し、間伐等の森林整備が思うように進まない状況にあることから、ICT 技術やドローンの活用検討など、森林整備の基盤を強化していく必要があります。

木材の活用については、森林環境譲与税の創設や建築基準法の一部改正により、都市部での木材利用の増加が期待できることから、森林認証材の生産性を向上させるとともに、質の高い材として知られる「西川材」の利用を促進していく必要があります。

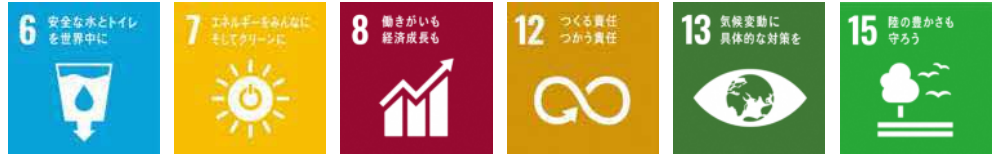
※ 1 FM 認証：FM は Forest Management(森林管理)の略。森林が責任をもって管理されているかを第三者機関が審査し、認証する制度。

※ 2 CoC 認証：CoC は Chain of Custody の略。FM 認証を受けた森林から産出された木材・紙製品を、適切に管理・加工していることを第三者機関が審査し、認証する制度。

※ 3 森林認証材：森林認証制度に基づき認証された木材等のこと。

※ 4 森林施業の集約化：複数の所有者がいる森林を取りまとめ路網整備や伐採等の森林施業を一体的に実施すること。

※ 5 森林経営の集積化：所有者が自ら経営管理できない森林の経営管理を市町村又は林業経営者に集積すること。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市森林整備計画

主な取組

1 森林の公益的機能の向上

- ① 森林機能を最適化するための森林整備の推進と体制整備

2 森林を整備するための基盤の強化

- ① ICT^{*1} 技術の活用等による森林情報の整備
- ② 林業従事者や森林ボランティアの積極的な育成支援
- ③ 森林施業の集約化や森林経営の集積化の積極的な促進

3 木材生産機能の向上と木材利用の促進

- ① 木材生産性及び品質の向上
- ② 補助制度の活用や PR 等による西川材の利用促進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
森林整備面積	整備された森林面積の累計	566.9 ha	1,500 ha
素材生産量	1年間に森林から生産された原木の量	4,556 m ³	10,000 m ³



※ 1ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT= 情報技術とほぼ同義語だが、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。



1-3-1 商業の活性化・工業の振興

社会情勢・現状

消費者の購買行動の多様化が進みインターネット販売が増加するなど、厳しい経営環境にある中、経営者の高齢化や後継者不足等により、商店街の加入店舗の減少や空き店舗が増加し商店街は衰退しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活様式が変化し、商店街や工業事業者等の経済活動が低迷しています。

本市では、新規出店促進事業補助金により新規出店を支援しており、特に中心市街地での強力な出店支援を行った結果、平成 26(2014)年からの 5 年間で空き店舗が 34 店舗から 17 店舗に半減しました。

さらに、商店街の賑わいを創出したり、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域経済を活性化するため、がんばる商店街等応援補助金などにより支援を行っています。

飯能商工会議所では、産業交流及び工業交流の機会を積極的にバックアップすることで、販路開拓や企業間連携の創出を支援しています。

ふるさと納税を推進していく中、令和元(2019)年まではムーミン関連の返礼品が約 3 割を占めていましたが、令和 2(2020)年は地場産品が 8～9 割を占めるまでになっており、ふるさと納税による取組が商業振興にもつながっています。

問題点・課題

経営者の高齢化や後継者不足により既存の小売店舗の閉店が進み、商店街の衰退を招いています。そこで、コミュニティ機能をはじめとした商店街が持つ様々な機能を発揮させることで、まちなかの活性化を図ることが求められています。

新規出店支援などの支援策を実施しているものの、商店街の加盟店舗数は伸び悩んでおり、商店街への誘客が十分に行えていない状況であり、更なる活性化対策を推進する必要があります。

同時に、ポストコロナにおける商店街の在り方を関係者とともに検討したり、新しい生活様式を踏まえた商店街への誘客施策が引き続き必要となります。

工業事業者には、新たな販路の開拓やニーズの発掘、ビジネスマッチングの必要性が増しています。

本市の地場産品による「ふるさと納税返礼品」を充実させることで、商業の活性化にも重点を置いていく必要があります。



主な取組

1 飯能商工会議所事業への支援

- ① 飯能商工会議所との連携による産業交流や工業交流、経営発達支援等の実施
- ② 飯能商工会議所等との連携により、まちなかの賑わい創出に向けた取組の支援

2 観光客等の商店街への誘客及び商店街活動への支援

- ① がんばる商店街等応援補助金を活用したポストコロナにおける商店街への誘客の支援
- ② 地域のコミュニティ機能の発揮など、更なる活性化対策の推進

3 新規出店者等への支援

- ① 新規出店促進事業補助金制度の継続による新規出店者への支援
- ② 中小企業への小口資金融資制度の拡充

4 ふるさと納税の推進と連携した商業の活性化

- ① 本市の地場産品による「ふるさと納税返礼品」の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
新規出店件数	新規出店促進事業補助制度を活用した新規出店数	60件	100件
商店街加盟店舗数	商店街の加盟店舗数	178店	185店





1-4-1 企業誘致・起業支援・就業支援の推進

社会情勢・現状

AI^{※1}やIoT技術の進展、経済のグローバル化の加速、さらには新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ビジネスを取り巻く環境が目まぐるしく変化しています。

ライフスタイルの多様化による働き方改革に加え、新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークの推進や、オフィスの分散化を検討する企業が増えています。

本市では、企業誘致の推進を図るため、平成17(2005)年度に企業立地奨励金制度を開始してから、立地企業が54社^{※2}、操業開始企業は49社あり、雇用創出や自主財源の確保など大きな成果が生まれています。そのうち、精明東部地区においては、産業拠点として特定施設誘導地域を指定しています。

また、平成28(2016)年度にサテライトオフィス等を設置する事業者に対する支援制度を開始してから、5社が立地・操業し、地域との新たな交流が生まれています。

起業支援は、平成29(2017)年から飯能商工会議所を中心に、産学官金の連携による起業スクールやセミナーを実施しているほか、創業支援補助金により起業に係る初期経費の補助を行っています。

問題点・課題

企業立地の需要は高いものの、本市には新たな工業系の産業用地が不足しています。工業系の企業誘致を推進するためには、新たな産業用地の開発が不可欠であることから、国や埼玉県との調整が必要となっています。また、産業誘導エリア内の耕作放棄地等を利用した場所への事業者の誘致についても検討を進めていく必要があります。

一方、市全域において空き家や空き店舗の増加が見られ、空き家等の対策としてサテライトオフィス等としての利活用が期待されています。

市民意識調査では、地域の雇用創出を望む意見が依然として多くあることから、雇用創出力の高い企業の誘致が求められています。

※1 AI：Artificial Intelligence の略。人口知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。

※2 企業立地数、操業開始企業数、サテライトオフィス等の立地・操業数は、いずれも令和3(2021)年3月31日現在の数値。



主な取組

1 雇用機会の創出や地域経済活性化につながる企業誘致

- ① 企業誘致のための新たな産業立地手法の検討
- ② 合同就職説明会や内職相談、労働相談、女性向け就業支援セミナー等の実施

2 サテライトオフィス等の誘致

- ① 空き家等を活用したサテライトオフィス等を設置する事業者に対する支援
- ② 駅近物件や空き店舗スペース等を活用したコワーキングスペース、シェアオフィスなど、自宅以外のテレワーク施設に対する市民ニーズの把握

3 産学官金の連携による起業支援

- ① 「はんのう起業プラットフォーム」による起業支援

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
新規雇用者数	企業誘致で立地した企業が、立地後に新たに雇用した従業員の総数	4,044人	5,000人
起業件数	創業支援補助制度の活用による起業件数	71件	100件





2-1-1 切れ目のない子育て支援

社会情勢・現状

急速な少子化の進行や初婚年齢の上昇など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境が変化する中、子育てへの不安や悩みを抱えたり、経済的な支援を必要とする家庭が増加しています。

安心して子育てができ、全ての子どもが健やかに成長できるよう、子ども・子育てに対する支援体制の充実が必要です。

本市では、妊娠前から出産、子育て期にわたり継続して妊産婦等を支える「飯能版ネウボラ^{※1}」を推進しています。地域子育て支援拠点^{※2}等による居場所づくり、保健師等の専門職による相談体制の充実や、コウノトリ事業^{※3}、0歳児おむつ無償化事業、18歳年度末までの医療費無償化、インフルエンザ予防接種無償化などの経済的支援策の充実に取り組んでいます。

市民や関係団体など多様な担い手と行政との協働による子ども・子育て家庭への支援として、子どもとその保護者を支え子育てしやすい環境の充実を図るとともに、交通安全や防災・防犯活動など安心安全なまちづくりに取り組んでいます。さらに、深刻な社会問題となっている児童虐待防止対策として、子ども家庭総合支援拠点^{※4}を整備しました。関係機関や近隣市町村との連携を強化し、きめ細やかな対応を行っています。

問題点・課題

コロナ禍も含めた急激な社会情勢の変化や経済的な理由等から、子育ての悩みや虐待等に関する相談が増加傾向にあるとともに、精神的、社会的な孤立等により支援が必要とされる子育て家庭が見えにくくなっています。

これらに対しては、個別対応が必要な家庭への早期支援や専門的な相談支援体制を充実させるとともに、地域が一体となって子どもや子育て家庭への支援を行っていく必要があります。

また、子どもの権利を尊重し、心身の健やかな成長、発達、自立が図られる取組が求められています。

- ※1 飯能版ネウボラ：国が参考としているフィンランドの子育て支援制度であるネウボラ(neuvola：助言の場を意味し、保健師等が継続的に相談支援を行う制度)の考え方をもとに、子育て世代包括支援センターと子育て総合センターが主軸となり、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続的な支援によって、より身近な場で妊産婦等を支える飯能市独自の取組のこと。
- ※2 地域子育て支援拠点：0歳～就学前の親子が、子ども同士の遊びや親同士の交流のほか、相談や学習の場として活用できる場所で、市内6か所(岩沢、双柳2箇所、山手町、永田、下赤工)に配置されている。
- ※3 コウノトリ事業：不妊に悩む夫婦を支援するために不妊検査費の一部を助成する制度のこと。
- ※4 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般的な子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待に関する相談まで、また、妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる機関のこと。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市子ども・子育てワクワクプラン
- 飯能市障害者計画 ○ 飯能市障害児福祉計画

主な取組

1 主体性や自己肯定感を育む「子ども支援」

- ① 多様な体験機会や居場所の充実
- ② 多様な教育機会の充実
- ③ 一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実
- ④ 子どもの権利の尊重

2 みんなの笑顔を支える「子育て家庭支援」

- ① 飯能版ネウボラの構築と推進 ~ 妊娠前から出産、子育て期にわたる継続した支援 ~
- ② 保育の充実
- ③ 配慮を要する子どもや支援が必要な家庭への支援
- ④ 子育てと仕事の両立しやすい環境づくり

3 地域ぐるみで取り組む「子ども・子育て家庭支援」

- ① 地域との連携による子どもと家庭への支援の推進
- ② 地域ぐるみによる児童虐待防止対策の推進
- ③ 交通安全や防災・防犯活動等による安心・安全なまちづくりの推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
合計特殊出生率※1	人口動態統計による	— 令和元年度：1.14	埼玉県平均以上
乳児家庭全戸訪問の実施率	乳児家庭への訪問実施割合	99.9%	100%
地域子育て支援拠点利用者数	地域子育て支援拠点の利用者数の実績	10,604人 令和元年度：35,618人	39,584人

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計したものの。





2-1-2 子育て環境と幼児教育環境の充実

社会情勢・現状

ライフスタイルの変化、女性の社会進出、働き方の多様化などから、乳幼児の保護者の就業率は高まり、少子化の中にあっても保育ニーズは増加・多様化しています。

本市では、様々な保育ニーズに対応するため、公立保育所の受け入れ定員の拡充や幼稚園の認定こども園^{*1}化、私立の認可保育園の新設、小規模保育事業の開設など新たな保育の充実に取り組み、令和 3(2021)年 4 月 1 日現在、待機児童数ゼロを達成しています。さらに、放課後児童クラブの拡充及び整備を進めています。

子どもの欲求や要求にも対応するために、子どもが過ごしやすい保育環境の整備や、保育方法のアドバイスを受けるコンサルティングや療育を行うつぼみ園と保育所との連携強化に努め、子どもの発達支援に関する専門家による保育所巡回事業を実施しています。

問題点・課題

令和 3(2021)年度当初には待機児童ゼロを達成しましたが、子育て世代のニーズの多様化に加え、男女共同参画の気運の高まりやライフスタイル・価値観の多様化なども進んでおり、今後はそれらにも幅広く対応した子育て環境の充実を図っていく必要があります。

核家族化や地域交流の減少等により、家庭や地域における子育て機能の低下が見られ、これまでは家庭や地域の生活の中で育まれていた子どもの主体性や社会性を身につけられる場が少なくなっています。そのため、主体性や自己肯定感を育む質の高い幼児教育及び保育の充実が求められています。

また、成長・発達に配慮が必要な子どもへの適切なサポートや、幼稚園・保育所等から小学校へ円滑に移行する体制整備が課題となっています。

さらに、老朽化した施設等が増えてきており、安全安心な保育を行うための対策が求められています。

^{*}1 認定こども園：幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを兼ね備えている施設のこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市子ども・子育てワクワクプラン

主な取組

1 多様な教育機会の充実

- ① 幼稚園、保育所等における質の高い教育・保育の充実
- ② 幼稚園、保育所等から小学校への円滑な移行

2 一人ひとりの子どもに応じた教育及び相談支援の充実

- ① つらさや悩みを抱える子どもへの支援
- ② 発達への支援の充実
- ③ 障害のある子どもへの教育、相談支援等の充実

3 保育の充実

- ① 多様な保育の充実（認定こども園への移行や地域型保育事業の促進）
- ② 保育の質の向上と環境の整備（保育所の計画的な耐震化）
- ③ 放課後児童クラブの増設、施設整備、運営支援

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
待機児童数 (保育所、放課後児童クラブ)	入所申請者数から入所児童数及び特定の保育所(園)等を希望するなど特段の事由がある者等を除いた者の数(各年4月1日時点)	保育所：0人 放課後児童クラブ：36人	0人





2-2-1 未来を拓く教育の推進

社会情勢・現状

超スマート社会 (Society5.0^{※1}) の実現に向けた技術革新が進展する中、「人生 100 年時代」を豊かに生きていくために教育の果たす役割が大きくなっています。予測の難しい未来の社会を生き抜く力を育むためには、子どもの能力、適性等に応じた学びを実現できる環境の整備が必要です。こうしたことから、本市の教育全体のテーマとして、人材育成においては「挑戦・創造」「グローバル」「森林環境教育・SDGs」を、環境整備においては「協働」「GIGA スクール」を掲げています。

本市では、国の GIGA スクール構想^{※2} を埼玉県内最速で、令和 2(2020) 年 9 月からスタートし、暗記中心の学習から脱却し、創造的、探究的で協同的な学びによって様々な能力を養う「学びの改革」へ挑戦しています。

また、本市では特に山間部における児童生徒数の減少に拍車がかかる一方、宅地開発等により児童生徒数が増加する地域もあるなど、地域による格差が大きくなっています。

令和元 (2019) 年度には東吾野小学校・西川小学校・吾野小学校の 3 校を統合し、新たに施設隣接型小中一貫校「奥武蔵創造学園 奥武蔵小学校・奥武蔵中学校」を開校しました。令和 2(2020) 年度末には名栗中学校を閉校し、当該生徒は原市場中学校に編入しました。

学校規模の適正化に努めるとともに、小規模特認校制度^{※3} を導入し、豊かな自然に恵まれた環境を生かし、特色ある教育活動に取り組んでいます。こうした魅力ある学校づくりや教育には、本市への移住定住策としての効果も期待されます。

問題点・課題

「学びの改革」により、暗記中心のいわゆる教師主導型の授業を転換し、児童・生徒の思考力、判断力、表現力、問題解決能力を育成するとともに、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るための豊かな心と健やかな体を育成することが求められています。

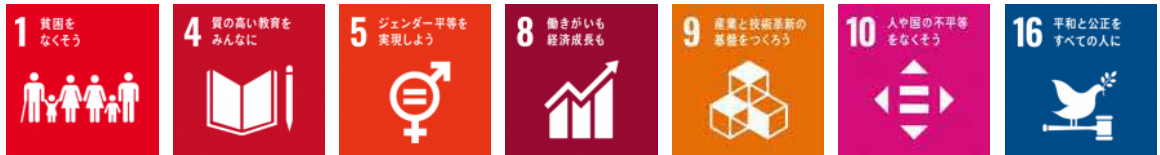
また、支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに対応した教育を推進することが重要です。

さらに、子どもの学びを支える安心・安全な学習環境を確保するため、児童生徒数の少ない学校の今後の在り方や、老朽化が進む学校施設の適切な管理、改修が課題となっています。老朽化した学校施設の今後については、他の公共施設との集約化や複合化についても検討していく必要があります。

※ 1 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society)。

※ 2 GIGA スクール構想：「Global and Innovation Gateway for All」の略で、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に、1 人 1 台の学習者用 PC やクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する構想。誰 1 人取り残すことなく子ども 1 人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けた施策。

※ 3 小規模特認校制度：小規模校の特徴を生かした教育活動を推進している小・中学校で、教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるため、一定の条件のもとに通学区域外からの転入学を認め、児童生徒を受け入れる制度。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱
- 飯能市教育振興基本計画
- 飯能市公共施設等総合管理計画

主な取組

1 「学びの改革」の推進

- ① 「主体的・対話的で深い学び」のある授業の実現
- ② 学習用タブレットの活用の推進
- ③ フィンランドの教育から学ぶ教育活動の推進
- ④ SDGsの視点や森林環境教育を取り入れた授業の実施

2 豊かな心と健やかな体の育成

- ① 全ての教育活動で行う支え合う関係づくりの推進
- ② いじめ防止対策の推進
- ③ 障害のある児童生徒、外国籍児童生徒への偏見や差別の防止
- ④ 学校体育や運動部活動の充実による体力向上の推進

3 一人ひとりのニーズに対応した教育の推進

- ① 障害のある児童生徒への支援
- ② 不登校児童生徒への支援
- ③ 外国籍児童生徒等への教育支援
- ④ LGBTQ に係る相談体制の整備や教職員等の意識向上

4 学校環境の整備・充実

- ① 施設・設備機器等の計画的な改修、更新
- ② 小規模校の在り方の検討などの学校規模の適正化の推進
- ③ 登下校の安全対策の推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(質問紙調査)の結果	令和元年度 82.8%(小学校) 77.2%(中学校)	90%(小学校) 85%(中学校)
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(質問紙調査)の結果	令和元年度 78.3%(小学校) 73.3%(中学校)	85%(小学校) 80%(中学校)
「話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(質問紙調査)の結果	令和元年度 74.8%(小学校) 77.2%(中学校)	80%(小学校) 85%(中学校)
不登校児童生徒数	公立小・中学校の不登校児童生徒数	127人	0人



2-2-2 学校・地域・家庭の連携と地域の教育力向上

社会情勢・現状

学校が抱える問題・課題は複雑化・多様化しており、それらを学校現場でのみ解決することは難しい状況になっています。

かつて学校は地域コミュニティの中心的な役割を担ってきましたが、近年は地域社会等のつながりや支え合いの意識が希薄になり、学校を核とした地域ネットワークの形成が難しくなっています。

また、子どもの規範意識や社会性の欠如、家庭形態の変容を背景とした家庭における教育力の低下が指摘されています。

そこで、本市では、これまでも学校評議員や学校応援団^{※1}など、学校が家庭や地域との連携を密にした教育の推進、公民館においては家庭教育学級などの取組を行ってきました。令和元(2019)年度からは、奥武蔵小学校で「放課後子ども教室^{※2}」を地域の方々を巻き込んだ形でスタートさせました。

さらに、令和2(2020)年度から学校運営協議会制度^{※3}(コミュニティ・スクール)を導入し、学校・地域・家庭が対等な立場でそれぞれが当事者となり、子どもや学校が抱える課題を解決し、未来を担う子どもの豊かな成長を社会総がかりで実現できるよう取り組んでいます。

問題点・課題

未来を担う子どもの成熟のためには、全ての大人がそれぞれの立場で責任を持つことが重要です。生きるために必要な知識や技能を伝えるための体制づくりや、地域の意識の醸成が課題となっています。

家庭や地域が学校への理解を更に深め、多くの人の参画を促せるような継続性のある組織づくりが必要です。

また、多様な教育ニーズに対応するためには、学校、地域、家庭だけでなく、民間教育サービスと連携した取組も必要になってきます。

※1 学校応援団：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。埼玉県教育委員会の施策上の名称。

※2 放課後子ども教室：地域の全ての児童を対象として、放課後に地域住民の参画を得て、子どもが学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う場のこと。

※3 学校運営協議会制度：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度。「学校運営協議会」は教育委員会によって学校に設置され、その委員は、対象となる学校及びその地域の実情に合わせ、教育委員会が任命する。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画

主な取組

1 学校・地域・家庭が連携した教育の推進

- ① 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進
- ② 地域との連携（学校応援団活動の推進、家庭や地域への情報提供）や高等学校（飯能新校^{※1}含む）との連携
- ③ 家庭教育支援体制の充実（家庭教育学級の充実、福祉との連携、家庭学習習慣の確立、放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携）

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
家庭教育学級参加者数	家庭教育学級への年間総参加者数(公民館実施分)	17人 令和元年度: 303人	363人
放課後子ども教室実施校数	放課後子ども教室実施校数	1校	3校

※1 飯能新校：埼玉県立高等学校の再編整備により、飯能高等学校と飯能南高等学校を統合し新たに誕生する新校。新校のコンセプトを「進学を重視した地域と協働する高校」とし、令和5(2023)年度開校予定。

2-3-1 多様な生涯学習の推進

社会情勢・現状

「人生 100 年時代」と言われる今、生きがいを持ち心豊かに生活するためには、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが重要です。本市では、駿河台大学との共催による公開講座や市職員が講師となる「出前講座」を実施し、各世代に多様な学びを提供しています。

公民館は、地域ニーズやライフステージ^{※1}が多様化する中、最も身近なコミュニティの場として、また地域課題解決のための活動の場としての重要性が再認識されています。これまで培ってきた地域との信頼関係を生かし、生涯学習の拠点としての事業開催に取り組んでいます。

図書館は、少子高齢化や ICT、AI の発展・活用など、急激な社会情勢の変化により、時代に即した幅広いサービスの提供が求められています。本市では地域の情報拠点として、課題解決型の図書館を目指し、資料の充実や調査サービスの向上に取り組んでいます。

問題点・課題

各世代の学習ニーズや地域特性に合った学びを提供するため、地域・関係団体とのより幅広い連携が必要となります。

人生 100 年時代を迎え、公民館では、地域での様々な世代の学習活動に対応することが求められています。

図書館では、多様化し続ける利用者のニーズに対応できる新たな図書館の在り方、非来館型サービスの充実が求められています。



※ 1 ライフステージ: 人間の一生における子ども期、青年期、中高年期などのそれぞれの段階をいうが、人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう場合もある。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画 ○ 飯能市図書館サービス計画
- 飯能市子ども読書活動推進計画

主な取組

1 生涯にわたる学びの充実と地域との連携強化

- ① 駿河台大学や地域・関係団体等との連携による生涯学習機会の創出
- ② 生活課題に沿った「生涯学習出前講座」等の継続的な実施

2 生涯学習を通じた地域コミュニティの活性化

- ① 公民館の役割や活動などの継続的な情報発信
- ② 地域ニーズの把握とライフステージに応じた学習活動支援
- ③ 文化活動団体の支援による新たな人材発掘や、団体間の相互交流の働きかけ

3 市民の読書と課題解決の支援

- ① 安心・安全で充実した読書環境（非来館型サービス含む）の提供
- ② 課題解決支援サービス^{※1}の充実
- ③ 市民との協働による図書館運営の推進
- ④ 生涯にわたる読書活動の推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
出前講座開催件数	出前講座開催件数	40件 令和元年度：110件	120件
公開講座参加者数	公開講座参加者数	3,430人	3,600人
公民館事業参加者数	主催事業参加者数	2,767人 令和元年度：14,302人	14,422人
市民一人当たりの図書貸出数	市民一人当たりの年間貸出数	4.03冊	5.80冊
図書館有効登録者数	図書館登録者のうち、一年間に利用のあった個人の数	10,143人	13,000人

※1 課題解決支援サービス（図書館）：図書館の資料やデータベース等による情報提供により、利用者が自ら課題を解決する支援を行うサービスのこと。

2-3-2 青少年の健全育成と定住促進

社会情勢・現状

少子化、核家族化に加え、新型コロナウイルス感染症による社会・経済状況の変化が著しい中、格差や子どもの貧困問題など児童生徒を取り巻く環境の悪化が見られます。

また、子どもと地域とのつながりが希薄化しており、地域・学校・家庭の一層の連携が求められています。

本市では、放課後の子どもの居場所づくりに向けた取組として、放課後子ども教室事業を地域や事業者等と連携して実施しています。また、学習活動支援として公民館を拠点とした「みんなの自習室」^{※1}の取組を継続しています。これら取組の際、地域の人材を発掘し、人材の輪を広げることによって地域と子どもとの結びつきを強くし、地域人材には生きがいを、子どもには地域への愛着を感じる機会を創出しています。

また、公民館、図書館、博物館等と連携し、青少年の安心・安全な居場所となる取組や、様々な体験機会や郷土意識を育む事業の開催のほか、非行防止キャンペーン、夜間パトロール、少年の主張大会等を開催することで、青少年の健全な育成に取り組んでいます。

問題点・課題

子どもの居場所づくりに向けた取組に対し、地域に存在する人材を更に発掘し、活動への参加を促す仕組みづくりが課題となっています。

また、子どもが祭りなど、地域活動に参加する機会が減少しています。特に若い世代の転出超過が目立つ本市では、子どもが郷土に愛着を感じ住み続けたいと思う契機とするため、地域活動への参加を促していく必要があります。

※ 1みんなの自習室：児童が自分でやりたい学習内容を持参し、分からないところを教員経験者の講師から個別指導を受けられる事業。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱
- 飯能市教育振興基本計画

主な取組

1 青少年健全育成活動の推進

- ① 地域の特性やニーズを的確に把握した放課後子ども教室の拡充

2 公民館等と連携し、青少年の居場所と多様な体験機会の創出

- ① みんなの自習室など子どもへの学習活動支援等
- ② 地域・関係団体との連携による青少年健全育成活動の充実

3 郷土意識を育む機会の提供

- ① 子どもが祭りなどの地域活動に参加する機会の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
放課後子ども教室実施校数(再掲)	放課後子ども教室実施校数	1校	3校
青少年を対象とした体験事業参加者数	家庭教育学級参加者数	17人/年 令和元年度: 303人	363人/年
郷土意識を育む事業参加者数	郷土芸能保存会加盟団体の活動への参加者数	-	200人/年

2-3-3 心豊かな文化・芸術の振興

社会情勢・現状

本市では積極的な文化財調査とその成果を踏まえ、市にとって重要なものを市指定文化財として登録してきました。また、地域の歴史・文化に関する資料を広く収集整理し保存を進めています。

平成 30(2018) 年に改正された文化財保護法では、これまでの文化財の保存に加え、積極的な活用が求められるようになりました。そうした流れや、市民の「学び」に対する欲求の高度化・多様化なども踏まえ、調査研究等により得た地域の情報を展示や刊行物、ホームページ等で発信しています。

平成 30(2018) 年 4 月には、飯能市郷土館の名称を「飯能市立博物館(愛称:きつとす)」に改め、飯能河原・天覧山周辺の拠点施設としてビジターセンター^{※1}的機能を加えてリニューアルオープンしました。

市民会館では、質の高い文化・芸術鑑賞のニーズの高まりから、民間活力を生かした公演や集客力のあるイベントを展開し、また、発表の場を提供することで文化・芸術の振興に取り組んでいます。

問題点・課題

高齢化や人口減少に伴い、地域で歴史・文化遺産を維持する力が減退し、後世への継承が難しくなっていることや、文化財や資料の収蔵施設の不足、伝統文化の担い手不足、高度なデジタル化への対応不足等の課題があります。

市民会館は開館から 35 年以上が経過し、老朽化による施設や特殊設備の大規模な修繕が必要となっています。時代の要求や市の現状を踏まえた市民会館の在り方について、検討を進めていく必要があります。



※1ビジターセンター：主としてその公園の地形・地質、動植物等を公園利用者が容易に理解できるよう解説、展示するための施設。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱 ○ 飯能市教育振興基本計画 ○ 飯能市立博物館ミッション
- 飯能市文化財保存活用地域計画 ○ 飯能市市民会館基本計画

主な取組

1 文化財の計画的な保存活用の推進

- ① 地域に遺された歴史・文化遺産の保存活用の促進
- ② 文化財の保存及び活用を担う人材の育成

2 学びの欲求に応える博物館活動の推進

- ① 豊かなコレクションの形成とその価値の向上
- ② 文化財のデジタル化等、歴史・文化を現代に生かす活動の推進

3 文化・芸術活動の推進

- ① 文化振興事業の企画実施や、活動団体等への施設の貸与
- ② 市民会館の今後の在り方に関する調査研究の実施

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
文化財・地域遺産の把握(調査)件数	新たに把握した文化遺産の件数	0件	200件
デジタルアーカイブ※ ¹ のコンテンツ数	デジタルアーカイブで公開した博物館資料の点数	369点	700点
ICTを使った学校との連携事業件数	新たに創出したプログラムにより博物館と学校等が連携して行った事業の件数	0件	5件
市民会館利用者数	自主事業入場者数及び貸館利用者数	23,396人 令和元年度：81,591人	10万人



※1 デジタルアーカイブ：文書や文化資源などを電子データの形で長期的に保管する記録方式のこと。

2-3-4 健やかなスポーツ・レクリエーションの推進

社会情勢・現状

平均寿命の延伸や余暇時間の増大、生活意識の多様化により、健康増進・体力づくりに対する市民の意識も高まり、手軽にできるジョギング、ウォーキング人口が増加しています。

本市では、「飯能新緑ツデーマーチ」や「奥むさし駅伝競走大会」などのイベントを市民との協働で開催しています。毎年、市内外から多くの参加者があり、本市の魅力を全国に発信しています。また、子どもの運動習慣の形成や高齢者の介護予防のために、保育所・幼稚園、小・中学校、公民館などでコーディネーショントレーニング^{※1}の普及を推進しています。また、よりスポーツに親んでもらうため、トップレベルで活躍するチームなどの情報発信や応援に加え、「スポーツを観る、支える活動」など、スポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

運動施設については、市民体育館における駐車場の拡張やキッズルーム開設など、安心・安全な環境整備に努めるとともに利便性の向上を図っています。さらに、小・中学校の体育館等を開放することで、多くの市民がスポーツに親んでいます。

さらに、本市の特色である「ホッケーのまち飯能」として、「ホッケーのまちづくり」基本方針にある「郷土愛を育み、将来の飯能を担う人づくりを進めます」を実践するため、小学校での巡回ホッケー教室や中学校での体育授業の必修化による普及活動を実施するなど、地域スポーツの振興にも取り組んでいます。

問題点・課題

市民の健康増進・体力づくりのためには、コーディネーショントレーニングの更なる普及推進とともに、多様化するニーズやライフステージに対応した生涯スポーツの場や活動機会の提供、生涯スポーツの重要性や楽しさの啓発を強化していく必要があります。

また、スポーツイベントを通じた本市の情報発信や、地域スポーツ活動を支援することにより、人と人との交流や関係性を深め、市外からも人を呼び込めるような魅力を創り出していくことも重要です。

市民体育館・市民球場・阿須運動公園ホッケー場・美杉台公園多目的グラウンドなどのスポーツ施設は、完成から20年以上が経過し、老朽化に対応するための施設環境の整備が課題となっています。

※1 コーディネーショントレーニング：「運動神経を良くする」といった運動の巧緻性（こうちせい）を高めるだけでなく、「運動学習能力」を高めることを最大の目的とする運動。運動学習能力が高まると、これまでできなかったことや、反復練習して習得していた技術をたった数回の練習だけで学習できると考えられている。工夫次第で子ども、大人、高齢者などの様々な年代でも行える効果的なトレーニングとして期待されている。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市教育大綱
- 飯能市教育振興基本計画
- 「ホッケーのまち飯能」推進計画

主な取組

1 生涯スポーツの推進

- ① ニーズに応じたスポーツ教室・講習会の開催
- ② コーディネーショントレーニングの普及や指導者の育成

2 スポーツ施設の安全な運営管理とサービス向上

- ① スポーツ施設の計画的な点検・改修・整備
- ② スポーツ施設や学校体育施設の利用促進

3 スポーツを通じたまちづくり

- ① 飯能新緑ツーデーマーチ、奥むさし駅伝競走大会などのイベントの充実
- ② 豊かな自然や地形を生かした新たなスポーツイベントの検討
- ③ 地域のスポーツ・レクリエーション団体の活動支援
- ④ トップレベルのスポーツに親しむ環境づくり

4 ホッケーのまち飯能の推進

- ① 小・中学校での巡回ホッケー教室の実施等による普及活動
- ② 全国大会等の開催によるまちの活性化

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
飯能新緑ツーデーマーチ参加者数	飯能新緑ツーデーマーチの参加者数	0人 令和元年度：19,537人	20,000人
市民健康ウォーキング事業参加者数	市民健康ウォーキング事業への年間参加者数	504人 令和元年度：626人	2,000人
スポーツ施設利用者数	スポーツ施設の年間利用者数	168,322人 令和元年度：257,246人	295,000人



3-1-1 健康まちづくりの推進

社会情勢・現状

医療技術の進歩や健康意識の高まりにより、日本人の平均寿命や健康寿命^{※1}は世界トップクラスになっています。高齢化社会にあつて医療や介護が必要な状態となっても、誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで生き生きと暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の整備が進められています。

また、65歳未満の人に目を向けると、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化などの様々な要因から、女性や若年層の自殺者数が増加しています。

全ての人が生きて暮らすためには、身体の健康とこころの健康の両方が大切です。

本市では、健康に対する意識の向上や野菜プロジェクト^{※2}、ウォーキングの振興などにより、身近な健康づくりを促進するとともに、こころの病を早期に発見し適切な治療を受けられるような相談支援体制を整えるなど、一人ひとりのいのちに寄り添う取組を行っています。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、世界中で多くの方が苦しんでいますが、感染症対策には、ワクチン接種等の円滑な実施はもとより、正しい情報をもとに予防意識を高めることが重要となっています。

問題点・課題

認知症高齢者、うつ病等の精神疾患、自殺者の増加などへの更なる対応のため、保健、医療、介護、福祉の支援体制を充実させる必要があります。

一人ひとりの健康格差や健康づくりの取組への世代間格差を解消し、さらには、疾病の早期発見や早期治療につなげるためには、生活習慣病リスクの把握や生活習慣の改善が重要なことから、身近にできる健康づくりの取組を推進するとともに、各種検診や特定保健指導^{※3}の利用を促進していく必要があります。また、従来からのがん検診などによる早期発見、早期治療については、多様な検査方法等が確立されている中、それらの検査技術を生かしていくことも重要です。

新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症については、SNS等で様々な情報が飛び交う中で、時に誤った情報が広まり大きな混乱につながるリスクをはらんでいます。全ての人正しい情報をもとに行動できるようにする必要があります。

※1健康寿命：平均余命の中で、健康に生活できる期間を指す。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上に認定された時点と障害発生時点とを考慮して、それまでの期間を健康寿命としている。

※2野菜プロジェクト：野菜摂取量が日本一である長野県の平均寿命の長さに着目し、健康寿命を伸ばすために野菜摂取量の増加を呼びかける一連の取組のこと。

※3特定保健指導：生活習慣病予防検診（特定健診）を受けたあと、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な人に行われる保健指導。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市健康のまちづくり計画
- 飯能市自殺対策計画 (いのち・つなげる)

主な取組

1 地域包括ケアシステムの充実

- ① 保健、医療、介護、福祉の総合的・専門的な相談支援体制の充実

2 健康に対する意識の向上

- ① 各種検診・特定健康診査等の検査体制の充実、新たな検査方法等の検討
- ② 特定保健指導(メタボリックシンドローム対策)等による生活習慣の改善支援
- ③ 市内企業における健康づくりの取組への支援

3 身近な健康づくりの推進

- ① 働く世代や子育て世代が気軽に参加できる取組の充実
- ② 野菜プロジェクトや食育の推進
- ③ ウォーキングの振興に向けた取組の充実

4 自殺対策の推進

- ① SNS 自殺予防相談サイト等の情報発信や地域におけるネットワークの強化
- ② 安心できる居場所づくり、SOS を出している児童生徒と家族への支援
- ③ 自殺未遂者や自死遺族への支援

5 感染症対策の促進

- ① 定期予防接種の接種率の向上
- ② 感染症に関する正しい情報の効果的な発信

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
65歳健康寿命(男性)	埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」より算出	— 令和元年度: 18.13	18.76年
65歳健康寿命(女性)	同上	令和元年度: 20.78	21.05年
がん検診受診率	地域保健健康増進事業報告(5がん検診の平均)	— 令和元年度: 6.22%	8.1%
特定健康診査受診率	特定健康診査対象者中の特定健康診査を受診した者の割合(法定報告)	34.7% 令和元年度: 43.4%	60%
特定保健指導実施率	特定保健指導対象者中の特定保健指導を終了した者の割合(法定報告)	16.2%	60%



3-1-2 安心をつなぐ地域医療体制の整備

社会情勢・現状

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃から健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる「かかりつけ医」が身近にいることが大切です。一方で、通院が困難な地域や高齢者などが増えていることから、自宅等で診察を受けられるオンライン診療^{※1}の必要性も高まってきています。

救急医療については、初期救急医療（入院や手術を伴わない軽症者への対応）、第2次救急医療（入院治療や手術が必要な重症者への対応）、第3次救急医療（救命救急を必要とする重篤者への対応）という3段階の体制が埼玉県により整備されています。

市内の初期救急医療体制としては、飯能地区の医師会等^{※2}による休祝日・夜間診療所、休祝日緊急歯科診療所、休祝日調剤薬局がそれぞれ運営され、第2次救急医療体制としては、坂戸・飯能地区病院群の輪番制により運営されており、市内では飯能中央病院と飯能整形外科病院が指定医療機関となり市民の医療ニーズに対応しています。

問題点・課題

地域包括ケアシステムを充実させるためには、医療と介護の連携や、身近なかかりつけ医の普及が課題となっています。

救急医療については、近年、高齢化による救急患者が増加している一方で、救急を担う医療機関の減少のほか、コンビニ受診^{※3}が増加するなどしており、特に都市部において、救急患者の受け入れ先が見つかりにくいケースが増え問題となっています。

医療機関及び救急医療体制の維持とともに、軽症者が正しく受診判断をできるような支援を充実させる必要があります。

※1 オンライン診療：遠隔医療のうち、医師 - 患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。

※2 医師会等：飯能地区医師会、飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会のこと。

※3 コンビニ受診：緊急性のない軽症者が「昼間・平日は仕事だから」「夜は空いている」などの理由で休日や夜間に自己都合で受診してしまう安易な救急利用のこと。



主な取組

1 地域医療体制の整備

- ① かかりつけ医と専門医の機能分担や紹介の推進
- ② 初期及び第2次救急医療体制の維持
- ③ 市内公共施設へのAED配備
- ④ オンライン診療の運用検討

2 地域包括ケアシステムの充実

- ① 保健、医療、介護、福祉の総合的・専門的な相談支援体制の充実（再掲）
- ② かかりつけ医の普及、定着のための情報発信等の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
初期及び第2次救急医療体制の維持	休祝日夜間診療所、休祝日緊急 歯科診療所、休祝日調剤薬局の 運営及び坂戸・飯能地区病院群 輪番制の体制維持	維持	維持



3-2-1 みんなで支える地域福祉の推進

社会情勢・現状

人口減少や少子高齢化等の進行により、2025年問題^{※1}や8050問題^{※2}など、市民の暮らしに影響する様々な社会問題が顕在化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による人の接触機会の減少が、地域コミュニティや地域での活動を停滞させています。

そのような中、人と人、人と地域がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、市民、社会福祉協議会及び市の協働により「はんのうふくしの森プラン」を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めています。

各地区においては、社会福祉協議会との連携により、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)^{※3}を配置した「ふくしの森ステーション」^{※4}を市内8地区に設置するとともに、相談支援体制の強化や地域の支え合い活動の充実に取り組んでいます。

また、増加する認知症高齢者や障害者への対応策として、成年後見制度^{※5}の利用促進と市民後見人^{※6}の育成及び活用を推進しています。

問題点・課題

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行が著しく、これに伴う高齢者世帯の増加などにより、移動手段の確保やごみ出しの方法といった生活課題から、認知症高齢者の増加や孤独化・孤立化の進行など様々な問題が生じています。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中、公共サービスでは支えられない課題の解決には、地域住民が主体となった支え合いにより対応していくことが求められますが、その担い手となる人材が不足しており、この傾向は今後更に顕著になるものと予想されます。

このため、地域福祉推進組織^{※7}や支え合い活動の担い手に対する継続的支援や新たな担い手を確保する取組が必要です。今後の支え合い活動の担い手として期待される元気な高齢者に対し、地域福祉に関する情報の発信や体験を通じた担い手養成研修を実施していくことが重要です。

また、ひきこもり、ヤングケアラーなど、外から見えづらい家庭内での様々な問題に対しては、早期発見と適切な支援が必要であり、そのためのネットワークづくりと、安心して相談や立ち寄ることができる居場所づくりも重要となっています。

※1 2025年問題：2025年までに団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となるタイミングの前後で引き起こされる様々な問題の総称。

※2 8050問題：80代の親と50代のひきこもり状態の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴う様々な問題のこと。

※3 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)：地区において様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く生活環境を重視した相談援助を行うための知識と技術を有した生活・福祉の専門相談員。

※4 ふくしの森ステーション：CSWが活動する地域の拠点。

※5 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人を不利益から守る制度のこと。

※6 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質な第三者後見人等の候補者。

※7 地域福祉推進組織：自治会や民生委員・児童委員協議会などの地域団体、地域ごとのボランティア団体や活動の趣旨に賛同した人などで構成される住民主体の支え合い活動を行う組織。



本施策を推進する個別計画

○はんのうふくしの森プラン

主な取組

1 お互いを知り合う、分かり合う機会の推進

- ① 気軽に声をかけ合う地域づくりの推進
- ② 学校や地域における多様な福祉学習の推進

2 交流が生まれる居場所と地域の移動・交通の充実

- ① 地域の居場所など交流の場づくり
- ② 支え合いの移送サービス等への支援

3 支え合いの仕組みの充実

- ① 地域福祉推進組織の継続的な活動支援と設立支援
- ② 地域福祉の担い手の育成

4 安心して暮らせる仕組みの充実

- ① 様々な生活課題の解決に向けた相談支援体制の強化
- ② 成年後見制度の利用促進などの権利擁護の一層の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
地域福祉推進組織数	市内全13圏域での設立を目指す	7	13
市民後見人の人数及び活動件数	法人後見業務に従事し、被後見人等を支援する人数及び活動件数	10人 17件	14人 19件



3-2-2 豊かな高齢社会の創出（高齢者福祉）

社会情勢・現状

日本は、世界で最も高齢化が進んでいる国です。日本の高齢者は、他国と比較して就労意欲が高いという特徴があり、今後ますます少子化が進む中で、若い世代の働き手の不足が想定されることから、働く意欲のある高齢者に対する就労機会の提供を図る必要があります。

一方で、日本の高齢者は他国と比較して家族以外の人との交流が少ない傾向にあります。いつまでも住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすためには、認知症カフェや体操などを気軽にできる通いの場を増やし、顔見知りをつくる機会を増やすことで、ちょっとした困りごとの相談や手伝いを気軽に頼みあえる関係をつくることが大切です。

本市では、今後増えると予想される認知症高齢者に対応するための声かけ訓練や市民後見人の育成のほか、市民が主体となって進める支え合い活動の取組強化を地域の実情に合わせながら市民とともに進めています。

問題点・課題

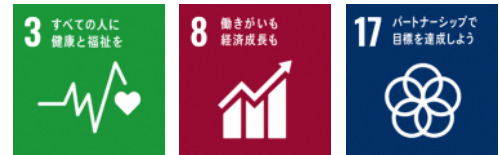
新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者が集える場が減少し、楽しみを無くしたり、体力低下や健康状態の悪化につながったりする可能性があります。

また、就労意欲のある高齢者が働ける場の増加や得意分野を生かせる就労機会の確保を更に進めていく必要があります。

認知症高齢者の増加に伴い、認知症の初期から関わることの重要性がより高まっています。今後は成年後見制度の利用を必要とする人が増加すると予想されますが、専門職後見人^{※1}だけでは対応しきれない可能性があり、市民後見人の育成を進めるとともに、民間団体等と連携し市民後見人の活躍の機会を増やしていく必要があります。

安心して暮らせる地域であり続けるため、地域ぐるみで認知症高齢者に対する理解を深め支援を実施するとともに、住民主体の支え合い活動の強化や充実を進めていく必要があります。

※1 専門職後見人：司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家の後見人等のこと。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画
- 飯能市成年後見制度利用促進基本計画

主な取組

1 地域包括ケアシステムの強化・推進

- ① 在宅医療と介護の連携機能の強化と利用促進（在宅医療連携拠点はんのう^{※1}）
- ② 認知症初期集中支援^{※2}の推進

2 地域共生社会の実現

- ① 住民主体による支え合い活動の推進
- ② 地域連携ネットワークによる見守り支援の強化
- ③ 多種多様な集いの場づくりと利用の促進
- ④ 成年後見制度の利用促進
- ⑤ シルバー人材センターへの運営支援と事業への積極的活用

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
認知症初期集中支援	認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が初期支援を包括的、集中的に行う支援件数	14件	15件
ひとり歩きやさしい声かけ訓練の実施	地域の協力を得ながら「ひとり歩きやさしい声かけ訓練(徘徊高齢者等SOS模擬訓練)」を実施する地区数	実施なし 令和元年度：3地区(団体)	6地区(団体)
住民主体による支え合い活動の実施	介護予防・日常生活支援総合事業 ^{※3} に基づく、住民主体によるサービス提供団体数	6団体	10団体
市民後見人の人数及び活動件数(再掲)	法人後見業務に従事し、被後見人等を支援する人数及び活動件数	10人 17件	14人 19件

※1 在宅医療連携拠点はんのう：高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、医療機関と介護事業者等の連携を図るための事業を実施する拠点。

※2 認知症初期集中支援：認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた体制を構築し支援すること。

※3 介護予防・日常生活支援総合事業：市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の「支え合い体制づくり」を推進し、要支援者等の方に対する効果的で効率的な支援等を可能とするための事業。



3-2-3 障害者（児）の自立と社会参加の促進

社会情勢・現状

障害のある人は年々増加しており、さらに、障害の重度化、重複化や本人及び介護者の高齢化も進んでいることから、障害の有無に関係なく互いに尊重し合いながら社会全体で障害のある人を支えていくことが一層求められています。

本市では、障害のある人の日常生活、社会生活を総合的に支援し、生活する上での障害を解消していくため、障害福祉サービス等の必要な支援の充実に取り組んでいるほか、一人ひとりの多様なニーズに対応するため多機関が連携した重層的支援^{※1}による地域包括ケアシステムを推進しています。

さらに、障害者就労支援センターを中心に、安心して働き続けられる環境や場の確保、拡大を進めているほか、職業訓練や就職後の職場定着支援にも取り組んでいます。

また、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）^{※2}の理念を踏まえ、障害を理由とした差別や偏見による障害のある人の社会参加へのバリアを無くしていくために、障害への理解促進、差別解消に関する啓発、虐待防止、権利擁護にも積極的に取り組んでいます。

問題点・課題

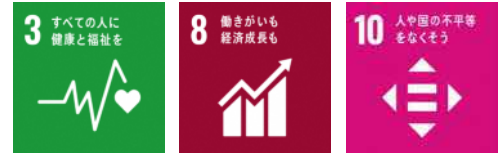
障害のある人の増加、重度化、高齢化、並びに介護者の高齢化に対応できる支援体制の強化が課題となっています。また、長期にわたり施設に入所している人や精神科病院に入院中の人や地域生活へ移行するための必要な生活基盤の整備が課題となっています。

一人ひとりの困りごとを解決するために、障害のある人の個別のニーズに応じた障害福祉サービス等の提供体制を確保し充実することが必要です。さらには、家族の介護負担を軽減するための支援の充実も重要な課題となっています。

誰もがお互いを尊重し合う地域共生社会の実現に向けて、障害への理解促進、障害を理由とした差別の解消、障害のある人の意思決定支援、虐待防止、権利擁護に更に取り組んでいく必要があります。

※1 重層的支援：高齢、障害、子どもなどの属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については適切に多機関で協働しネットワークで支援すること。

※2 ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現にかなげるよう、社会の構成員として包み合うという考え方。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市障害者計画
- 飯能市障害福祉計画
- 飯能市障害児福祉計画

主な取組

1 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

- ① 総合的、専門的な相談支援体制の基盤整備
- ② 障害のある人の社会参加の場、住民との交流の場の拡大
- ③ 障害のある人が、福祉の担い手や支え手として活躍できる場の拡大

2 障害への理解促進

- ① 障害への理解促進と障害を理由とした差別の解消
- ② 障害のある人とない人との相互理解と交流の推進

3 障害のある人の権利擁護

- ① 障害のある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 障害のある人への虐待防止及び権利擁護

4 障害のある人への保健・福祉サービスの充実による生活の支援

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保
- ② 施設入所者や精神科病院入院者等の地域生活への移行、定着支援
- ③ 就労支援、居住支援、家族支援の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
障害者就労支援センターの支援による就労者数	障害者の雇用・就労の促進に関する取組状況	190人	290人
成年後見制度利用支援事業の市長申立件数	判断能力の不十分な障害者の権利擁護支援の取組状況	1件	5件
障害者週間啓発事業の実施数	障害への理解促進の取組状況	1事業	3事業





3-3-1 自立に向けた生活支援

社会情勢・現状

高齢化や傷病、精神疾患等のほか、新型コロナウイルス感染症などによる経済・就労環境の悪化から生活困窮に至るリスクが高い人や生活保護受給者が増加しています。

このような人たちの自立支援のためには、相談を幅広く受け止める実施体制の整備、生活困窮者を早期発見するための庁内体制及び関係機関との連携体制の確立が必要です。

要保護者には確実に保護を行うとともに、生活困窮者には生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことが必要であり、就労支援や家計改善相談、住居確保給付金の支給などの支援とともに、生活を支えるセーフティネットの構築、強化・充実を図っています。

また、教育の機会の確保は重要であり、生活困窮者世帯等の子どもの学習支援の実施など、経済格差による教育格差を是正し「貧困の連鎖」を防止するための取組を推進しています。

一方、不正受給者への厳格な対応や適正な医療扶助の給付など、適正な制度運用の維持にも取り組んでいます。

問題点・課題

高齢化等で就労による自立が望めない被保護者の増加に加え、医療や介護を必要とする被保護者の増加による医療扶助費や介護扶助費が増加しています。また、被保護者は多くの健康上の課題を抱えているにも関わらず、健康に向けた諸活動が低調であると考えられることから、医療と生活の両面から健康管理の支援を行うことが必要です。

さらに、「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活困窮者世帯等の子どもに対する早い段階からの学習支援も重要な課題となっています。

また、不正受給防止対策など制度の適正な運用に、より一層取り組む必要があります。



主な取組

1 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正な運営

- ① 自立相談支援事業の推進
- ② 住居確保給付金の適正な給付
- ③ 学習支援事業の参加促進
- ④ 家計改善相談事業の利用促進
- ⑤ ハローワーク等関係機関との連携による就労の促進
- ⑥ 健康管理支援事業の実施等による医療扶助の適正化
- ⑦ 不正受給防止への取組の強化

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
学習支援事業参加者数	生活困窮者世帯等の子どもの学習支援教室参加者	11人	20人
被保護者健康管理支援事業における健診受診率	医療と生活の両面からの支援を行うため、生活保護受給者の健診受診を勧める。	未実施	60% ※健康管理支援事業対象者
生活保護自立世帯数	取組により生活保護給付の対象外となった元給付対象者の世帯数	15世帯 令和元年度：24世帯	25世帯

3-3-2 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営

社会情勢・現状

高齢化や医療の高度化等により国民医療費^{※1}が増加傾向にあり、医療保険制度を持続的に維持するため、後期高齢者の負担割合の引き上げなど、様々な議論がされています。

埼玉県では、国民健康保険財政の安定と効率的な事業運営のため、平成 30(2018)年度から埼玉県と市町村とが共同運営を行っています。

また、本市では、市民の疾病の未然防止や健康増進はもとより、医療費抑制のため、健康診査や保健指導等に取り組んでいるほか、ジェネリック医薬品^{※2}の利用を促進したり、病院等への重複・頻回受診者に対し適切な受診を促したりしています。

なお、令和 3(2021)年 10 月から、一部の医療機関においてはマイナンバーカード^{※3}を健康保険証として利用できるようになっています。

問題点・課題

少子高齢化や医療の高度化等により、健康保険制度の収支バランスが崩れており、特に国民健康保険では、財政状況を示す実質単年度収支が赤字となっています。持続可能な医療保険制度の運営には、支出の抑制と安定した財源確保のための税率等の改正が必要です。

医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の早期発見と重症化予防等による医療費支出の抑制が重要な課題となっています。

※ 1 国民医療費：当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの。医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等。

※ 2 ジェネリック医薬品：後発医薬品のことで、「新薬（先発医薬品）」の特許が切れた後に販売される、新薬と有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると認められた薬。一般的に新薬より低価格。

※ 3 マイナンバーカード：国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する共通番号制度（マイナンバー制度）に基づき発行される、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードのこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市国民健康保険 保健事業計画 (データヘルス計画) ・ 特定健康診査等実施計画

主な取組

1 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の健全な運営

- ① 納税 (納付) 意識の啓発や収納率の向上及び医療費の適正化
- ② 国民健康保険、後期高齢者医療制度の周知啓発
- ③ 埼玉県国民健康保険運営方針に則った運営 (税率等の改正及び医療費の適正化等)

2 重症化予防、適正受診の推進

- ① 特定健康診査等の推進と受診率等の向上

3 被保険者証としてのマイナンバーカードの利用促進

- ① マイナンバーカードを被保険者証として利用するための啓発及び初回登録支援

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
特定健康診査受診率 (再掲)	特定健康診査対象者中の特定健康診査を受診した者の割合 (法定報告)	34.7% 令和元年度：43.4%	60%
特定保健指導実施率 (再掲)	特定保健指導対象者中の特定保健指導を終了した者の割合 (法定報告)	16.2%	60%
国民健康保険税収納率 (現年度分)	保険税調定額 (現年度分) 中の保険税収納額の割合	95.6 %	96 %
ジェネリック医薬品の使用率	ジェネリック医薬品が使用された割合	79.7 %	81 %

3-3-3 介護保険制度の健全な運営

社会情勢・現状

日本は、世界で最も高齢化が進んでおり、既に超高齢社会となっています。

本市の高齢化率は、日本の平均値より高く既に30%を超えていますが、今後更にひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するとともに、団塊の世代が75歳を迎えるなど、これまで以上に支援を必要とする人が増え、介護や医療などの社会保障経費が増大することが予想されます。

これらの諸問題に取り組む上でも、高齢者が元気であり続けることはとても重要なことです。

本市では、高齢者が自主的に参加できる、おもりを使う体操「むーまワクワク体操」の普及など、介護予防に積極的に取り組んでおり、要介護認定率は都道府県で最も低い埼玉県の平均よりも、更に低い状態を維持しています。

介護予防と介護保険制度の適正な運営により、今後の高齢社会においても、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる社会にする必要があります。

問題点・課題

多くの高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、高齢者の健康づくりや介護予防などの取組を進め、できるだけ介護が必要な状態にならないようにすることが重要です。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えていることなどにより介護サービスのニーズが多様化しており、医療や介護が一体的に提供される効果的な地域包括ケアシステムの構築と更なる推進、強化が必要です。

さらに、これらを進める上では、健全な介護保険制度を運営し続ける必要があることから、介護給付等に要する費用の適正化を推進するとともに、介護保険料の納付環境を整備するなど、収納率を向上させることも重要です。





本施策を推進する個別計画

- 飯能市介護保険事業計画及び老人福祉計画

主な取組

1 地域包括ケアシステムの充実

- ① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

2 介護予防の推進

- ① 介護予防に関する人材の育成と自主的な活動の強化
- ② 「むーまワクワク体操」など介護予防教室の充実
- ③ 国保データベース (KDB) システム^{※1}の活用

3 健全な介護保険制度の運営

- ① 納付環境の整備
- ② 介護給付適正化事業 (5 事業)^{※2}の継続的な実施

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
65歳健康寿命(男性) (再掲)	埼玉県衛生研究所「健康指標総合ソフト」より算出	— 令和元年度：18.13年	18.76年
65歳健康寿命(女性) (再掲)	同上	令和元年度：20.78年	21.05年
65歳要介護期間	平均寿命から健康寿命を差し引いた期間	男 1.58年 女 3.53年 (令和元年度)	期間短縮
住民主体の通いの場の数	住民の通いの場として普及している「むーまワクワク体操」の実施会場数	36か所	50か所
介護保険料収納率 (現年普通徴収分)	保険料調定額(現年普通徴収分)中の保険料収納額の割合	91.8%	91.8%以上

※1国保データベース(KDB)システム：国保連合会が保険者の委託を受けて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために構築されたシステム。

※2介護給付適正化事業(5事業)：介護サービスの適正な供給及び適正な保険給付を行うために、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③福祉用具購入・貸与の点検及び調査、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知を実施すること。

3-3-4 国民年金制度の安定化促進

社会情勢・現状

年金制度は、高齢者が安定した生活を送るための大切な制度です。しかし、社会保障給付費の多くを占める年金給付費は、高齢者数の増加と長寿命化により増加し続けています。

少子高齢化の進行は、公的年金を支える世代の減少と受け取る世代の増加という、現在の年金制度の持続可能性が危ぶまれる状況を招いています。

年金制度は、高齢者の安定した生活を支えるとともに、現在保険料を納付している人にとって、老後の大切な生活資金の一部になるということを理解しつつ制度を支えていく必要があることから、制度の周知と理解促進に取り組んでいます。

併せて、様々な理由から保険料の納付が難しい場合もあることから、こうした場合に利用できる制度の周知にも取り組んでいます。

問題点・課題

年金制度に対する将来的な不安感が大きくなっています。

制度そのものや受給に対する不安解消のため、制度についての具体的で丁寧な説明が求められています。



主な取組

1 制度の周知や理解促進と納付率の向上による制度の安定化

- ① 広報はんのうや市ホームページによる制度の周知と理解促進
- ② 保険料の納付督促と納付が難しい場合の利用可能な制度の啓発

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
国民年金制度に関する周知回数	広報紙及びホームページでの周知回数	広報：11回 HP：通年	広報：12回 HP：通年

3-4-1 消防・救急体制の整備

社会情勢・現状

近年、地震や集中豪雨などの自然災害が頻発し、全国各地で甚大な被害が発生していることや、高齢化に伴う救急需要の増加から、消防署員や消防団員の果たす役割はますます重要になっています。

地域の防災活動を担う消防団は、消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全安心を守るため、日々警戒や訓練等を行い有事に対応できる体制を整えています。近年では、女性の消防団員数も増えてきています。

また、常備消防である埼玉西部消防組合は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の消防行政を共同で担うために平成 25(2013) 年に発足し、広域化による効率的、効果的な消防・救急体制の整備に取り組んでいます。

問題点・課題

消防団は地域の身近な防災組織として、災害時などに重要な役割を果たすことが期待されていますが、若年人口の減少や活動の負担が大きいくことなどから、消防団員の確保が難しくなっています。

また、多様化・大規模化する災害に対応するためには、消防団の従来 of 消火・救急活動に加え、避難誘導や避難所運営支援活動など、多様な役割が求められるようになってきており、様々な状況に応じた訓練の実施が求められています。



主な取組

1 新規入団者の確保

- ① 消防団ホームページ及び広報紙「かわらばん」等による情報発信
- ② 学生や市内の事業所に対する消防団入団の働きかけ
- ③ 消防団活動の環境改善

2 救急・救助体制の整備

- ① 消防団員による警戒・訓練等の継続的な実施
- ② 消防団員の応急手当普及員^{※1}養成講習会の受講促進
- ③ 埼玉西部消防組合への負担金の支出

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
消防団の新規入団者数	年度ごとの新規消防団入団者数	21人	30人
応急手当普及員有資格者数	応急手当普及員講習を受講し資格を有している飯能消防団員数	42人	50人

※1 応急手当普及員：主として自身が所属する市内の事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当(心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など)の指導を行う者。



3-4-2 防災・危機管理体制の強化

社会情勢・現状

令和元(2019)年の東日本台風(台風第19号)など、近年国内では豪雨や台風による甚大な洪水氾濫や土砂災害が頻発しています。

本市においても、令和元(2019)年10月に襲来した東日本台風による記録的な大雨により、河川溢水による浸水や土砂崩れなどの被害が発生しました。

本市では、災害対策本部の運営訓練や防災備蓄品の整備、自主防災組織による訓練の支援や自主防災組織リーダーの育成、災害時要援護者登録制度^{※1}の普及啓発、個人の防災意識の醸成などに努め、公助・共助・自助それぞれの防災力の強化に取り組んでいます。

また、民間企業等との災害時応援協定の締結を進め、災害時復旧の強化に取り組んでいます。

問題点・課題

いつ発生してもおかしくないと言われる首都直下地震や、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威に対応するため、防災・危機管理体制の更なる強化が求められています。

令和元(2019)年の東日本台風では、多くの市民が災害の怖さを経験しましたが、近年は災害が頻発していることから、この経験を次につなげるため、自主防災組織、消防団、学校等の関係団体と連携を密にすることが重要です。

また、避難所の開設頻度が増えていることから、指定避難所の耐震化や運営体制、避難所環境や備蓄品の整備のほか、福祉避難所の在り方や災害時要援護者支援など、防災弱者に対応した支援体制の整備も急務となっています。

※1 災害時要援護者登録制度: 災害が起きたとき、高齢や障害があるなどの理由で自力での避難や情報収集が難しい方(災害時要援護者)を守るために、事前に登録し、必要な支援につなげる制度。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市地域防災計画
- 国民の保護に関する飯能市計画

主な取組

1 自助・共助による取組の推進

- ① 防災出前講座の実施、ハザードマップによる防災意識の更なる醸成
- ② 地域特性に応じた訓練や防災リーダーの養成など、自主防災組織の活動支援
- ③ 自主防災組織をはじめ、関係機関との連携による災害時要援護者支援対策
- ④ 民間企業等との災害時応援協定の締結など官民等の連携による防災力の向上

2 防災・危機管理体制の強化

- ① 様々な状況を想定した災害対策本部運営訓練の実施
- ② 防災行政無線等の防災・危機管理情報の伝達手段の維持管理
- ③ 防災備蓄品の充実及び分散備蓄
- ④ 指定避難所の耐震化

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
防災出前講座の実施数	令和3年度からの累計講座件数	15件	90件
自主防災組織の防災訓練実施数	令和3年度からの累計訓練回数	16回	90回
災害時応援協定締結数	協定の累計締結数	83件	100件



3-4-3 防犯のまちづくり

社会情勢・現状

国内における犯罪件数は減少傾向にあるものの、一人暮らしの高齢者の増加や地域のつながりの希薄化などを背景に、特に高齢者を狙った特殊詐欺^{※1}が増加しており、大きな社会問題になっています。

本市では、犯罪を未然に防ぐために、防犯灯の設置、自主防犯グループの活動支援、警察等の関係機関と連携した防犯講座、青色回転灯装着車によるパトロール、街頭キャンペーンを実施しています。

なかでも、防犯灯については平成 31 年度に LED 化を完了させ、安心安全なまちづくりとともに維持管理費の大幅削減などを実現しています。

問題点・課題

高齢者を狙った特殊詐欺は、本市においても大きな課題となっています。令和 3 年中暫定値では、市内において 13 件、5,044 万円の特殊詐欺被害が発生しました。

埼玉県が公表している特殊詐欺の被害分析結果(令和 3 年中暫定値)によると、被害者のうち 65 歳以上の方が 92.8%、女性が 78.4% を占めており、特に 80 代、次いで 70 代の女性の被害件数が非常に多くを占めている状況です。

こうした特殊詐欺を含めあらゆる犯罪を無くしていくためには、犯罪を犯さない、犯させない、犯罪の被害にあわないように、全市的な啓発活動により個人の意識を高めていくとともに、地域全体で防犯活動に取り組む必要があります。

※ 1 特殊詐欺：犯人が電話やハガキや封書等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。)のこと。



主な取組

1 市民の防犯意識を高める啓発活動

- ① 警察と連携した防犯キャンペーンの実施
- ② 保育所や高齢者向けの防犯啓発活動の展開
- ③ 防犯、犯罪情報の迅速な提供

2 自主防犯団体の活性化

- ① 自主防犯団体へのパトロール用品の貸与、学習会等の支援

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年	目標値(令和7年)
犯罪認知件数	埼玉県警察調べ 1月～12月 (市民1,000人当たり)	5.2件	減少
特殊詐欺被害件数	埼玉県警察調べ 1月～12月	16件	減少
自主防犯団体組織数	市内登録団体数	90団体	維持

3-4-4 賢い消費生活の実現

社会情勢・現状

携帯端末の多機能化やインターネットの普及に代表される情報化社会の進展は、消費生活を豊かにする一方で、SNS をきっかけにした消費者トラブルや中高年層の被害の増加など、新たな消費者問題を生み出しています。

民法の改正により、令和 4(2022) 年 4 月 1 日から 20 歳から 18 歳へ成年年齢が引下げられるため、若年者の自立を促す取組や消費者被害の拡大を防止する取組などの環境整備が求められています。

本市では、消費生活センターの運営や小・中学校へ消費者教育のための冊子を配布しているほか、消費者被害防止のための情報提供に積極的に取り組んでいます。

問題点・課題

商品やサービスの形態や販売方法の多様化、消費者の購買行動の変化等により、消費生活に関するトラブルや相談件数が増加しています。

振り込め詐欺については、飯能署管内（飯能市、日高市）では、令和元（2019）年中、40 件（被害額約 6,440 万円）の被害が発生しました。最近では、息子などの親族になりすましたオレオレ詐欺のほか、警察官や市役所職員、金融機関職員になりすますなど、手口が巧妙化、多様化しています。

複雑化する消費者トラブルに対応していくためには、消費者自らが知識や対処法を身につけるとともに、相談体制の強化充実が求められています。

また、関係団体と連携した消費者被害防止対策に取り組むとともに、今後は民法改正に対応した若年層への消費者教育の強化が必要となります。



主な取組

1 消費者問題の解消

- ① 消費生活相談員の研修等による資質向上
- ② 消費生活相談の実施

2 消費者教育と啓発

- ① 消費者被害防止サポーターの養成と活用
- ② 消費者講座の開催
- ③ 小・中学校における消費者教育の推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
消費生活講座実施回数	年間の実施回数	0回 令和元年度：3回	5回
消費者被害防止サポーター人数	登録者数	23人	30人

4-1-1 自然環境の保全と活用

社会情勢・現状

私たちは、生態系によって提供される多くの資源やプロセスから恵みを得ており、これらはまとめて生態系サービス^{※1}と呼ばれています。

食料や水、酸素の供給、気候などの調整、精神的・文化的な利益、生物多様性^{※2}の維持・保全などの恵みは、多くの場合、無償で無制限に利用できると考えられがちです。しかし、人間活動に伴う環境への負荷の増加は、こうした生態系サービスを低減させているのが現状です。

本市では、景観緑地の指定や緑のトラスト保全第4号地^{※3}の保全、特定外来生物の防除などを通じて生態系サービスの保全に取り組んでいるほか、その重要性を啓発する活動や、豊かな自然環境に親んでもらえるような自然体験活動の支援などを積極的に行っています。

また、令和3(2021)年度にはダイアプラン構成市(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)の5市で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、温室効果ガス^{※4}の増加を要因とする地球温暖化の進行に歯止めをかけるため、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

問題点・課題

ライフスタイルの変化などにより、自然との関わり合いは希薄化しており、生態系サービスを日常生活で実感する機会は減りつつあります。

本市の恵まれた自然環境を保全していくためには、既存の自然を保護していくことはもちろん、私たちが自然環境から享受している恵みをしっかりと理解し、意識や行動を変えていくことが求められています。

※1生態系サービス：私たちの暮らしを支える食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。

※2生物多様性：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

※3緑のトラスト保全第4号地：埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を末永く保全していく活動(緑のトラスト活動)の対象地で、県内全14箇所の中の1つ。第4号地は、飯能市矢面ほかに位置する2.3haの飯能河原周辺河岸緑地を指す。

※4温室効果ガス：太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。二酸化炭素やメタン等が挙げられる。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市環境基本計画

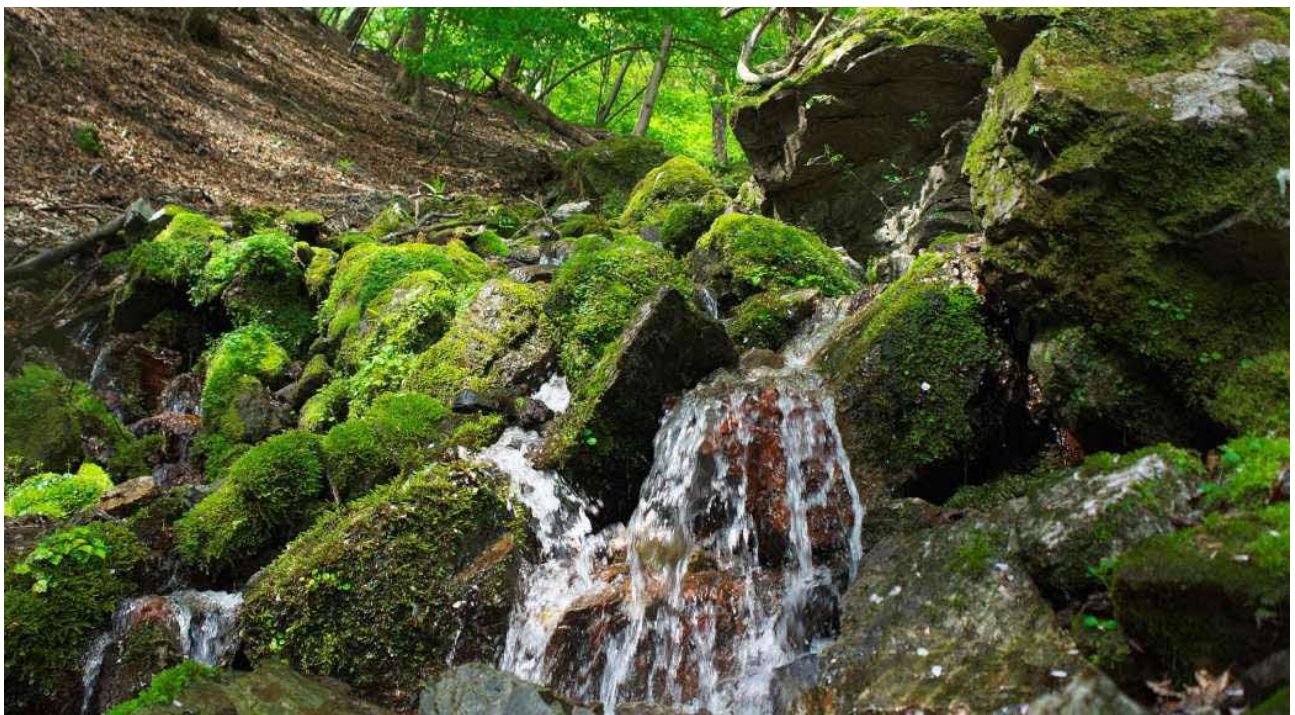
主な取組

1 自然環境の保全

- ① 景観緑地指定の推進
- ② 緑のトラスト保全第4号地の保全
- ③ 特定外来生物の防除
- ④ 自然環境の利用に対するマナー啓発
- ⑤ はんのう市民環境会議の活動支援

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
景観緑地指定面積	天覧山、多峯主山、吾妻峡周辺において、市民に愛され、親しまれている景観が優れた緑地を指定した面積	119ha	129ha
自然環境保全活動に参加するボランティア人数	はんのう市民環境会議が主催する天覧山谷津の里づくりプロジェクトの年間参加者数	28人 令和元年度：221人	300人



4-1-2 河川・湖等の環境保全

社会情勢・現状

近年頻発する豪雨に伴い、全国各地で水害が相次いでいます。市民の安心・安全を確保するため、本市の地域資源でもある豊かな森林や河川などを適正に整備し、激甚化する自然災害への対策を進めています。

本市で管理する農業用ため池である「宮沢ため池」及び「鯉ヶ久保池」について、決壊した場合の浸水区域を示したハザードマップを作成し公表しました。

河川環境の保全については、生活排水未処理世帯の解消を目指し、合併処理浄化槽への転換促進や、定期的な河川水質調査などに取り組んでいます。

また、本市では平成9(1997)年に埼玉県内でいち早く合併処理浄化槽組合を設立し、浄化槽の適正な維持管理(法定検査、保守点検、清掃)を推進しています。

問題点・課題

河川を汚す原因の約7割が家庭から出る生活排水であることから、合併処理浄化槽への更なる転換促進はもとより、未設置の家庭においても、分解性の高い洗剤を使用したり、調理くずや食べ残しを流さないなど、身近にできる生活排水対策への理解促進が求められています。

また、台風や集中豪雨による河川の増水に備えるため、河川の適正な管理や清掃活動など、日頃から地域と一体となった活動が必要です。

さらに、大規模地震等による農業用ため池の決壊等から市民の命を守るため、必要に応じた修繕やハザードマップ周知による地域の防災意識の向上が求められます。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市環境基本計画 ○ 飯能市生活排水処理基本計画
- 原市場・名栗清流保全実施計画

主な取組

1 生活排水対策

- ① 合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の適正な維持管理
- ② 家庭でできる生活排水対策に関する意識啓発

2 河川環境の保全

- ① 河川水質調査や自治会による河川清掃の支援
- ② 河川や水路の整備・維持管理

3 自然災害への備え

- ① 農業用ため池の修繕の実施
- ② 自主防災組織と連携した避難訓練等の定期的な開催

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
合併処理浄化槽普及率	浄化槽設置基数のうち合併処理浄化槽設置基数の割合	64.9%	100%
河川水質調査の環境基準(BOD値)達成箇所の割合	河川水質調査地点(10か所)の河川BOD値の環境基準を達成した割合	100%	100%
浄化槽法定検査受検率	合併処理浄化槽における浄化槽法第11条検査受検率	70.9%	100%
生活排水処理率	生活排水処理施設(下水道、合併処理浄化槽)による生活排水処理人口の総人口に占める割合	90.6%	100%
農業用ため池の修繕の進捗率	余水吐改修工事や堤体の修繕の完了を目指す	—	100%





4-2-1 快適な道路網の整備

社会情勢・現状

市民が暮らしやすい道路交通の利便性及び安全性の向上や、メッツァをはじめとした市街地の観光拠点を結ぶ都市回廊空間を形成する道路の整備など、快適な道路交通網の形成に取り組んでいます。

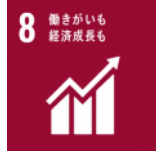
阿須運動公園入口の交差点や小岩井元小岩井線の改良工事等を行ったほか、岩沢陸橋及び阿須小久保線の開通に向けた工事や、双柳岩沢線等の整備を進めており、市民の安全や市外からのアクセス性を高める道路交通ネットワークの整備を推進しています。

市内には、高度経済成長期に建設され、老朽化が進んでいる橋りょう等が多くあることから、市民生活における公益機能の維持確保だけでなく、災害時等における安全確保のため、橋りょうや道路の長寿命化に向けた点検・計画・整備の推進に取り組んでいます。

問題点・課題

道路交通網の整備が進み、市内幹線道路の渋滞は緩和されつつありますが、都市回廊空間を形成する道路ネットワークの未開通部分の早期整備が課題となっています。また、市街地の都市回廊空間から山間地域へ人の流れを誘導するため、県道飯能下名栗線の拡幅にも埼玉県と連携して取り組む必要があります。

市民の安全を確保するための道路改良や、老朽化する道路の維持管理、橋りょうの整備などには多額の費用が必要となります。市民生活の安全性を確保するためにも、計画的で適切な整備が求められています。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市橋梁長寿命化修繕計画
- 飯能市舗装修繕計画

主な取組

1 市民が暮らしやすく、安全で利便性の高い道路整備

- ① 久下六道線(東銀座通り)の改良整備
- ② 道路用地の確保と計画的な道路整備

2 観光拠点としてアクセスしやすい道路整備

- ① 都市回廊空間の回遊性向上のための阿須小久保線の整備推進

3 橋りょうや道路の維持・改築の推進

- ① 飯能市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた維持・改築の実施
- ② 清川橋の整備推進(令和5(2023)年度末に供用開始予定)

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
道路整備率	都市計画道路の整備率	73.5%	79.6%



4-2-2 交通安全の推進

社会情勢・現状

道路交通法の改正や、道路環境の向上、自動車の安全対策技術の向上等により、全国の交通事故発生件数は平成 16(2004)年からの 16 年間で約 67% 減少しています。

しかしながら、高齢運転者による重大事故の発生や、いわゆるあおり運転等、交通安全上の新たな問題も大きく取り上げられるようになっていきます。

本市では、交通安全教室等による意識啓発、道路反射鏡や路面標示、ガードレールの設置、道路照明灯の LED 化など、交通事故から市民を守る安全対策を推進しています。

また、特に子どもの安全を守るため、登下校時の交通安全指導員の配置や地域の見守り活動を実施しています。

自転車利用者に対しては、利用の際の交通ルール啓発や放置自転車の撤去を実施し、歩道の安全確保に取り組んでいます。

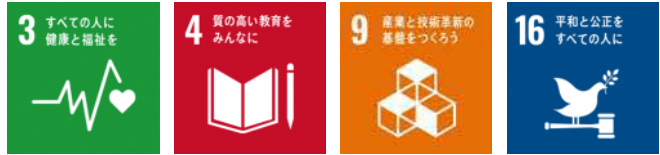
問題点・課題

市内の主要道路では、危険運転による死亡交通事故が毎年発生しており、これまで何度も「交通事故防止特別対策地域」に指定されています。市民、市民でない者を問わず、市内を走行するドライバーが交通ルールを守り、安全運転を心がけ、事故を起こさない、事故に巻き込まれないようにするため、様々な機会を通じて日頃からの啓発活動を継続する必要があります。

市民の交通安全意識の向上や、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設の整備と維持・管理が求められます。

また、高齢運転者の交通事故防止対策も同時に進めていく必要があります。

自転車利用者の安全に対する意識が希薄であり、更なる交通ルールやマナー啓発が求められます。



主な取組

1 交通安全意識の向上

- ① 高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の継続的な実施
- ② 高齢者の公共交通の利用支援と運転免許証の自主返納の促進
- ③ 交通事故防止運動等の啓発活動の継続的な実施

2 各種団体との交通安全に向けた連携

- ① 飯能市交通安全推進協議会、警察、交通安全協会等と連携した児童登下校時の見守りの実施

3 交通安全施設の整備

- ① 安全な道路通行のため、交通安全施設の整備、維持・管理

4 放置自転車の解消

- ① 自転車利用におけるマナー順守の啓発

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
市内人身事故件数	埼玉県警察調べ 1月～12月	158件	減少
交通安全啓発活動の実施回数	市内各所での交通安全啓発活動の実施	20回	30回
高齢者の運転免許証自主返納件数	埼玉県警察調べ 1月～12月	350件	600件
放置自転車撤去件数	歩道の安全確保のため、放置された自転車の撤去	116件	減少



4-2-3 便利な公共交通ネットワークの促進

社会情勢・現状

少子高齢化に伴い通学・通勤での公共交通の利用者が減少し、特に山間部などの過疎地域では、バス路線をはじめ公共交通を維持することが困難になってきています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外出自粛や人々の移動の制限は、こうした状況に一層拍車をかけています。

その一方、運転免許証の自主返納の増加等に伴い、高齢者の移動手段の充実に対するニーズは増加しています。

このような状況を踏まえ、自動運転やAI等を活用したオンデマンド交通^{※1}、グリーンスローモビリティ^{※2}や、ICTを活用して複数の移動手段をつなぐMaaS^{※3}の取組など、公共交通分野の抱える課題に対し、自治体と交通事業者等が連携した様々な取組が進められています。

本市では、バス路線の維持を目的とした赤字路線に対する補助や、公共交通の不十分な地域におけるスクールバスの混乗や施設送迎車の活用、乗合ワゴンの運行など、社会資源を活用した移動手段の導入・確保に向けた取組を推進しています。また、事業者と協力し、メツツアなどの新たな施設立地に対応したバス路線等の整備や、路線バス、鉄道など公共交通の利用促進を進めています。

問題点・課題

人口減少等により、既存のバス路線を維持することが困難な状況であり、路線の再編やMaaSの活用を含めた公共交通の利用促進の取組が必要です。

また、特に高齢者の足を確保していくため、公共交通が不十分な地域における新たな移動手段や、バス停・鉄道駅から自宅までの区間である、いわゆるラストワンマイルの移動手段について、更なる検討を進めていく必要があります。

運転免許を返納しても安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域ごとの特性を考慮し、今ある資源を活用しながら地域のニーズに合った移動手段の確保に引き続き取り組む必要があります。

※1 オンデマンド交通：利用者が事前に予約することでその都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のこと。

※2 グリーンスローモビリティ：時速20km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動車両。地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

※3 MaaS(マース)：Mobility as a Serviceの略。スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市地域公共交通計画 ※令和 4(2022) 年度末改定予定

主な取組

1 路線バスを「まもる」

- ① 需要に対応したバス路線の見直し
- ② 既存のバス路線に対する補助金の交付
- ③ 利用者の待合環境を含めたバス運行環境の整備

2 路線バスをはじめとした公共交通を「育てる」

- ① バスルートマップ、バス案内看板作製など、バス路線を分かりやすく見せるための取組
- ② イベントを通してのバスの利用促進及び意識啓発
- ③ 高校生等への通学定期券補助及び後期高齢者等への公共交通利用支援策の検討

3 地域主体の移動交通手段を「つくる」

- ① 公共交通空白地等における地域と連携した新たな移動手段の確保
- ② スクールバスや施設送迎車等を活用した移動手段の確保
- ③ 福祉分野との連携による移動手段の確保

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
実車走行キロ当たりの年間輸送人員	市内バス路線の①市内全路線及び②個別計画で定める軸となる区間において算出	① 2.10 人 ② 2.42 人	①現状維持 ②増加
地域との協働により導入した移動手段の利用者数	飯能市乗合ワゴン (1 便平均)	4.10 人	増加
市内の公共交通のカバー圏域	バス停から 300m、鉄道駅から 800m に含まれる面積	90.1 km ²	増加



みんなで乗って育てよう
おでかけむーま号

4-3-1 潤いを提供する公園緑地

社会情勢・現状

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、子どもの安全な遊び場や、地域住民の憩いの場であるだけでなく、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与するなど、重要な役割を担っています。

本市では、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園、阿須運動公園、中央公園、龍崖山公園など、令和3(2021)年10月1日時点で52か所の都市公園を整備しています。

その中でもトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園では、園内ライトアップやカフェピストの設置などの魅力アップを行い市内外から大変多くの方々が訪れています。

その一方、公園施設の老朽化や令和元(2019)年東日本台風などに伴う施設への被害により、維持管理費用が増加しています。

本市では、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な修繕と更新工事を実施しています。

また、指定管理者制度を活用し、民間のノウハウや技術を生かした魅力的な事業展開のほか、公園美化活動団体による公園清掃や除草作業などのボランティア活動を支援しています。

問題点・課題

設置してから年数が経っている公園については、園内の建物、遊具、運動施設などが老朽化しています。また、公園樹についても老木化や巨木化が進み、応急的な処置が必要な箇所が増加しています。

市民に安心して公園を利用してもらうためには、管理コストの縮減や平準化を図りながら、計画的に整備を進めていくほか、利用者である市民のニーズを取り入れ、協働による公園づくりや維持管理の方法を検討していく必要があります。





本施策を推進する個別計画

- 飯能市公園施設長寿命化計画

主な取組

1 市民の積極的な公園利用の推進

- ① 公園美化活動団体との連携による活動しやすい公園維持管理を考える場づくり
- ② 魅力的な公園の整備推進

2 公園緑地の計画的な維持・管理

- ① 飯能市公園施設長寿命化計画に基づく整備の推進
- ② 植樹伐採時期等の対応方法等の情報提供

3 公園美化活動の推進

- ① 公益社団法人食品容器環境美化協会のアダプト・プログラム^{※1} 助成制度の啓発
- ② 誰もが参加しやすい美化活動の啓発

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
公園美化活動ボランティア団体数	公園美化活動団体 10% 以上の増加を目指す。	27 団体	30 団体
街区公園 ^{※2} 数	土地区画整理事業の進捗に併せ、街区公園を整備する。	25 箇所	26 箇所
トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園利用者数	トーベ・ヤンソンあけぼの子ども森公園の年間利用者数	148,400 人 令和元年度：210,400 人	25 万人



※ 1 アダプト・プログラム：市民と行政が協働で進める新しい「まち美化プログラム」のこと。

※ 2 街区公園：市街地などの中にある公園のうち、半径 250m 程度の街区に居住する人々が利用する 0.25ha を標準とする公園のこと。

4-3-2 上水道の安定維持と整備

社会情勢・現状

安心できる市民生活のために、安全な水を安定的に供給することは必要不可欠です。しかし、人口減少などにより水需要の増加が見込めない状況のため、水道料金収入の減少が想定されます。

さらに、水道施設の老朽化により、それらの更新費用等には多額の財源が必要となり、事業経営は厳しさを増しています。

近年では自然災害が頻発し、ライフラインの復旧に時間を要する状況が全国各地で発生しており、安定給水の重要性が一層高まっています。本市においても、応急給水訓練の実施や県及び近隣市、外郭団体との災害時における連携体制の整備に取り組んでいます。

市民サービスの向上や経費削減による安定的な水道事業経営のため、窓口業務や修繕工事の外部委託化、給水窓口及び検査業務の包括的業務委託により、業務の効率化を図っています。

また、水道技術の継承により業務の持続性を確保するため、専門研修の受講のほか、新技術工法や希少工法の現場見学、水道資材メーカーへの工場見学なども計画しています。

山間地域の中には、排水管布設等給水施設の整備に莫大な費用を要するため、水道事業での未給水解消は困難であると判断した地域（未給水地域）があります。本市では、この地域において表流水や湧水を生活用水や飲料水として利用するための施設の整備、維持管理等の費用に対して補助金を交付することで、対象住民の安全安心な水の利用や費用負担の軽減を支援しています。

問題点・課題

水道料金収入の減少や水道施設及び管路の維持管理費の増大など、水道事業経営が厳しさを増す中、経営基盤の強化が重要な課題となっていることから、今後の水道料金の在り方も含め、市民へ安全な水を安定的に供給していくための持続可能な経営について検討していく必要があります。

また、地震等の自然災害による水道施設や管路への被害発生を想定した危機管理対策も求められているほか、給水の安定性や持続性の確保には、森林等の水源環境保全への配慮が不可欠であることから、その重要性を市民や事業者に対し継続的に啓発していく必要があります。

さらに、多様化する住民ニーズへの対応も必要となっています。

未給水地域については、既存の水源を利用した給水施設の整備等に対する支援の充実が課題となっています。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市水道ビジョン
- 飯能市水道事業中期経営計画（後期）
- 飯能市水安全計画

主な取組

1 安全な水の安定供給（安全）

- ① 水安全計画に基づいた水質管理等の徹底
- ② 施設規模の適正化

2 災害等に強い水道（強靱）

- ① 管路の耐震化の推進
- ② 水供給のバックアップ体制の整備
- ③ 危機管理対策事業の推進

3 経営基盤の強化による持続可能な水道（持続）

- ① 更なる業務の委託化による民間活力の活用（官民連携事業の推進）
- ② 人材育成事業による技術の継承

4 環境への配慮とサービスの向上（信頼）

- ① 水道水源の保全や啓発活動の推進
- ② 利用者のニーズにあった情報提供等サービスの向上

5 未給水地域における安全な水の利用支援

- ① 給水施設の新設、改修修繕、水源の維持管理、水質検査に対する支援の充実

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
施設利用率 ^{※1}	施設の効率性を表す指標	52.4%	63.5%
管路耐震化率	管路延長に対する耐震管の割合	25.5%	29.0%
有収率 ^{※2}	配水量に対する有収水量の割合	85.2%	85.7%

※1 施設利用率：施設の配水能力に対する平均配水量の比率で、施設の利用状況を見る指標。高いほど施設が有効に利用されていることになる。

※2 有収率：つくった水道水が、どの程度届けられているかを示す割合。この値が高いほど無駄なく水道水を供給できているということになる。

4-3-3 下水道の整備推進

社会情勢・現状

下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、河川・水路などの水質保全等に役立つ市民生活に欠くことのできない施設です。本市は入間川上流に位置し、2つの終末処理場を有しており、適正な維持管理による公共用水域の水質保全に取り組んでいます。

下水道未整備区域への管きょ整備により、公共下水道普及率は着実に上昇していますが、本格的な人口減少社会の到来を迎え、将来的には下水道使用料収入の減少が懸念されています。

また、近年は気候変動等の影響で、大雨による浸水被害が全国で報告されており、自然災害に備えた防災・減災対策の必要性が高まっています。

本市では、将来にわたり安定的に下水道事業を継続するために、令和元(2019)年度に地方公営企業法を適用し地方公営企業^{※1}へ移行しています。これにより、経営成績及び財政状態を正確に把握することが可能となり、経営の透明性が向上しています。

問題点・課題

公共下水道普及率は上昇していますが、土地区画整理事業区域内には未整備区域が点在しており、土地区画整理事業の進捗に合わせた公共下水道の整備を進めていく必要があります。

また、浸水対策としての雨水管の整備に加え、これまでに建設された終末処理場や下水道管きょ等の老朽化が進んでおり、これらの施設を計画的に更新していく必要があります。

今後の下水道事業経営は一段と厳しさを増すことが予想される中、将来にわたって下水道サービスを安定的に提供していくためには、効率的かつ計画的な財政組織マネジメントにより、持続可能な経営基盤の構築に取り組んでいく必要があります。

※1 地方公営企業：公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に基づき、上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市公共下水道事業基本計画
- 飯能市下水道事業経営戦略プラン

主な取組

1 公共下水道整備の推進

- ① 土地区画整理事業の進捗に合わせた公共下水道の整備推進

2 災害に強い施設の構築

- ① 施設の耐震化や雨水管整備等の防災・減災対策
- ② ストックマネジメントの実施による老朽化施設の計画的更新

3 適正な水質管理の実施

- ① 終末処理場の適正な維持管理による公共用水域の水質保全

4 経営基盤の強化

- ① 計画的な財政組織マネジメントによる経営基盤の強化
- ② 技術継承など適切な人材育成等による組織体制の整備

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
公共下水道普及率	行政人口のうち、公共下水道を利用できる環境にある人の割合	71.4%	73.0%





4-3-4 暮らしやすい生活環境の整備・保全

社会情勢・現状

経済活動・日常生活に伴い排出されている温室効果ガスにより地球温暖化が進み、地球規模による気候変動は自然環境や生態系に様々な影響を及ぼしています。

政府は、「経済と環境の好循環」を掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするとの目標を掲げました。

本市は、令和3(2021)年度にダイアプラン構成市(所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市)の5市で「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行に歯止めをかけるため、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

また、企業や市民の環境意識が高まり、省エネルギーや再生可能エネルギー^{※1}の導入による温室効果ガスの削減も進められています。

問題点・課題

将来の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会を創るため、カーボンニュートラル^{※2}、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

また、環境に配慮した生活への意識が高くなる一方で、多様化する公害等の苦情相談対応が難しくなっています。

※1再生可能エネルギー：石油、石炭等の有限な資源を利用する化石エネルギーとは異なり、太陽光や風力、バイオマス、地熱といった再生利用が可能なエネルギーのこと。化石エネルギーに替わるクリーンなエネルギーとして注目されている。

※2カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市環境基本計画

主な取組

1 環境保全活動への参加促進

- ① 環境啓発イベント等を行っている「はんのう市民環境会議」の活動支援

2 生活環境、公衆衛生対策

- ① 歩きタバコ、ごみのポイ捨て防止などに関するマナーの啓発
- ② 犬のフンの持ち帰り、猫のエサやりなど動物の取扱いに関するマナーの啓発
- ③ 犬の登録、狂犬病予防注射の実施
- ④ 飼い主のいない猫に対する不妊手術への支援

3 公害対策

- ① 道路交通騒音、ダイオキシン類濃度、ゴルフ場農薬検査などの環境モニタリングの継続

4 脱炭素社会の実現

- ① 「ゼロカーボンシティ共同宣言」に基づくダイアプラン構成市と連携した地球温暖化防止対策の実施
- ② 住宅用省エネ設備推進補助金の交付

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
住宅用省エネ設備推進補助金交付件数	住宅用の再エネ・省エネ設備の設置を推進するための補助金の年間交付件数	35件	100件
各種環境指標の達成	大気、騒音、振動等の公害に関する環境指標の達成状況	重大な基準値超過なし	達成

4-3-5 廃棄物対策と循環型社会の推進

社会情勢・現状

限られた資源を有効に活用し、持続可能な社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムや日常生活を見直し、循環型社会を形成することが不可欠となっています。

海洋生態系への影響が懸念される海洋プラスチック問題は世界レベルでの対策が課題となっており、国内ではプラスチックごみ削減のため、レジ袋の原則有料化も開始されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う新たな日常の中では、プラスチックごみを中心に家庭から排出されるごみ量が増加し、併せて感染性廃棄物の排出も増加しています。

本市では、平成 29(2017)年 12 月に焼却熱を活用する発電設備を備えたごみ処理施設が稼働しました。ごみの 3R^{※1}活動を推進するとともに、不法投棄については山間地域を中心にパトロールの実施や監視カメラの設置なども行っています。また、近隣市と廃棄物行政に関する協議を実施し、協力して課題の解決を図っています。

問題点・課題

新しいごみ処理施設については、発電設備なども追加されているため、効率的かつ安定した運転や維持管理を行っていく必要があります。

温暖化を抑制するため、ライフサイクルにおける二酸化炭素の排出対策も求められており、ごみの分別、減量化や資源化の周知徹底が課題となっています。

高齢化によりごみを集積所へ出すことが困難となるなど、高齢化社会に対応したごみ収集体制の構築が課題となりつつあります。

山間地域などでの不法投棄は後を絶たず、不法投棄未然防止対策の充実化が求められています。また、老朽化しているし尿処理施設の今後の在り方が検討課題となっています。



※ 1 ごみの 3R：リデュース (Reduce)：ごみを出さないように工夫すること。リユース (Reuse)：ごみにしないで繰り返し使うこと。リサイクル (Recycle)：ごみを違うものに作りかえること。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市ごみ処理基本計画
- 飯能市一般廃棄物処理計画実施計画
- 飯能市分別回収計画

主な取組

1 ごみ処理施設の適正な維持管理

- ① ごみ処理施設の適正で計画的な維持管理
- ② 効率的かつ安定した運転管理による発電と節電の実施

2 市民や事業者への意識啓発などによる減量化、資源化の推進

- ① ホームページやイベント、施設見学などを活用した意識啓発
- ② 紙類やプラスチックの分別による資源化や食品ロス削減によるごみ減量の推進
- ③ 事業系廃棄物の減量化、資源化の周知徹底

3 高齢化社会におけるごみ収集の在り方検討

- ① 市民との協働によるごみ出し支援の推進、ふれあい収集^{*1}の検討

4 不法投棄対策

- ① 市民や事業者、警察などと連携した不法投棄の監視体制の維持及び防止対策の充実

5 し尿処理施設の老朽化等における対策の検討実施

- ① し尿処理施設の整備についての検討

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
資源化率	回収した資源ごみの資源化率 (セメント原料化を除く)	22.8%	23.4%
一人1日当たりのごみ排出量	家庭系ごみ収集量/総人口(調査日平均値) (資源ごみ及び事業系ごみを除く)	541g	510g
不法投棄確認件数及び回収量	監視パトロール員による不法投棄回収件数及び回収量	239件 17,830kg	200件 13,000kg
売電電力量	ごみ処理施設で発電した電力のうち売電した電力量	2,133千kWh	2,160千kWh

*1 ふれあい収集：自分でごみを集積所へ出すことができない要介護者などを対象とした戸別収集(戸別訪問)のこと。



4-4-1 戦略的な土地政策

社会情勢・現状

本市では、目標人口 8 万人と交流人口 480 万人の達成に向けて、戦略的な土地政策に精力的に取り組んでいます。

移住定住における土地政策としては、“農のある暮らし”「飯能住まい」制度^{※1}により南高麗の人口減少や高齢化率の上昇を抑制するとともに、若く活気ある移住者により地域も活性化してきています。

観光面では、都市回廊空間の整備や、都市回廊空間への人の流れを山間部へ誘導する取組を進め、市内全体が観光で賑わうような土地利用を進めています。

市域の 75% を占める森林については、林業だけではない新たな土地の活用策について、他産業や教育などの分野と連携し、横断的な政策を実施しています。

問題点・課題

土地区画整理事業による市街地整備を加速化させるとともに、元加治駅南口の開設に取り組むことや移住定住施策の更なる推進、雇用の場の創出などを通じて、人口減少を抑制させることが必要です。

まちなかを活性化させるためには、久下六道線の整備や無電柱化、バリアフリー化により、まちなかを安全安心に利用できるようにしていく必要があります。

また「森林文化都市」を宣言し、市域の 75% が森林である本市は、森林が持つ公益的機能や木材生産機能を効率的に発揮できる取組やあらゆる分野での森林の利活用モデルを構築する必要があります。

加えて、市域が広い本市の特性に応じた「コンパクトプラスネットワーク」のまちづくりや、超少子高齢社会の様々な課題に対応するため、コンパクト・スマート・レジリエントの 3 つを要素とする持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパーシティプロジェクト」についても検討していく必要があります。

特に人口減少が続く山間地域のほか、市街化調整区域や農業振興地域については、持続可能なまちとしていくために戦略的な土地利用策を検討していく必要があります。

※ 1 “農のある暮らし”「飯能住まい」制度：「優良田園住宅制度」に本市独自の「農のある暮らし」を加味し、その他の政策と組み合わせることで、豊かな自然環境を享受しながら、農村のゆとりと潤いのある生活や地域の魅力を生かした良質な生活空間を創出することにより、移住定住や地域活性化を促進することを目的とした制度。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市都市計画マスタープラン
- 飯能市森林整備計画

主な取組

1 地域特性を生かした地域活性化策の推進

- ① 地域ごとにコンセプトを明確にした振興策及び土地利用策の検討
 - » 飯能第一小学校への公共施設の集約化・複合化
 - » 「道の駅」設置と地場産業の活性化
 - » 県立飯能南高等学校廃校後の利活用の検討
 - » “農のある暮らし”「飯能住まい」制度の促進
 - » 芸術家等が文化芸術活動を展開しやすい環境づくり
 - » 廃校舎を活用した山間地域の活性化
- ② 社会情勢の変化等を踏まえた都市計画の変更の検討
- ③ 本市の特性に応じた「立地適正化計画」の策定の検討
- ④ 埼玉版スーパーシティプロジェクトの検討

2 土地区画整理事業による市街地整備の推進

- ① 土地区画整理事業の推進
- ② 元加治駅南口の開設

3 市域の75%を占める森林の利活用

- ① あらゆる分野での森林の利活用（教育、観光、健康づくりなど）
- ② 森林の多面的機能を維持するための森林整備
- ③ 公益的機能を発揮する森林と木材生産機能を発揮する森林へのゾーニング

4 企業誘致の推進

- ① 精明東部地区のインターチェンジ周辺や農業振興地域などの土地活用
- ② サテライトオフィス等の誘致

5 まちなかの活性化

- ① 利便性向上、経済活性化、景観向上、バリアフリー化、災害対策等の観点から、道路整備や無電柱化のほか、人の流れをまちなかに導く取組の検討

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
人口の社会動態プラスの維持	人口社会動態のプラスを維持する	+48人	プラスの維持
交流人口(入込観光客数)(再掲)	年間の入込観光客数	286万人 令和元年度:410万人	480万人

4-4-2 快適な居住と住宅地の形成

社会情勢・現状

都心への人口流出や少子高齢化の影響などから、空き家の更なる増加が見込まれており、空き家の有効活用を含めた移住定住策が全国的に展開されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、郊外への移住が注目を集めています。

本市では、空家等対策計画に基づく空き家対策に取り組むほか、空き家バンク制度^{※1}による空き家の活用や、地域の魅力を生かした良質な農のある暮らしを実現する、“農のある暮らし”「飯能住まい」制度による移住促進に積極的に取り組んでいます。令和4年2月時点で、89件243人の転入が決まっています。

市営住宅は、施設の老朽化が進行するとともに、住宅困窮者の増加、市営住宅に対する要望等の多種多様化など、その取り巻く環境は大きく変化しています。本市では、必要に応じた修繕等を実施し長寿命化に取り組むとともに、管理業務については埼玉県住宅供給公社に委託をしています。

また地震災害に備えるため、住宅の無料耐震相談会の実施や耐震改修等の支援なども行っています。

問題点・課題

空き家の増加は、地域社会に様々な問題を発生させることから、空き家の発生抑制と適正管理が課題となっています。

人口減少が著しい山間地域については、移住定住施策を進めて行く必要があります。

地震に備えるため住宅の耐震化を推進しているものの、耐震化率の目標を達成するためには市民への周知や支援を更に進めていく必要があります。

市営住宅は、施設の維持管理費用の増大が課題となっており、効率的な管理が求められています。

※ 1 空き家バンク制度：増加傾向にある空き家を、地域資源として有効活用することにより、人口減少問題への対策として、また、市民と他都市住民との交流拡大、定住促進による地域活性化への対策として、空き家の売却等を希望する方から提供された空き家に関する情報を、空き家の利用を希望する方に紹介する制度。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市空家等対策計画
- 飯能市都市計画マスタープラン
- 飯能市市営住宅等長寿命化計画
- 飯能市建築物耐震改修促進計画

主な取組

1 空き家の「予防」「活用」「解消」

- ① 飯能市空家等対策計画に基づく空き家対策の推進

2 地域の特性を生かした移住定住施策

- ① “農のある暮らし”「飯能住まい」制度や空き家バンクを活用した移住定住施策の推進

3 住宅の耐震化の促進

- ① 啓発・環境整備・支援の充実による住宅の耐震化の促進

4 市営住宅の長寿命化及び管理の効率化

- ① 飯能市市営住宅等長寿命化計画に基づく維持管理
- ② 埼玉県住宅供給公社への業務委託拡大による市営住宅管理の効率化

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
優良田園住宅建設計画認定件数	優良田園住宅建設計画に基づき認定した件数	32件	70件
空き家バンク登録数	空き家バンクに登録された空き家数	61件	120件
住宅耐震化率	市内の全住宅のうち、耐震性のある住宅 ^{*1} の戸数割合	92.03%	95%



* 1 耐震性のある住宅：昭和56年以降の建築及び昭和56年以前の建築で耐震性があるもの



4-4-3 住みよい市街地の基盤形成

社会情勢・現状

良好な市街地環境を形成するため、自然環境との調和や、地域の特性に応じた街並みを整備していくことが求められています。

土地区画整理事業による住環境の整備を推進しているなかで、事業の長期化が懸念されていた岩沢北部、岩沢南部地区に続き双柳南部地区についても、事業の長期化の解消や権利者の負担軽減、生活環境の改善等を目的とした見直しを行いました。事業見直しにより除外した区域は地区計画^{※1}を定め、土地区画整理事業と並行して整備を進めています。

また、道路交通の利便性向上のため、広域的なネットワークを形成する都市計画道路及び幹線道路の整備を優先的に行うとともに、仮換地の使用収益開始^{※2}に伴う宅地の利用増進に努めています。

商業地域及び近隣商業地域に防火地域・準防火地域^{※3}を指定しています。

本市は、平成 29(2017)年 11 月に景観行政団体となり、飯能市景観計画に基づき景観形成重点地区を定めるとともに、景観重要建造物を 4 件^{※4}指定しました。また、都市緑地や良好な生活環境等の確保を目的に、生産緑地の維持に取り組んでいます。

問題点・課題

令和 6(2024)年度までに土地区画整理事業の完了を計画している笠縫地区は、建物移転率が 9 割を超えたものの、これまでの整備状況や残りの事業等を精査した上で、期間延伸等の検討が必要となっています。

また、土地区画整理事業を推進するに当たり、建物移転や道路整備等に時間を要し、仮換地の使用収益が進まないことから、効率的で効果的な事業展開が求められています。

快適な市街地整備とともに、防災上の観点から都市緑地の維持が課題となっています。同時に、飯能らしい景観を形成していくための方針等を検討する必要があります。

※ 1 地区計画：地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。

※ 2 仮換地の使用収益開始：従前地（区画整理前の土地）から使用収益権（使用・収益できる権利）が移行し、仮換地が使用できること。

※ 3 防火地域・準防火地域：市街地における火災をはじめとする災害に強いまちづくりの実現に向け、建物を構造の面から規制する地域。

※ 4 第 1 号 旧平沼寛一郎邸、第 2 号 吾野宿・石田家（藤田屋）、第 3 号 吾野宿・大河原家（問屋）、第 4 号 吾野宿・高山家（うろこ屋）



本施策を推進する個別計画

- 飯能市景観計画
- 飯能市都市計画マスタープラン

主な取組

1 安心・安全で快適なまちづくり

- ① 土地区画整理事業の推進
- ② 地区計画に基づくまちづくりの促進

2 インフラ整備による宅地利用の増進

- ① 収用^{※1}に伴う建物移転の促進
- ② 都市施設の整備改善の促進
- ③ 土地区画整理事業における宅地の利用増進

3 特定生産緑地等による都市緑地の維持

- ① 特定生産緑地^{※2}の指定促進
- ② 都市緑地の維持による治水機能の確保

4 飯能らしい景観の形成

- ① 市民の景観に対する意識の向上
- ② 景観形成重点地区及び景観重要建造物等の指定推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
建物移転率	事業地区内における要移転戸数 に対する移転済戸数	87.1%	92.0%
仮換地の使用収益開始率	事業地区内における仮換地指定 対象面積に対する使用収益開始 済面積	49.1%	65.0%
道路整備率	事業地区内における都市計画道 路の整備率	31.3%	51.5%

※1収用：公共の利益となる事業の用に供するため、土地を必要とする場合においてその土地を使用すること。

※2特定生産緑地：指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。

4-4-4 地域情報通信基盤の拡充と利便性の向上

社会情勢・現状

情報化社会の進展により、国民の9割(89.8%)がインターネットを使用し、小学生や高齢者の利用者も年々増加しています。スマートフォンを保有する世帯は8割(83.4%)を超え、個人の保有率も7割(67.6%)になっています。今後5Gの浸透やbeyond5G^{※1}に向け、更なるデジタル化の進展が見込まれています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、日本のデジタル化の遅れが顕在化し、政府主導でデジタル化及び情報システムの標準化に向けた取組が進められています。また、テレワークを導入する企業が増加しています。

本市では、東吾野・吾野・名栗地区に公設の光ファイバ網を敷設し、市内のほぼ全域でブロードバンドを利用することのできる環境を整備しています。また、市内の公共施設を中心に公衆無線LAN(Hanno free Wi-Fi)のアクセスポイントを設置し、インターネットの利用環境の向上に取り組んでいます。

問題点・課題

情報通信基盤が拡充したSociety5.0^{※2}時代の到来に向けて、これまで拡充してきた情報通信基盤の安定的な維持管理が必要です。

5G等の新たな情報基盤の拡充状況や、光ファイバ網の維持管理等に必要な費用などに対する効果と市民の利便性を考慮しながら、新たな時代の市民サービスにふさわしい情報技術を選択する必要があります。

※1 beyond5G：第五世代移動通信システム(5G)は、生活基盤を超えた社会基盤へと進化すると見込まれるが、その次の世代のbeyond5G(いわゆる6G)は、サイバー空間を現実世界(フィジカル空間)と一体化させ、Society5.0のバックボーンとして中核的な機能を担うことが期待される。

※2 Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市地域情報化推進計画

主な取組

1 光ファイバ網の維持管理

- ① 情報通信網の維持管理

2 公衆無線 LAN アクセスポイントの維持管理

- ① 公衆無線 LAN アクセスポイントの維持管理

5-1-1 情報共有と市民参画機会の充実

社会情勢・現状

個人の情報収集手段は多様化し、いつでも、どこでも、誰でも簡単に情報へのアクセスが可能となるとともに、自分の考えを広く発信できる社会となっています。

市民の安心・安全を確保する観点から、防災・防犯や感染症など、人命に関わる情報の迅速かつ正確な提供や、行政機関が管理する様々な個人情報を守るための制度の適正な運用が一層強く求められています。

昨今、市民の意見を反映した行政運営がますます求められており、透明性を確保する観点からも行政情報の積極的な公開が重要となります。

本市では、市民サービスの向上や知る権利を守るために、市の広報紙やホームページ等を活用した情報発信を行い、また、公文書開示請求等に対応しています。

こうした情報発信には様々なツールを用いることで、多くの市民に情報が到達するよう取り組んでいます。

また、行政運営の基本となる各種行政計画の策定の際は、市民意識調査やパブリックコメントの実施、審議会等の委員は市民公募を行い、広く市民からの提案・意見等の把握に取り組んでいます。

問題点・課題

情報収集手段が多様化する中、幅広く市民ニーズに合った方法で必要な情報を迅速かつ正確に提供する必要があります。

個人情報保護の重要性を認識し、情報の取扱いについては徹底した管理下での運用が求められています。

各種行政計画の策定の際は、市民の意見を広く集め、それらを取り入れた施策を策定することが重要です。



主な取組

1 積極的かつわかりやすい情報提供

- ① 広報紙、ホームページ、飯能市ご当地アプリ、SNS 等の様々な方法で、市政やイベント等の情報を積極的かつわかりやすく提供

2 市民等からの意見の聴取

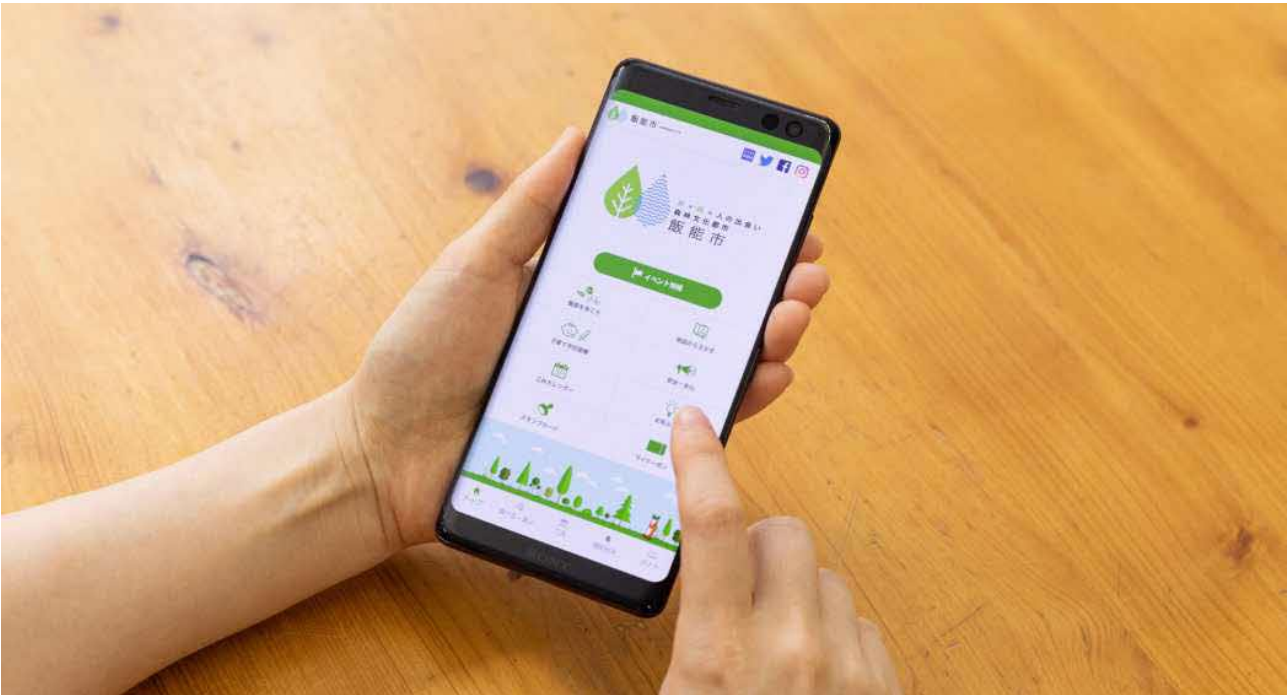
- ① 市民等の意見を取り入れた行政計画などの策定
- ② 各種審議会等委員の市民等の公募

3 個人情報の保護と情報公開制度の的確な運用

- ① 市民の知る権利の確保と正しい認識に基づく情報公開制度の運用

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPI の説明	令和 2 年度	目標値 (令和 7 年度)
市民意識調査等の実施率	各種行政計画の策定における市民意識調査等の実施率	—	100 %



5-1-2 協働に向けた市民活動の支援（地域活動）

社会情勢・現状

少子化や核家族化、人口減少の進行に伴い、地域のつながりが希薄化しています。

市民の価値観が多様化する中、地域を活性化させるため、行政と市民、市民団体等が連携した、協働によるまちづくりが進められています。

様々な問題が多様化、個別化している現代において、行政組織、地域団体、民間企業等が単独で課題を解決することは難しくなっているため、それぞれの得意分野や特徴を生かして互いの立場を尊重しながら、課題を解決していくことが必要となっています。

本市では、地域コミュニティの存続を図るため、自治会への加入促進や自治会の合併を支援しているほか、協働に向けた市民活動を活性化させるため、市民活動団体と行政とが連携した提案型事業に対し補助を行っています。

問題点・課題

人口減少や高齢化等により、自治会加入率の低下、自治会員の高齢化や固定化など、コミュニティの多様性が失われ存続が難しくなっている地域が見られるようになってきました。そのため、地域活動を活性化させるための新たな人材の加入や育成が必要となっています。また、自治会によっては、自治会員の負担軽減を求める声もあることから、地域や時代に合った自治会の在り方や役割を共に検討していく必要があります。

自治会等の住民組織による良好な地域コミュニティの維持は、市民協働の代表例とも言えるものですが、市民意識調査結果においては「協働の意味や効果、範囲がわかりにくい」と感じている市民が約4割おり、協働や市民活動の内容及び重要性等に対する周知、紹介等の情報発信や対話を通じた意識醸成が十分でないことが課題となっています。

市民活動や地域コミュニティの充実は、地域における顔の見える関係の構築や暮らしやすさに直結するものであり、引き続き自治会等の市民団体への活動支援や地域住民が活動しやすい環境づくりなどに取り組む必要があります。



主な取組

1 市民団体への補助金等による支援

- ① 地域の人々が市民団体に参加しやすい環境づくり
- ② 地域の魅力の増進につながる使いやすい補助制度の検討

2 協働の促進

- ① 自治会への加入促進や新たな担い手の育成
- ② 自治会やボランティア団体等が協働して活動を行うマッチングシステムの構築
- ③ 地域や時代に合った自治会の在り方、役割の検討
- ④ 協働や市民活動事例の周知、紹介などの情報発信の強化
- ⑤ 市民との対話による、協働に対する意識の醸成

第2部

基本目標5 / 新しい時代への自立・協働とイノベーションのまち

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
自治会加入世帯数	自治会に加入している世帯数	25,058 世帯	維持

5-1-3 新たなまちづくりへの取組

社会情勢・現状

超高齢社会において、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図るためには、様々な経験・知識・技術を持っているアクティブシニア^{※1}層が、地域の協働の担い手として活躍することが期待されています。

また、情報化の進展は、ICT や IoT 等を活用した新たなビジネスや生活様式の多様化をもたらし、新たなコミュニティを形成することで地域を活性化させる可能性があります。

本市では、地域の支え合い活動の衰退や交通空白地などの問題について、地域住民、行政、事業者等の多様な主体と共に、解決策を見出していく協働のまちづくりを進めています。

市内の各地区にはそれぞれ重要な地域資源や自然資源があり、それらを効果的に活用することが地域の活性化につながることから、地域の魅力を再発見していく取組を地域住民や事業者等と連携して進めています。

問題点・課題

市内の各地区の地域資源や、それぞれの特色を生かし、魅力ある地域振興策を早期に検討し実行していくことが必要となっています。

価値観の多様化により地域のつながりが希薄化する中、共助に対する考え方が改めて重要になってきており、住民同士の支え合いによる取組を促進していく必要があります。

※1アクティブシニア：年齢に関係なく様々なことに意欲的で、活動的な高齢者のこと。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市地区別まちづくり計画

主な取組

1 地域の特色を生かした地域コミュニティの拠点づくりや地域活動の支援

- ① 自治会やまちづくり推進委員会の活動支援
- ② 市民参画や協働関係にある団体の育成と活動支援
- ③ 地域のキーパーソンを巻き込んだ地区の特色ある取組の展開

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
地域コミュニティ拠点の利用者数	各地区行政センター、市民活動センターの利用者数	146,495人	154,000人

5-2-1 山間地域の持続的活性化

社会情勢・現状

山間5地区(南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区及び名栗地区)では、人口減少と少子高齢化が顕著であり、人口については過去5年間で約10%減少しています。また、高齢化率についても既に5割に達している地域もあります。こうした傾向は、高齢者の買い物や移動、コミュニケーションなどの日常生活を困難にするほか、空き家の増加や小・中学校の閉校など、地域活力の低下や地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼしています。

山間地域の大きな資源である森林についても、国産材の利用低迷や林業後継者の高齢化、森林の公益的機能の低下など、継続的な管理や機能の維持に課題が生じています。

本市では、山間地域へ人の流れを向けるため、北欧文化を体験できる「ノーラ名栗」を新たな観光拠点として名栗地区に開設したことや、旧東吾野小学校跡地の通信制高等学校としての活用など、地域資源を活用した活性化に取り組んでいます。

移住促進策については、南高麗地区で“農のある暮らし”「飯能住まい」制度を展開しているほか、空き家バンク制度などに取り組んでいます。

問題点・課題

地域コミュニティの基盤となる自治会は、高齢化や人手不足で運営が難しくなっています。

山間地域を持続可能な地域とするためには、住民の日々の暮らしを守ると同時に、他の地域からの転入を促進できるような魅力を創出していく必要があります。

山間地域の特に高齢者の暮らしを支えるためには、既存の交通手段以外の方法も検討し、安心して暮らすことができる新たな移動手段の確保が必要となっています。

統合した学校施設や空き家の利用等、地域資源を活用した新たな取組が求められています。

人口減少、少子高齢化の進行が早い山間地域においては、その地域の特色を生かしつつ、様々な課題に対応するための総合的な視点を持ちまちづくりに取り組む必要があります。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市山間地域振興計画

主な取組

1 生活基盤を維持するための支援

- ① 自治会やまちづくり推進委員会等への活動支援
- ② 地域主体の新たな移動手段の確保
- ③ 買い物支援やゴミ出し支援など、住民主体による支え合い活動の推進
- ④ 地域福祉推進組織の活動に対する支援
- ⑤ 森林整備の推進

2 地域の新たな魅力の創出

- ① 空き家や廃校舎を観光施設やサテライトオフィス等にするなど、地域資源の有効活用
- ② 地域資源と民間事業者のマッチング
- ③ “農のある暮らし”「飯能住まい」制度の促進
- ④ 地域資源、地域の人材を活用した事業の実施
- ⑤ 山間地域における文化・芸術活動の振興
- ⑥ 地域の資源を活用したエコツアーの実施

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
地域資源を活用した事業の実施数	地域の人材や場所などの資源を活用して実施した、山間5地区の地区行政センターの事業数	10回	30回
空き家バンク登録数(再掲)	空き家バンクに登録された空き家数	61件	120件



5-3-1 男女共同参画社会の実現

社会情勢・現状

SDGs の目標 5 にはジェンダー（社会的・文化的に作り上げられた性別）の平等が掲げられており、本国でも男女共同参画社会の実現を目指し、社会全体で各種取組が進められています。

しかしながら、日本のジェンダーギャップ指数^{*1}は依然として極めて低く、2021 年の公表結果では 156 か国中 120 位となっています。それぞれのスコアは、総合 0.656、経済 0.604、政治 0.061、教育 0.983、健康 0.973 であり、特に経済と政治のジェンダーギャップが大きく、政治のスコアは 156 か国中 147 位という状況です。このように、教育や健康分野では、女性の社会参加が進んでいますが、政治の分野等、特に政策方針決定過程への女性の進出に遅れが目立ちます。

日本では、男性の仕事時間が他国との比較で突出して長く、家事時間が際立って少なくなっており、結果的に子育てや介護の女性への負担が増加し、高い離職率や雇用格差につながっています。

本市では、セミナー等の実施及び情報紙の活用により、男女共同参画に向けた意識啓発を積極的に推進し、審議会等における女性登用率の向上に取り組んでいます。

また、配偶者等への暴力（DV^{*2}）や性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）など人権に関わる被害や差別はいまだに潜在しているものが多く、相談体制の充実に取り組んでいます。

問題点・課題

ジェンダー意識の解消のスピードは遅く、依然として家事や介護・看護、育児等を担う女性の負担割合が高い状況にあります。

家事や介護・看護、育児等を男女が共に担うべき課題であるという認識を深化させ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するために、長時間労働を前提とした働き方を見直し、多様な働き方を選択できる環境整備の推進が必要です。

女性に対する暴力が根絶されておらず、女性等に対する支援の実施とともに、人権意識の更なる向上が求められています。

審議会等への女性委員の登用率が埼玉県や近隣他市と比較しても低いことが課題となっています。審議会等の委員には、一般的に他の組織や市民団体の会長などを充てることも多いため、市が関わる組織全体においての女性委員の登用率を向上させていく必要があります。

※ 1ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標。

※ 2DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市男女共同参画プラン

主な取組

1 男女平等意識の向上

- ① ジェンダー平等の情報発信の強化
- ② 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス^{※1})の解消に向けた啓発

2 あらゆる分野における男女共同参画機会の創出

- ① 誰にとっても対等な社会参加を促進するためのセミナーの開催等
- ② 本市審議会等への女性委員の登用推進

3 DV防止の推進

- ① 相談しやすい場づくりやDV相談対応の実施
- ② どこに相談があっても必要な支援に確実につながる体制の維持

4 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 多様な働き方を推進するためのセミナーの開催等
- ② ワーク・ライフ・バランスの推進

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
審議会等への女性委員登用率	女性委員の登用率の向上	23.1%	50.0%
飯能市女性相談件数	DV件数が増えていることに鑑み、相談件数の増加を目指す	336件	400件

※1アンコンシャス・バイアス：自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪みや偏り」のこと。日常にあふれていて、誰にでもあるものであり、そのものが良い悪いというものではない。しかし、無意識の言葉や態度が時に相手を傷つけたりストレスを与えることを自覚し、それをきちんと取り扱うことが大切となる。



5-3-2 人権尊重社会の形成

社会情勢・現状

人権とは、誰もが生まれながらに持っている「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、日本国憲法で保障されている基本的な権利です。しかしながら、身近な問題として、また世界に目を向けても人権が侵害されていると感じることは少なくありません。

本市では、平成 31(2019)年 3 月に「平和都市宣言」を行い、恒久平和への貢献に対する意思表示を行い、平和の大切さを認識するとともに、平和な社会の実現を目指しています。

急速な情報化や SNS 等の利用の広がりとともに、インターネット上での差別的な内容や人を傷つける不適切な書き込みが増加しています。インターネット上の人権侵害その他の多様な人権問題への意識は高まっており、平成 28(2016)年には、人権三法^{※1}が施行されています。

本市では、人権啓発講演会や人権教育研修会の開催による人権啓発の推進や、小・中学校での人権作文や人権標語等の課題を通じた人権教育に取り組むとともに、児童に対してはインターネットや SNS の使い方や注意点の啓発に取り組んでいます。さらに、関係団体と連携してインターネット上への差別的な書き込みのモニタリングを行っています。

また、性別にとらわれない、多様な個人が尊重される社会の構築に向けた動きは全国的な広がりを見せ、LGBTQ^{※2}への理解も深化しています。

教職員間では LGBTQ についての共通認識を図り、子どもの人権に配慮しつつ、LGBTQ について悩んでいる児童生徒の有無について、生徒指導部会や教育相談で確認を行っています。

さらに、令和 4(2022)年 1 月に「飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度^{※3}」を創設し、ダイアプラン構成市との連携も強く意識しながら、一人ひとりが多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現に取り組んでいます。

問題点・課題

無意識の思い込みや偏見等が SNS 等を媒体にして深刻な人権侵害につながっていることが社会問題となっています。

また、直近の人権侵害意識調査^{※4}では、人権侵害された経験があると回答する人の割合が約 3 割と高い水準となっており、人権意識の更なる向上が求められています。

一人ひとりが平和や人権について真剣に考え、行動に移すことができるように、平和都市宣言やパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知啓発のほか、人権に関する研修会や講演会の啓発活動等にも引き続き取り組む必要があります。

※ 1 人権三法：差別を解消するために施行された 3 つの法律で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」を指す。

※ 2 LGBTQ：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自らの性の在り方が分からない人等)など、性的マイノリティの人を表す総称の一つ。

※ 3 飯能市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度：性別などの違いに関係なく、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した 2 者が、市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明する制度。

※ 4 人権に関する意識調査：近隣 13 市町(川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町)に在住する 18 歳以上の方 2,300 人を対象に、令和元(2019)年 10 月から 11 月にかけて実施した調査。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市同和行政基本方針実施計画
- 飯能市男女共同参画プラン

1 市民一人ひとりが平和や人権を考え、行動に移すことのできるまちづくり

- ① ホームページや広報による、平和都市宣言や人権問題の周知、啓発活動
- ② 人権教育研修会や人権啓発講演会の継続的な開催
- ③ 人権意識を高めるための授業研究会の開催
- ④ 関係団体と連携し、広域的な人権問題の周知、啓発活動
- ⑤ 多様な性への理解促進、啓発(パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の周知啓発)
- ⑥ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた啓発

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
人権侵害を受けていると感じる人の割合	人権に関する意識調査結果による。	29.7%	15%以下
人権教育研修会の参加者数(受講者数)	教育センター実施分	0人 令和元年度:19人	19人
同上	生涯学習課、公民館実施分	0人 令和元年度:240人	250人

5-3-3 多文化共生時代の国際交流・都市間交流

社会情勢・現状

外国人の観光客や労働者の増加に伴い、外国人との交流機会は増加し、地域社会で外国人が生活することは当たり前になりつつあります。

多文化共生社会を実現するためには、互いの文化や生活様式を認め合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの視点が重要です。

本市では、教育分野を中心に、姉妹都市であるアメリカ合衆国のブレア市との交流を継続し相互理解のもと関係性を深めてきました。

在住外国人に対しては、語学ボランティアや外国人相談員の協力を得て生活相談支援を行っています。

令和元(2019)年11月には、産業、文化、教育等を通じてフィンランド共和国との相互理解を深め、友好関係を推進していくことを目的に、飯能市国際交流協会内に飯能市フィンランド協会が設立されました。

現在、対象が10団体となった都市間交流は、関係性が着実に拡大及び深化しており、地域への賑わいももたらしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、「新たな国際交流」や「新たな都市間交流」の在り方を再検討する契機となっています。

問題点・課題

外国人労働者が増加する中、言葉の壁や異なる文化・生活様式の違い等、日常生活で外国人が抱える困りごとや行政に対する要望等が十分に把握できていません。緊急時や災害時における外国人への対応も課題となっています。

ブレア市との姉妹都市交流やフィンランド共和国との交流は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞を余儀なくされました。今までの実績を引き継ぎつつ、時代に相応しい国際交流への転換を迫られています。

都市間交流については、従来の方式に新たな視点をプラスするとともに、民間活力との連携を強化しつつ、これまで以上に多くの市民が参加できるように取り組む必要があります。



本施策を推進する個別計画

○ 飯能市国際交流協会事業計画

主な取組

1 外国人が暮らしやすいまちづくり

- ① 外国人相談員による相談窓口の継続及び相談体制の充実
- ② 外国人支援者との地域課題の共有

2 多様な価値観や文化が共存できるまちづくり

- ① 協力団体（飯能市国際交流協会等）との連携による、外国人との交流機会の創出
- ② 都市間交流事業において、より多くの住民が参加できる取組の推進

3 国際交流の推進

- ① ブレア市やフィンランド共和国との文化、産業、教育等の交流の推進
- ② 新たな形での国際交流の検討

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
飯能市国際交流協会会員数	飯能市国際交流協会の会員数	165人	180人
外国人相談件数	飯能市外国人相談窓口対応件数	8件	20件
交流自治体との事業実施数	市民交流事業の実施数	10事業	15事業



5-4-1 持続発展を導く行政経営

社会情勢・現状

情報化社会の進展により、国は社会のデジタル化を推進し、Society5.0の実現を目指しています。また自治体 DX 推進計画^{※1}を作成し、行政のデジタル化を推進しています。先進的なデジタル技術を活用した行政手続や、マイナンバーカード等を活用したスマートな生活スタイルへの仕組みづくりが進められています。

本市では、市民がマイナンバーカードを気軽に取得できるように、申請時来庁方式や地区行政センターなどでの出張申請受付によるカードの郵送交付、休日・平日夜間交付などを行っているほか、カード利活用に係る支援や情報発信を行っています。

市民の利便性向上のため住民票の写しなどの証明書等のコンビニ交付サービスを導入したほか、RPA^{※2}やAI等の先進的技術の導入により事務の自動化、効率化といった業務改善を進めてきました。

持続的な行政経営を実現するためには、職員一人ひとりが広い視野を持ち、市民の立場に立ち、様々な視点でまちづくりを考えることが必要であることから、研修の充実による職員の能力向上に取り組んでいます。

また、行政自らが無駄をなくし、公共サービスの質の向上を図る意識を高めるとともに、官民が連携して社会的課題の解決を図っていく効率的、効果的な事業手法として、新たな官民連携手法であるPFS(ペイフォーサクセス)^{※3}やSIB(ソーシャルインパクトボンド)^{※4}の活用も全国的に広がりを見せつつあります。

問題点・課題

行政のデジタル化の基礎となるマイナンバーカードの普及が計画どおりには進んでおらず、活用も遅れています。

市民の利便性の向上や行政の効率化に向け、全ての市民がマイナンバーカードを所有する状況にまで普及率を高めていく必要があります。

マイナンバーカードの利活用を推進するためには、利便性を実感できる施策(保険証利用、免許証情報の搭載等)の啓発、市独自の利用方法の検討や、マイナポータル^{※5}を利用した電子申請を促進する必要があります。

庁内窓口のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済が可能な手数料等を検討し、利用環境を更に整備する必要があります。

また、人口減少や少子高齢化が進み厳しい財政状況となる中でも、効果的なまちづくりをしていくためには、職員の知恵や工夫がこれまで以上に求められることから、人材育成が急務となっています。

※1自治体 DX 推進計画：国が示すデジタル社会のビジョンを実現するための計画。

※2RPA：Robotics Process Automation の略。これまで人間がしていた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

※3PFS：Pay For Success の略。国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。

※4SIB：PFSのうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。

※5マイナポータル：政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市行政改革財政健全化実施計画
- 飯能市地域情報化推進計画

主な取組

1 デジタル化の基盤となるマイナンバーカードの普及推進

- ① 全ての市民がカードを持つことを想定したカード取得機会の充実
- ② 市独自のカード利活用方法の検討
- ③ マイナポータルの利用促進

2 効率的な行政の推進

- ① RPA 等の先進的技術を積極的に活用した業務効率化
- ② 先進的なデジタル技術を活用した既存業務の改革
- ③ 成果連動型民間委託契約 (PFS) やソーシャルインパクトボンド (SIB) の活用検討

3 行政手続のデジタル化による市民サービスの向上

- ① 庁内窓口でのキャッシュレス決済の導入拡大等による市民の利便性の向上
- ② 電子申請サービスの充実
- ③ 住民票の写しなどの証明書等のコンビニ交付サービスの利用促進
- ④ 来庁を必要としない行政手続方法の検討

4 職員の能力の向上

- ① 多様な人材確保と時代の変化に応じた専門的研修の実施等による人材育成
- ② 職員の能力及び実績を重視した人事管理と適切な人事評価制度の運用

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
マイナンバーカード普及率	交付枚数/人口	31.2%	100%
行政のデジタル化に対する進捗度	飯能市地域情報化推進計画に位置付けられた事業の進捗度	—	100%
電子申請サービスの提供件数	電子申請可能な手続の数	3件	100件
コンビニ交付サービス利用率	住民票の写しなどの証明書等の総発行数に対するコンビニ交付サービスの利用率	4.2%	40%
キャッシュレス決済利用率	行政サービス利用時のキャッシュレス決済利用率	—	40%

5-4-2 持続可能な健全財政運営

社会情勢・現状

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響により税収減となる一方、社会保障関係費は確実に増加し、老朽化する公共施設等の修繕・更新費用の増加も見込まれ、行政経営を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

健全な財政運営を図るため、人件費や扶助費などの経常的支出の削減に努め、事務事業の取捨選択に取り組み、将来世代に過度な負担を残さないよう、交付税措置がある財政負担の少ない地方債による資金調達方法を選択しています。

飯能市ふるさと納税では、シティプロモーションにもなる魅力的な地場産の返礼品を多数揃えており、寄附者数、寄附金額ともに県内トップクラスの実績となっています。

市税収納率の向上に取り組んだ結果、収納率は全国平均値以上(令和2(2020)年度の収納率は97.9%、全国平均は97.2%)となっています。

問題点・課題

少子高齢化や人口減少の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、行財政事情の厳しさが増してきているとともに、地域の社会的課題は複雑化しています。さらに、老朽化する公共施設等の大規模修繕や更新等には多額の費用を要し、借入額の増加を招いています。

このような状況の下で、市民一人当たりの借金を軽減しつつ、持続可能な財政運営を行っていくためには、歳入と歳出の両面から改善に取り組んでいく必要があります。

歳入においては、市税収納率の維持とともに、税収増を図るほか、ふるさと納税の返礼品の拡充や企業版ふるさと納税への取組を更に充実させるなど、今後も財源確保のため様々に取り組む必要があります。加えて、未利用の市有資産の利活用による財源確保等にも取り組む必要があります。

歳出においては、事務事業の有効性を見極めながら取捨選択し、市民サービスの充実と行政のスリム化をバランス良く実現していく必要があります。



本施策を推進する個別計画

- 飯能市行政改革財政健全化実施計画
- 飯能市公共施設等総合管理計画

主な取組

1 安定的かつ確実な税収の確保

- ① 納期内納付の推進と滞納処分の実施による確実な徴税
- ② 便利で手軽な収納チャネルの検討

2 新たな財源の確保

- ① 交付税措置のある財政負担の少ない地方債の選択
- ② ふるさと納税の積極的な推進による納税額の増加

3 公共施設等の最適利用

- ① 施設数の最適化、施設（機能）の再編・再配置、効果的・効率的な管理運営の推進
- ② 未利用の市有資産の利活用

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
市税収納率	現年課税分及び滞納繰越分の合計収納率	97.9% ※全国平均：97.2%	全国平均値以上
実質公債費比率※1	市財政の健全化の程度を表す指標（低いほど良好）	3.6%	10%以内を維持
企業版ふるさと納税額	累計の寄附額	14,200千円	30,000千円

※1 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率の過去3年間の平均値。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額を指標化したもの。





5-4-3 総合力を生かす広域行政・産学官金連携の推進

社会情勢・現状

民間企業等の資金やアイデア等を積極的に活用し、地域の課題解決や活性化につなげる取組が広がっています。

行政サービスにおいても、民間活力を導入した民間委託化や指定管理者制度の運用が進んでいます。

本市では、他の自治体や民間企業、大学等との間で連携協定を締結し、観光、教育、健康づくり、防災など様々な分野での課題解決に向け取り組んでいます。

また、埼玉県西部地域まちづくり協議会や埼玉西部消防組合、広域飯能斎場組合等の広域による効率的・効果的な行政を推進しています。

特に、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市で発足した埼玉県西部地域まちづくり協議会には、平成31(2019)年4月1日に日高市が新たに加入し、豊かで魅力あふれる地域づくりを広域的な視点で展開しています。

問題点・課題

他の自治体や民間企業等との連携を推進しているものの、取組内容に関する市民の認知度は高くありません。

多様化する地域課題に取り組むとともに市民サービスを向上させていくためには、民間活力やノウハウを活用し、企業等とのタイアップや行政の民間委託化を進めていく必要があります。

自治体共通の課題に対しては、広域連携を深めスケールメリットを生かした解決策を検討していく必要があります。



本施策を推進する個別計画

○ 埼玉県西部地域まちづくり構想・計画

主な取組

1 民間企業等との積極的連携によるまちづくり

- ① 民間企業等と行政それぞれの強みを生かした連携協力

2 効率的、効果的な広域行政の推進

- ① 埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)における課題の共有化とスケールメリットを生かした連携

3 民間委託化の推進

- ① 窓口業務等、市事務事業における民間委託化の拡大
- ② 指定管理者制度導入施設の拡大
- ③ 成果連動型民間委託契約(PFS)やソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の活用検討(再掲)

KPI(重要業績評価指標)

KPI	KPIの説明	令和2年度	目標値(令和7年度)
包括連携協定締結数	包括連携協定の累計数	16	25
公の施設の相互利用者数	本市の公の施設における、ダイアプラン構成市(所沢市、狭山市、入間市、日高市)の市民の年間利用者数	36,227人 令和元年度: 48,410人	50,000人



各施策項目とSDGs 17のゴールとの対応一覧表

基本目標	分野別基本施策	施策項目	   			
			関連する施策の数	8	2	15
1 かすまち 水と緑の交流を活力に生	1-1 新たな魅力と交流によるまちづくりの推進	1 森林文化の活用と展開				
		2 都市間交流とシティセールス・シティプロモーションの推進				
		3 新たな交流と観光のすすめ				
		4 エコツーリズムの推進				
1-2 地域の特色が光る農林業の振興	1 都市型農業の振興			●		
	2 林業の再生と振興					
1-3 活力ある商工業の振興支援・連携	1 商業の活性化・工業の振興					
	1-4 将来を描く雇用就業の創出	1 企業誘致・起業支援・就業支援の推進				
2 生涯を支援するまち 子どもの夢・未来を	2-1 多様な子育て希望の支援	1 切れ目のない子育て支援	●		●	●
		2 子育て環境と幼児教育環境の充実	●			●
	2-2 未来を拓く子どもの教育の推進	1 未来を拓く教育の推進	●			●
		2 学校・地域・家庭の連携と地域の教育力向上				●
2-3 豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進	1 多様な生涯学習の推進				●	
	2 青少年の健全育成と定住促進				●	
3 暮らしすまち 支え合いによる健康で安心・安全に	3-1 健康長寿社会のまちづくり	1 健康まちづくりの推進	●		●	
		2 安心をつなぐ地域医療体制の整備			●	
	3-2 安心した暮らしを支える福祉	1 みんなで支える地域福祉の推進	●		●	
		2 豊かな高齢社会の創出			●	
3-3 豊かな暮らしを支える福祉制度の拡充	3 障害者（児）の自立と社会参加の促進			●		
	1 自立に向けた生活支援	●	●	●	●	
3-4 安全に暮らせる防災・防犯の整備	2 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営			●		
	3 介護保険制度の健全な運営			●		
4 快適な生活環境が整うまち	4-1 暮らしが潤う自然の保全と活用	4 国民年金制度の安定化促進			●	
		1 消防・救助体制の整備			●	
	4-2 安全便利な交通環境の整備	2 防災・危機管理体制の強化			●	
		3 防犯のまちづくり				
4-3 快適な暮らしを支える生活環境の整備	4 賢い消費生活の実現				●	
	1 自然環境の保全と活用					
4-4 個性が光る快適居住基盤の整備	2 河川・湖等の環境保全					
	1 快適な道路網の整備					
5 新しい時代への自立・協働 とイノベーションのまち	5-1 協働・共創による新たなまちづくり	2 交通安全の推進			●	●
		3 便利な公共交通ネットワークの促進				
	5-2 山間地域振興	1 潤いを提供する公園緑地				
		2 上水道の安定維持と整備				
5-3 心豊かな共生社会の創造	3 下水道の整備推進					
	4 暮らしやすい生活環境の整備・保全			●		
5-4 新たなイノベーション（刷新）による都市経営	5 廃棄物対策と循環型社会の推進					
	1 戦略的な土地政策					
5-5 協働・共創による新たなまちづくり	2 快適な居住と住宅地の形成					
	3 住みよい市街地の基盤形成					
	4 地域情報通信基盤の拡充と利便性の向上					
	1 情報共有と市民参画機会の充実					
5-6 心豊かな共生社会の創造	2 協働に向けた市民活動の支援					
	3 新たなまちづくりへの取組					
5-7 新たなイノベーション（刷新）による都市経営	1 山間地域の持続的活性化					
	1 男女共同参画社会の実現	●			●	
5-8 心豊かな共生社会の創造	2 人権尊重社会の形成	●			●	
	3 多文化共生時代の国際交流・都市間交流					
5-9 新たなイノベーション（刷新）による都市経営	1 持続発展を導く行政経営					
	2 持続可能な健全財政運営					
5-10 協働・共創による新たなまちづくり	3 総合力を生かす広域行政・産学官金連携の推進					

第3部 参考資料

第1章 計画の策定体制及び策定経過

(1) 計画の策定体制

市議会	市
計画策定協議会 市からの計画案の説明、意見交換	策定本部 (市長、副市長、教育長、各部長) 計画案等の審議、決定
	検討委員会 (企画部長、参事、課長級 19名) 計画案等の協議、検討
市民	分科会 (主幹、主査級 47名) 計画案の調査、検討
市民意識調査 市民 2,000 人を対象に実施 施策評価や意見募集等	主任・主事級職員による検討会 (公募 17名) 計画案の調査、検討
NPO、ボランティア団体への調査 81 団体を対象に実施	若手職員によるプロジェクトチーム (選抜 27名) 地区別振興策の検討
提案・意見募集 原案のパブリックコメント等	事務局 (企画調整課・地方創生推進室) 市議会や市民への説明、進捗管理
地区別懇談会 市内 13 地区で延べ 26 回 [※] 開催 本市の現状説明、参加者との意見交換 <small>※美杉台地区は書面開催</small>	

(2) 計画の策定経過

年	月	経過
令和元年	7月	庁議（策定方針決定）
	10月	市民意識調査
	11月	市民からの意見募集 （テーマ：後期基本計画で取り組むべきと考える施策・事業）
	12月	市民団体アンケート調査
令和2年	7月	庁議（新型コロナウイルス感染症の影響により、後期基本計画策定の1年延期及び前期基本計画期間の1年延長を決定）
	9月	第1回分科会
	10月	第2回分科会 第1回主任・主事級職員による検討会
	11月	第3回分科会
	12月	第1回検討委員会
令和3年	1月	第2回検討委員会 第4回分科会
	2月	第3回検討委員会 市内各支部における自治会長会議で意見交換（～3月、全13回）
	3月	第4回検討委員会 第2回主任・主事級職員による検討会
	4月	第1回若手職員によるプロジェクトチーム会議
	5月	地区別懇談会（～7月、全13回） 第2回若手職員によるプロジェクトチーム会議
	9月	第1回策定本部
	11月	第2回策定本部
	12月	意見募集（パブリックコメント）（～1月）
令和4年	1月	市議会との協議（計画策定協議会）
	2月	第3回策定本部 市議会全員協議会へ報告

第2章 地球規模で見たコロナ禍におけるSDGsの現状

国連広報センター「持続可能な開発目標 (SDGs) 報告 2021 概要」を掲載しています。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に 終止符を打つ

新型コロナウイルス感染症により
極度の貧困が
この数十年で初めて増加

2020年には、新たに
1億1,900万–1億2,400万人が
極度の貧困へと追いやられた



世界の貧困率は
2030年には7%に
留まる見込み



貧困撲滅の
目標に届かず



2021年4月の時点で
118カ国が
国および／または地方の
防災戦略を報告
2015年の45カ国から
増加



各国政府は
新型コロナウイルス感染症に対応するため
1,600件の短期的な社会保障措置を実施

しかし、依然として40億人が社会保障を受けていない



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

新型コロナウイルス感染症の
世界的大流行は

世界の飢餓を 悪化させている

2020年には、
世界全体で新たに
7,000万－1億1,600万人が
パンデミックの影響により
飢餓を経験した可能性あり



世界全体で栄養不足に陥った人の数



パンデミックにより
子どもの栄養不良が
悪化するおそれ



*2020年の推計はパンデミックの影響を反映していない。

世界では、
出産年齢にある女性の
約3人に1人が
貧血を患っていて
その一因に栄養欠乏症が
挙げられる



23.7億人が定期的に食料不足か、
健康的でバランスの取れた食事を取れていない
(2020年)

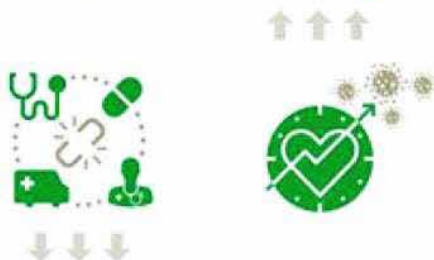


あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を推進する

コロナ禍により

保健分野の **前進が停滞または逆戻りし**

平均寿命が短くなった



90%の国々が、依然として1件あるいはそれ以上の
必須医療サービスの混乱を報告している

この10年の前進

が



性と生殖に
関する健康

妊産婦の
健康

子どもの
健康

新型コロナウイルス感染症の影響で
停滞または逆戻りするおそれ

データ不足により

新型コロナウイルス感染症が及ぼす
真の影響の把握が困難に



死亡登録システムがある国のうち
システムが少なくとも
75%整備されている国



医療従事者は

多くの地域で不足し

コロナ禍により

限界に達している



看護師と助産師

10,000人当たり

150人

北米

10,000人当たり

10人

サハラ以南
アフリカ

(2013-2019年)



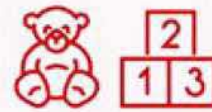
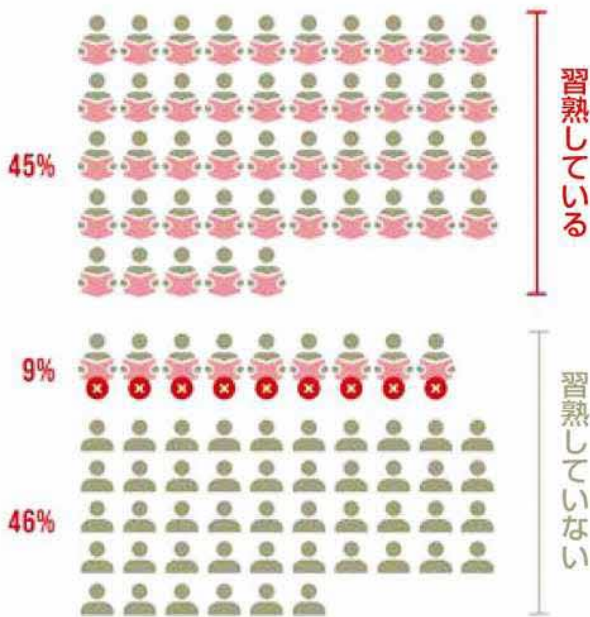
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
への投資 **拡大** が **不可欠**



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

＝ 新型コロナウイルス感染症 ＝
によって、教育分野での
この20年間の前進が帳消しに

2020年には、新たに1年生から8年生までの
子どもの9%に当たる1億100万人が
最低限の読解力の水準を下回った



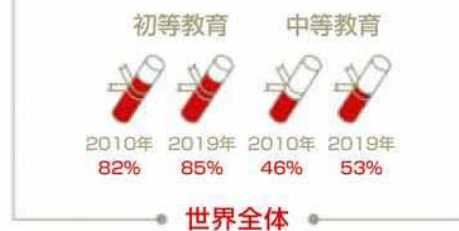
系統立った就学前教育への
参加率は
2010年の65%から
2019年には73%に増加

現在、多くの幼児が
家庭で保護者に全面的に依存

学校教育の修了率の改善の進捗が遅く
悪化する可能性も



学校教育の修了率



より良い復興のための基本的な学校インフラが多くの国で不足

基本的インフラを備えた後発開発途上国の学校の割合

(2016-2019年)



飲料水



電気

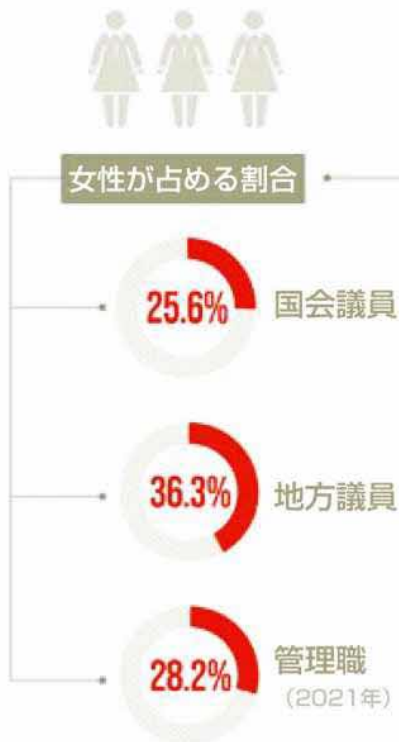


洗面設備



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と 女兒のエンパワーメントを図る

意思決定への女性の平等な参加は
新型コロナウイルス感染症への
対応と復興において不可欠
しかし、男女同数には依然程遠い



女性に対する暴力は
受け入れがたい水準で高止まりし、
コロナ禍によりさらに深刻化



コロナ禍により、**無給の家事や育児、介護**の負担が増加し
女性が労働人口から締め出されている

それ以前から、女性が無給の家事や育児、
介護に費やす時間は男性の**約2.5倍**



すべての人々に水と衛生へのアクセスと 持続可能な管理を確保する

2020年には

数十億人が依然として
安全な飲料水と衛生を
利用できていない



20億人
26%

安全に管理された
飲料水を
利用できていない



36億人
46%

安全に管理された
衛生施設を
利用できていない



23億人
29%

基本的な手洗い
設備がない

誰もが利用できるようにすることが
新型コロナウイルス感染症からの復興の基盤に



23億人が
水ストレスを抱える国に
—暮らしている—
(2018年)



1970年から2015年までの間に

自然湿地が
35%縮小



これは森林消失の3倍の速度



129カ国は、2030年までに持続可能な形で
管理された水資源を確保するめどが立っていない

現在の前進速度を2倍にすることが必要



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ 近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

世界人口の
3分の1が
危険で非効率的な
調理システムを使用している
(2019年)



7億5,900万人が
電力を
利用できていない



そのうちの**4人に3人**が
サハラ以南アフリカに
暮らす (2019年)

エネルギー効率
の改善率を
さらに上昇させる必要

効率の改善率 (年間)



とくに暖房・輸送部門で
近代的な再生可能エネルギーに関する取り組みを加速させることが必要

エネルギー最終消費に近代的な再生可能エネルギーが占める割合 (2018年)



電力部門
25.4%



暖房部門
9.2%



輸送部門
3.4%



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、
生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

コロナ禍により
2億5,500万人分のフルタイム雇用
に相当する仕事が行われた



世界金融危機（2007-2009年）時の
約4倍



インフォーマル
経済で働く
16億人の
労働者は

社会的セーフティ・
ネットを利用できず、
コロナ禍により
極めて大きな影響を
受けた

景気回復は
進行中

世界の1人あたり実質GDP
(2017-2022年)



しかし、多くの国で経済成長が
コロナ禍以前の水準に戻るの
は2022年か2023年になる見込み

外国人観光客数は

2019年の15億人から
2020年には
3億8,100万人に減少



国際観光が
2019年の
水準に戻るのには
最長4年かかる見込み

コロナ禍により、
就業も就学も訓練受講もしていない若者が増加へ



若い女性

31.1%

就業も就学も訓練受講もして
いない若者の割合（2019年）

若い男性

14.0%

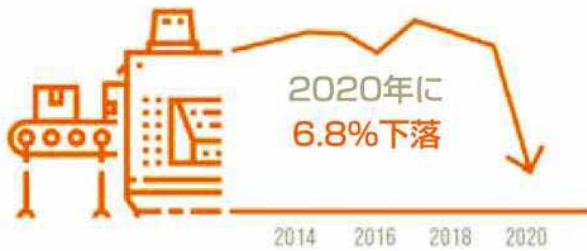


レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

世界の製造業の生産高が急減



新型コロナウイルス感染症による危機の影響



中度・高度先端技術製品の製造が2020年後半の景気回復を刺激

2019年同期比で4%の成長 (2020年第4四半期)

航空機を利用した移動の需要面で2020年は壊滅的な1年に



航空機利用者数は2019年の45億人から2020年には18億人に減少
60%減

農村地域の道路網の改善は貧困削減に貢献



25カ国で暮らす農村地域の住民5億2,000万人のうち約3億人が道路に簡単にアクセスできない (2018-2019年)

新型コロナウイルス感染症のような危機の解決策を見出すためには
研究開発への投資拡大が不可欠

2.2兆ドル
全世界の研究開発への投資額 (2018年)



1,235人の研究者
住民100万人当たり (2018年)

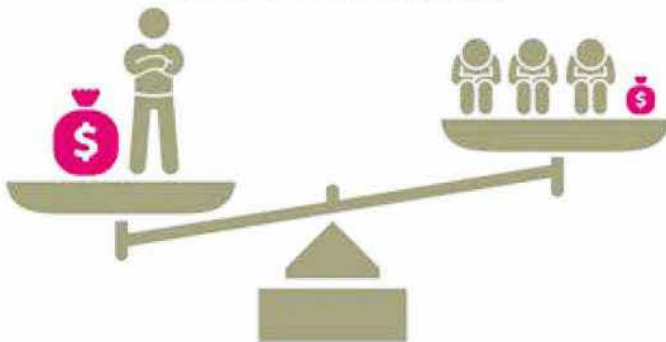


国内および国家間の不平等を是正する

コロナ禍により

金融危機以来の

所得の不平等縮小における前進が
帳消しになる可能性が



新型コロナウイルス感染症により

新興市場と開発途上国における
平均ジニ係数が6%上昇する見込み



ジニ係数とは、所得の不平等を0から100で測る指標で、0はすべての人に所得が平等に行きわたる状態を示し、100は所得を1人がすべて独占する状態を示す



世界人口に占める難民の割合は
2010年以来、少なくとも倍増した



10万人につき
311人が難民 (2020年)

送金コストは6.5%と
過去最低 (2020年)



3%の目標達成に向けて
さらなる前進が必要



2020年には、世界中の移住経路で
4,186人が死亡または行方不明に

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

— コロナ禍により —
スラムで暮らす人々の
窮状が深刻化



スラムで暮らす10億人超の
過半数が3地域に居住 (2018年)

東アジア・ 東南アジア	サハラ以南 アフリカ	中央アジア・ 南アジア
3億7,000万人	2億3,800万人	2億2,600万人

16%

都市面積のうち
道路と公共緑地に当てた
割合の世界平均 (2020年)



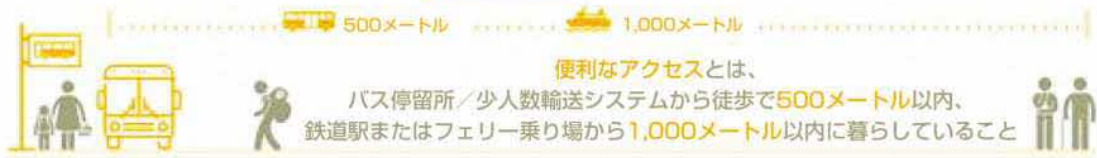
道路に30%、公共緑地に10%–15%を
割り当てるという
目標に届かず

156カ国が
都市計画の国家政策を策定



しかし、計画の実施段階にあるのは
わずか半数

公共交通手段への便利なアクセスが可能なのは、
世界の都市住民の **わずか半数** (2019年)



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

全世界のマテリアル・フットプリントは
2000年から2017年までの間に

70%増加



＝ 電気・電子機器廃棄物は ＝
引き続き大幅に増加し
しかも責任ある処理が行われていない

1人当たり



＝ 開発途上国には ＝
再生可能エネルギーの
手つかずの莫大な潜在性が依然としてある



前進はあるものの、＝
化石燃料に対する補助金が
パリ協定と
2030アジェンダの達成を
引き続き危うくしている



2020年までに
計700件の
政策・実施活動
が報告された

持続可能な消費と生産に関する
10年計画枠組みに基づく
(83カ国と欧州連合 (EU) から報告)



気候変動とその影響に立ち向かうため、 緊急対策を取る

気候危機は

—— 続いている ——

ほとんど収まっていない



2020年の地球の平均気温は、
産業革命前の気温を1.2℃上回る

パリ協定が求める1.5℃未満に
抑まるめどはまったく立っていない

—— 増加する ——
温室効果ガス（GHG）の排出量
経済を **カーボン・ニュートラル**に
移行させる必要がある



気候ファイナンスは
増加

2015-2016年から
2017-2018年にかけて
10%増加し、
年平均**487億**ドルを
達成

開発途上国154カ国のうち125カ国が

国家気候変動適応計画を

策定・実施中

—— 最優先分野の例 ——



食料の安定
確保と生産



陸上・温原
の生態系



淡水資源



人々の健康

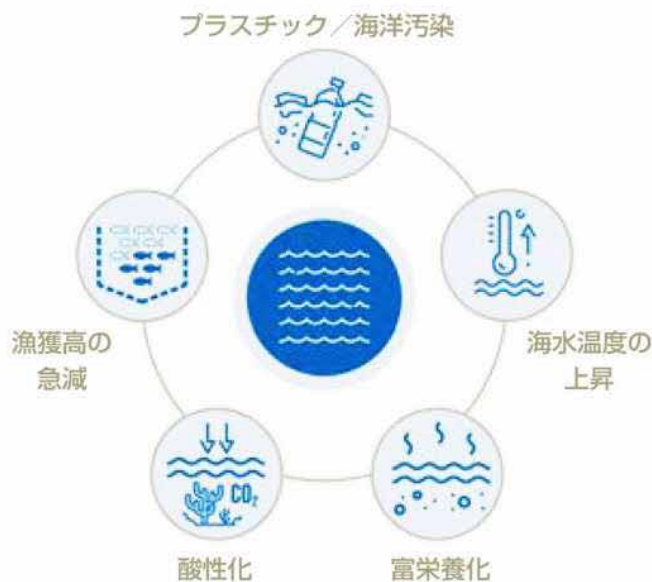


主要な
経済分野と
サービス

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて 保全し、持続可能な形で利用する

私たちの海洋の 持続可能性は

深刻な脅威にさらされている

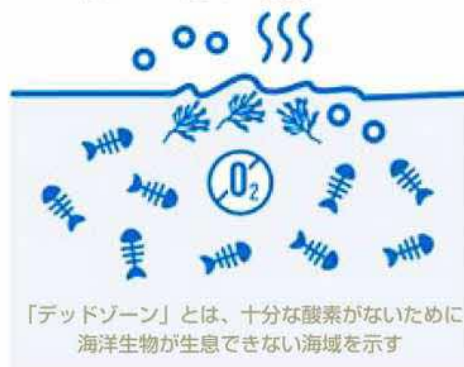


30億を超える人々が
海洋で生計を立てている

世界の約半数の国々が
小規模漁業者を支援する
具体的な取り組みを採択



デッドゾーンは
2008年の400カ所から
2019年には700カ所へと
驚くべき割合で増加している



半数を超える
主要な海洋生物多様性領域が
保護されていない



平均でわずか1.2%
国家研究予算のうち、
海洋科学分野に充てられている割合

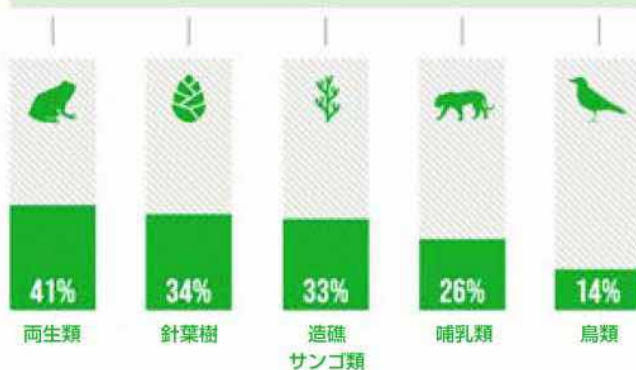




陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで評価対象となった生物種の4分の1超が絶滅の危機に

絶滅の危機に瀕した生物種の割合



IUCNレッドリストは134,400種を超える哺乳類、鳥類、両生類、造礁サンゴ、針葉樹に関するデータを追跡。37,400種超が絶滅の危機に瀕している

主要生物多様性領域の保護に向けた前進はこの5年間 停滞 している

各主要生物多様性領域における保護区指定率の世界平均（2021年）



ほぼすべての国が特定外来生物を阻止または規制する法律を採択



特定外来生物は固有種の生物多様性に悪影響を及ぼし、世界経済に毎年数十億ドルもの損害を与えている

持続可能な森林管理に向けた前進が見られた

しかし、世界ではこの20年間で1億ヘクタールの森林が失われた（2000-2020年）





持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

コロナ禍により 子どもが搾取される リスクが高まっている

その中には、

人身取引と児童労働



人身取引の被害者の

3人に**1**人が
子ども (2018年)



児童労働は

1億6,000万人に増加 (2020年)

この20年間で初めて増加



2020年には、

32カ国において
人権擁護者331人の
殺害が報告された



18%の増加

2019年比

わずか82カ国しか
国際基準を満たす

独立した国内の人権機関を

設置していない

(2020年)



賄賂の授受 が少なくとも 5倍生じやすい



低所得国
37.6%

に対し

高所得国
7.2%



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する

2020年の
正味ODA
総額は
過去最大の
1,610億
ドル

ドナー国の
国民総所得
(GNI) の
0.32%
に相当

依然として
目標に
届いていない

目標：
GNIの
0.7%



予測に反して、
低・中所得国への
送金フローは

2020年に **5,400億**ドルに
達した



2019年水準の
わずか
1.6%減

外国直接投資は
最大で **40%減少**

1兆
5,000億
ドル



1兆ドル
未満

(2019年)

(2020年)

世界人口の半数近くである
— 37億人が —
依然としてインターネットを
利用できていない



コロナ禍で

インターネット接続が
圧倒的に必要にもかかわらず



低・下位中所得国の **63%**が

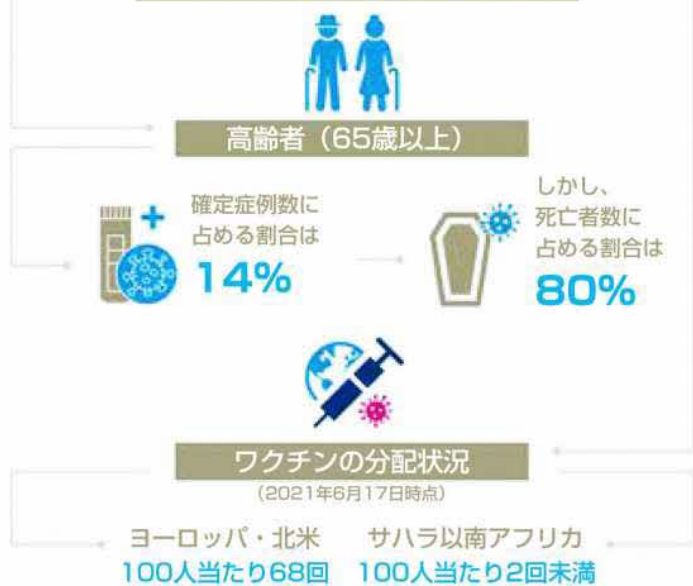
コロナ禍による課題に対処するため

データ・統計整備に向けた追加資金融資を必要としている

誰一人取り残さない

コロナ禍で

保健分野の不平等が拡大



障害者のうち

—— 3人に1人が ——

何らかの差別を個人的に経験



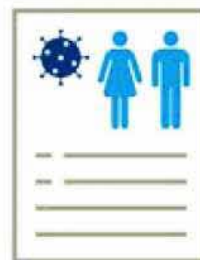
女性がより深刻なレベル

—— 国際観光の —— 急激な落ち込みは



小島嶼開発途上国に
不当に大きな影響を
及ぼしている

新型コロナウイルス感染症を
追跡するためには
細分類されたデータが
不可欠



アフリカでは
新型コロナウイルス感染症の
ほぼすべての症例報告に
性別・年齢情報が記載されていなかった
(2020年1月～2021年4月)

第3章 都市宣言

都市宣言とは、市が目指す理想や目標、まちづくりへの決意などを明らかにするものです。

(1) 飯能市森林文化都市宣言（平成 17 年 4 月 1 日）

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育まれてきました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを楽しみ、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代において、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。

(2) 飯能市平和都市宣言（平成 31 年 3 月 16 日）

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

戦争や核兵器の使用を許さず、また、人々の穏やかな日常を脅かす差別や貧困、環境破壊などをなくすため、世界の国や地域が共に手を携え、平和への歩みを進めていかなければなりません。

本市は、戦争の悲惨さと核兵器の恐ろしさを決して忘れません。

そして、豊かな自然や文化、人々の優しさや思いやりの心を次世代に引き継ぎながら、誰もが笑顔にあふれ幸せに暮らせる社会の実現を目指します。

ここに、明るい未来を展望し、世界の恒久平和に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

Hanno City Peace Declaration (March 16, 2019)

Permanent world peace is a desire shared by all of mankind.

Not allowing war and use of nuclear weapons, and also to eliminate discrimination, poverty, environmental destruction, etc., which threatens the peaceful daily life of people, countries and regions around the world must work together hand in hand and proceed steps towards peace.

We will never forget the misery of war and fear of nuclear weapons.

And while handing over our rich natural environment and culture, as well as kindness and considerations of people to the next generation, we aim to achieve a society where everyone can live with smile and happiness.

We vow to look towards a brighter future and to contribute to permanent world peace, we hereby declare our city to be a "City of Peace".

(3) ゼロカーボンシティ共同宣言（令和3年2月15日）

～ 2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加を要因とする地球温暖化の進行により、世界規模で自然災害が増加しています。今後、さらなる頻発化、激甚化が予想されており、環境に対する社会の意識や関心が高まるなかで、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求すること」とされ、また、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

環境省では、こうした目標の達成に向けて、「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを指す旨を首長自らが公表した自治体」を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信するとともに、全国の自治体へ表明を呼び掛けています。

このことから、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市を構成市とする埼玉県西部地域まちづくり協議会では、将来にわたって、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代へ引き継いでいくため、5市の特徴を活かしながら、市域を越え、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

RPA

Robotics Process Automation の略。これまで人間がしていた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。...P.154

IoT

Internet of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス等の総称。...P.63

ICT

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT= 情報技術とほぼ同義語だが、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。...P.65

空き家バンク制度

増加傾向にある空き家を、地域資源として有効活用することにより、人口減少問題への対策として、また、市民と他都市住民との交流拡大、定住促進による地域活性化への対策として、空き家の売却等を希望する方から提供された空き家に関する情報を、空き家の利用を希望する方に紹介する制度。...P.134

アクティブシニア

年齢に関係なく様々なことに意欲的で、活動的な高齢者のこと。...P.144

アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める新しい「まち美化プログラム」のこと。...P.123

アニメツーリズム

アニメやマンガのファンが、作品の舞台となった土地などを訪れる旅行のこと。...P.59

アンコンシャス・バイアス

自分自身では気づいていない「ものの見方やとらえ方の歪みや偏り」のこと。日常にあふれていて、誰にでもあるものであり、そのものが良い悪いというものではない。しかし、無意識の言葉や態度が時に相手を傷つけたりストレスを与えることを自覚し、それをきちんと取り扱うことが大切となる。...P.149

インバウンド

外から入ってくる旅行、または、外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本では一般的に訪日外国人旅行を指す。...P.58

え

AI

Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。...P.68

エコツーリズム

観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。エコロジー ecology とツーリズム tourism とを組み合わせた言葉。エコツアーは、エコツーリズムの考え方を実践するツアー。...P.60

SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。...P.56

SDGs(エスディージーズ)

Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015 年 9 月に国連で採択された 2030 年までの国際開発目標のこと。...P.54

SIB

ソーシャルインパクトボンドの略。PFS のうち、民間事業者が資金提供者から資金を調達し、地方公共団体等から受けた支払に応じて返済等を行うもの。...P.154

FM 認証

FM は Forest Management(森林管理) の略。森林が責任をもって管理されているかを第三者機関が審査し、認証する制度。...P.64

LGBTQ

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自らの性の在り方が分からない人等)など、性的マイノリティの人を表す総称の一つ。...P.150

LPWA

Low Power Wide Area の略。低消費電力で長距離での無線通信が可能となる通信技術の総称。...P.63

お

応急手当普及員

主として自身が所属する市内の事業所や防災組織等において、その事業所等の従業員・構成員に対し、応急手当(心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法など)の指導を行う者。...P.105

オーバーツーリズム

観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、あるいは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響のこと。...P.58

温室効果ガス

太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。二酸化炭素やメタン等が挙げられる。...P.112、128

オンデマンド交通

利用者が事前に予約することでその都度、それに合わせて運行する地域の公共交通のこと。...P.120

オンライン診療

遠隔医療のうち、医師-患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、リアルタイムにより行う行為。...P.88

か

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。...P.128

街区公園

市街地などの中にある公園のうち、半径250m程度の街区に居住する人々が利用する0.25haを標準とする公園のこと。...P.123

介護給付適正化事業(5事業)

介護サービスの適正な供給及び適正な保険給付を行うために、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③福祉用具購入・貸与の点検及び調査、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知を実施すること。...P.101

介護予防・日常生活支援総合事業

市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで地域の「支え合い体制づくり」を推進し、要支援者等の方に対する効果的で効率的な支援等を可能とするための事業。...P.93

課題解決支援サービス(図書館)

図書館の資料やデータベース等による情報提供により、利用者が自ら課題を解決する支援を行うサービスのこと。...P.79

学校運営協議会制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく制度。「学校運営協議会」は教育委員会によって学校に設置され、その委員は、対象となる学校及びその地域の実情に合わせ、教育委員会が任命する。...P.76

学校応援団

学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。埼玉県教育委員会の施策上の名称。...P.76

仮換地の使用収益開始

従前地(区画整理前の土地)から使用収益権(使用・収益できる権利)が移行し、仮換地が使用できること。...P.136

き

GIGA スクール構想

「Global and Innovation Gateway for All」の略で、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に、1人1台の学習者用PCやクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する構想。誰1人取り残すことなく子ども1人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた施策。...P.74

く

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走る事が可能な4人乗り以上の電動車両。地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。...P.120

け

経営耕地

農家が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計。...P.62

健康寿命

平均余命の中で、健康に生活できる期間を指す。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上に認定された時点と障害発生時点とを考慮し、それまでの期間を健康寿命としている。...P.86

こ

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計したもの。...P.71

コウノトリ事業

不妊に悩む夫婦を支援するために不妊検査費の一部を助成する制度のこと。...P.70

コーディネーショントレーニング

「運動神経を良くする」といった運動の巧緻性(こうちせい)を高めるだけでなく、「運動学習能力」を高めることを最大の目的とする運動。運動学習能力が高まると、これまでできなかったことや、反復練習して習得していた技術をたった数回の練習だけで学習できると考えられている。工夫次第で子ども、大人、高齢者などの様々な年代でも行える効果的なトレーニングとして期待されている。...P.84

国保データベース (KDB) システム

国保連合会が保険者の委託を受けて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効果的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために構築されたシステム。...P.101

国民医療費

当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの。医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等。...P.98

子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般的な子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待に関する相談まで、また、妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じる機関のこと。...P.70

ごみの3R

リデュース(Reduce):ごみを出さないように工夫すること。リユース(Reuse):ごみにしないでくり返し使うこと。リサイクル(Recycle):ごみを違うものに作りかえること。...P.130

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地区において様々な生活課題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く生活環境を重視した相談援助を行うための知識と技術を有した生活・福祉の専門相談員。...P.90

コンビニ受診

緊急性のない軽症者が「昼間・平日は仕事だから」「夜は空いている」などの理由で休日や夜間に自己都合で受診してしまう安易な救急利用のこと。...P.88

災害時要援護者登録制度

災害が起きたとき、高齢や障害があるなどの理由で自力での避難や情報収集が難しい方(災害時要援護者)を守るために、事前に登録し、必要な支援につなげる制度。...P.106

再生可能エネルギー

石油、石炭等の有限な資源を利用する化石エネルギーとは異なり、太陽光や風力、バイオマス、地熱といった再生利用が可能なエネルギーのこと。化石エネルギーに替わるクリーンなエネルギーとして注目されている。...P.128

在宅医療連携拠点はんとう

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、医療機関と介護事業者等の連携を図るための事業を実施する拠点。...P.93

CoC 認証

CoCはChain of Custodyの略。FM認証を受けた森林から産出された木材・紙製品を、適切に管理・加工していることを第三者機関が審査し、認証する制度。...P.64

ジェネリック医薬品

後発医薬品のこと、「新薬(先発医薬品)」の特許が切れた後に販売される、新薬と有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると認められた薬。一般的に新薬より低価格。...P.98

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標。...P.148

施設利用率(上水道)

施設の配水能力に対する平均配水量の比率で、施設の利用状況を見る指標。高いほど施設が有効に利用されていることになる。...P.125

自治体DX推進計画

国が示すデジタル社会のビジョンを実現するための計画。...P.154

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率の過去3年間の平均値。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額を指標化したもの。...P.157

シティセールス、シティプロモーション

単に都市を売り込む宣伝活動ではなく、都市づくりの観点から、市のイメージ及び知名度の向上と必要な資源(ヒト、モノ、カネ、情報など)の獲得に向けて、都市外へ働きかけたり、資源の活用を図ったりする一連の戦略的な活動のこと。...P.56

シビックプライド

「都市に対する市民の誇り」、「地域住民一人ひとりがまちづくりに対して持つ責任感」。シビックプライドを持つ住民が増えることで、地域の活性化や観光客を迎え入れる風土の醸成などにつながり、インバウンドにおいてもプラスの影響をもたらすと考えられている。...P.9

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質な第三者後見人等の候補者。...P.90

重層的支援

高齢、障害、子どもなどの属性を問わず包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については適切に多機関で協働しネットワークで支援すること。...P.94

収用

公共の利益となる事業の用に供するため、土地を必要とする場合においてその土地を使用すること。...P.137

小規模特認校制度

小規模校の特徴を生かした教育活動を推進している小・中学校で、教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるため、一定の条件のもとに通学区域外からの転入学を認め、児童生徒を受け入れる制度。...P.74

人権三法

差別を解消するために施行された3つの法律で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」を指す。...P.150

森林経営の集積化

所有者が自ら経営管理できない森林の経営管理を、市町村又は林業経営者に集積すること。...P.64

森林施業の集約化

複数の所有者がいる森林を取りまとめ、路網整備や伐採等の森林施業を一体的に実施すること。...P.64

森林認証材

森林認証制度に基づき認証された木材等のこと。...P.64

せ

生態系サービス

私たちの暮らしを支える食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。...P.112

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人を不利益から守る制度のこと。...P.90

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。...P.112

専門職後見人

司法書士や弁護士、社会福祉士等の専門家の後見人等のこと。...P.92

そ

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み合うという考え方。...P.94

Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。...P.74、138

ち

地域子育て支援拠点

0歳~就学前の親子が、子ども同士の遊びや親同士の交流のほか、相談や学習の場として活用できる場所で、市内6か所(岩沢、双柳2箇所、山手町、永田、下赤工)に配置されている。...P.70

地域福祉推進組織

自治会や民生委員・児童委員協議会などの地域団体、地域ごとのボランティア団体や活動の趣旨に賛同した人などで構成される住民主体の支え合い活動を行う組織。...P.90

地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。...P.136

地方公営企業

公共の福祉の増進を図るため、地方公営企業法に基づき、上下水道や交通など住民生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する地方公共団体が経営する企業。事業ごとに特別会計を設置し、独立採算を原則とした、自立的な事業活動を行う。...P.126

鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣被害対策の実践的活動を担う。...P.62

鳥獣被害対策隊

市職員による対策チーム。鳥獣被害の対策効果を高めるため①捕獲、②環境整備、③防除の3つの取組を地域ぐるみで展開している。...P.62

て

DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。...P.148

デジタルアーカイブ

文書や文化資源などを電子データの形で長期的に保管する記録方式のこと。...P.83

と

特殊詐欺

犯人が電話やハガキや封書等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪 (現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗を含む。) のこと。...P.108

特定保健指導

生活習慣病予防検診 (特定健診) を受けたあと、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて、生活習慣の改善が必要な人に行われる保健指導。...P.86

特定生産緑地

指定から 30 年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、買取申出が可能となる期日を 10 年延期したもののこと。...P.137

に

二次交通

拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。本市においては、特に飯能駅や東飯能駅から各観光地や登山口までの交通のことをいう。...P.59

2025 年問題

2025 年までに団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となるタイミングの前後で引き起こされる様々な問題の総称。...P.90

日本創成会議

10 年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者などの有志が平成 23(2011) 年 5 月に立ち上げた組織。現在は活動を休止している。...P.8

認知症初期集中支援

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた体制を構築し支援すること。...P.93

認定こども園

幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを兼ね備えている施設のこと。...P.72

の

“農のある暮らし”「飯能住まい」制度

「優良田園住宅制度」に本市独自の「農のある暮らし」を加味し、その他の政策と組み合わせることで、豊かな自然環境を享受しながら、農村のゆとりと潤いのある生活や地域の魅力を生かした良質な生活空間を創出することにより、移住定住や地域活性化を促進することを目的とした制度。...P.132

は

8050 問題

80 代の親と 50 代のひきこもり状態の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴う様々な問題のこと。...P.90

パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

性別などの違いに関係なく、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合う「パートナーシップ関係」であることを表明した 2 者が、市に届出をし、市がその届出を受理したことを公に証明する制度。...P.150

飯能新校

埼玉県立高等学校の再編整備により、飯能高等学校と飯能南高等学校を統合し新たに誕生する新校。新校のコンセプトを「進学を重視した地域と協働する高校」とし、令和 5(2023) 年度開校予定。...P.77

飯能版ネウボラ

国が参考としているフィンランドの子育て支援制度であるネウボラ (neuvola: 助言の場を意味し、保健師等が継続的に相談支援を行う制度) の考え方をもとに、子育て世代包括支援センターと子育て総合センターが主軸となり、妊娠前から出産、子育て期にわたる継続的な支援によって、より身近な場で妊産婦等を支える飯能市独自の取組のこと。...P.70

ひ

PFS

Pay For Success の略。国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業であり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの。...P.154

ビジターセンター

主としてその公園の地形・地質、動植物等を公園利用者が容易に理解できるよう解説、展示するための施設。...P.82

beyond5G

第五世代移動通信システム (5G) は、生活基盤を超えた社会基盤へと進化すると見込まれるが、その次の世代の beyond 5G (いわゆる 6G) は、サイバー空間を現実世界 (フィジカル空間) と一体化させ、Society 5.0 のバックボーンとして中核的な機能を担うことが期待される。...P.138

ふ

ふくしの森ステーション

CSW (コミュニティソーシャルワーカー、P.185) が活動する地域の拠点。...P.90

ふれあい収集

自分でごみを集積所へ出すことができない要介護者などを対象とした戸別収集 (戸別訪問) のこと。...P.131

ほ

放課後子ども教室

地域の全ての児童を対象として、放課後に地域住民の参画を得て、子どもが学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う場のこと。...P.76

防火地域・準防火地域

市街地における火災をはじめとする災害に強いまちづくりの実現に向け、建物を構造の面から規制する地域。...P.136

ま

MaaS(マース)

Mobility as a Service の略。スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。...P.120

マイクロツーリズム

自宅から 1 時間から 2 時間圏内の地元または近隣への宿泊観光や日帰り観光のこと。...P.58

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする。...P.154

マイナンバーカード

国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する共通番号制度 (マイナンバー制度) に基づき発行される、マイナンバー (個人番号) が記載された顔写真付のカードのこと。...P.98

み

みんなの自習室

児童が自分でやりたい学習内容を持参し、分からないところを教員経験者の講師から個別指導を受けられる事業。...P.80

緑のトラスト保全第4号地

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を末永く保全していく活動(緑のトラスト活動)の対象地で、県内全14箇所の中の1つ。第4号地は、飯能市矢嵐ほかに位置する2.3haの飯能河原周辺河岸緑地を指す。...P.112

や

野菜プロジェクト

野菜摂取量が日本一である長野県の平均寿命の長さに着目し、健康寿命を伸ばすために野菜摂取量の増加を呼びかける一連の取組のこと。...P.86

ゆ

有収率(上水道)

つくった水道水が、どの程度届けられているかを示す割合。この値が高いほど無駄なく水道水を供給できているということになる。...P.125

ら

ライフステージ

人間の一生における子ども期、青壮年期、中高年期などのそれぞれの段階をいうが、人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう場合もある。...P.78

り

利用権設定面積

農業経営基盤強化促進法に基づき、市で定める農用地利用集積計画において農地の貸し手と借り手の貸借等の権利を設定すること。...P.63

ろ

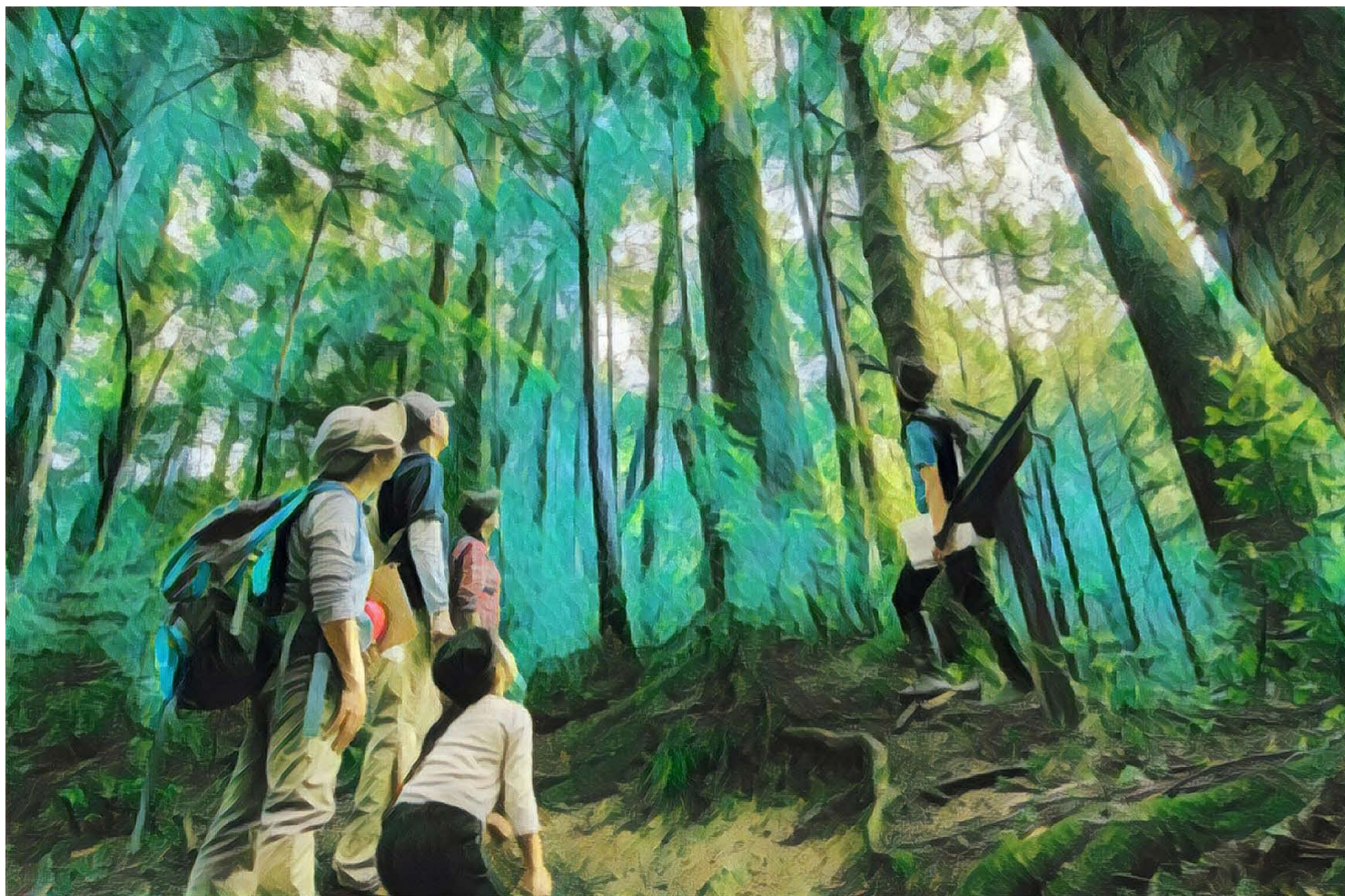
6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。...P.62

わ

ワーケーション

英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の造語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。...P.58



第 5 次飯能市総合振興計画

後期基本計画

発行日 令和 4(2022) 年 4 月

発行者 埼玉県飯能市

埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1

電話：042-973-2111(代表)

編集者 企画総務部企画課



第5次飯能市総合振興計画

基本構想(平成28年度～令和7年度)

後期基本計画(令和4年度～令和7年度)